

「2023 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請」に対する道の回答への評価・見解

北海道労働者福祉協議会

2022 年度の要請項目と道からの回答			
要請項目	回答内容	2022 年度回答に対する評価・見解	【参考】2021 年度回答
1. SDGs(持続可能な開発目標)の達成と協同組合の促進・支援			
(1)北海道における SDGs 推進			
<p>① 北海道における SDGs 推進にあたっては、本来 SDGs の中で最も重要な目標のひとつである「貧困の根絶・格差の是正」を重要項目として明確に位置付け、道の各種政策や計画へ反映させるとともに道民に対して広くアピールする。また、各種計画で設定された貧困の削減目標の達成に向け、着実に取り組む。</p>	<p>○ 道では、昨年の 10 月に改定した北海道総合計画において、安全で安心して心豊かに住み続けることができる活力ある地域社会の形成を目指し、誰一人取り残さない等、SDGs の理念に合致する施策を推進することとしております。</p> <p>○ また、SDGs の理念や目標を各種計画へ反映するなどして、SDGs 全体の目標達成に向け、関連する施策を着実に実施してまいります。</p> <p>○ 道としては、引き続き、多様な主体の方々と連携・協働した取組を進めながら、将来にわたって安心して住み続けることができる地域社会の形成に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">【総合政策部計画局計画推進課】</p>	<p>■ 格差・貧困の拡大と連鎖が社会問題化するなかで、SDGs の最も重要な目標である「貧困の根絶・格差の是正」について、道としてより明確に位置付ける必要があるものと思料する。係る課題は、道の各種政策や計画の方針として掲げられている「SDGs の推進」に広く含まれるものではあるが、道民に対するメッセージとしては具体性に欠けるものと考えます。</p> <p>■ 「北海道 SDGs 推進ビジョン」の指針では、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて取り組むことを定め、道の各種計画に反映する旨表明されているが、アリバイ的に理念を掲げ、画餅に帰すことのないよう関連する施策の実施状況や関係団体との連携状況をモニタリングしていく必要がある。特に、安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けて道が推進する施策に「貧困や格差」に係る課題等が反映され、是正に向けた具体策が講じられているか、その実践状況を注視したい。</p>	<p>○ 道では、今年の 10 月に改定した北海道総合計画において、安全で安心して心豊かに住み続けることができる活力ある地域社会の形成を目指し、誰一人取り残さない等、SDGs の理念に合致する施策を推進することとしております。</p> <p>○ 道としては、SDGs の理念や目標を各種計画へ反映するなどして、関連する施策を着実に実施するとともに、多様な主体の方々と連携・協働した取組を進めながら、将来にわたって安心して住み続けることができる地域社会の形成に取り組んでまいります。</p> <p>○ なお、現在改訂を進めている第 2 期北海道創生総合戦略においては、基本戦略の中で安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現などを位置付けるとともに、戦略推進の基本方針として SDGs の推進を掲げ、SDGs の理念と合致する施策を推進していくこととしております。</p> <p style="text-align: right;">【総合政策部計画局計画推進課】 【地域創生局地域戦略課】</p>
<p>② 政府が SDGs 実施指針の優先課題のひとつとして掲げる「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現のために、北海道においても、外国人・外国にルーツを持つ人々が地域の中で安心して暮らせるよう、人権・労働基本権の保障、交通インフラの整備、保健医療サービスへのアクセスの保障、教育の機会均等など多文化共生社会への転換を加速させる必要がある。北海道が「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」に掲げている「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」を目指すためにも、とりわけ人権や労働関係法令に係る不適切な対応が発生しないよう実態の把握と事業者に対する周知・啓発や必要な指導・助言等を適切に実施するとともに、引き続き、北海道外国人相談センターにおける相談体制や情報提供体制の充実をはかる。また、ウクライナ紛争に伴うウクライナ避難民等、人道的配慮が必要な外国人の受入に</p>	<p>○ 北海道外国人相談センターにおいては、道内各地域からの相談者の増加やコロナ禍の長期化、ウクライナ情勢への対応などに伴い、相談内容についても複雑・多様化していることから、引き続き、道内に在住している外国人の方々が安全・安心に生活していけるよう移動相談会や休日対応等も行いながら、相談者個々の実情に応じたきめ細かな相談対応を実施するとともに、生活に必要な情報などをホームページや SNS を通じて多言語により提供し、道内にお住まいの外国人の方々にはっきり届くよう取り組んでまいります。</p> <p>○ ウクライナ人避難民については、札幌出入国在留管理局や関係市町村、民間企業と連携して住宅や生活資金、物資などの支援を行っているほか、北海道外国人相談センターにウクライナ人留学生を相談員として配置し、日本での生活で生じた各種相談に対応しており、引き続き、関係機関との連携を密に、適切な支援を実施してまいります。</p> <p>○ こうした取組を通じて、「外国人材の受入拡大・強制に向けた対応方向」に掲げている、外国人の方々を地域社会の一員として受け入れ、共に生きていく多文化共生社</p>	<p>■ 回答で示された通り、道内在住の外国人に対しては各種相談対応や多言語による情報提供をはじめ、ウクライナ人避難民に対するサポートなど道として一定の対策が実施されているものと判断される。</p> <p>■ 今後も必要とされる外国人材の受入拡大に向けては、道が掲げる多文化共生社会、「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」を実現するための総合的な施策とその実践が必要となるが、そのためにも在住外国人の実情や「生の声」を踏まえた対策が肝要と考える。道に対しては、引き続き、こうした観点からの外国人に対する相談体制や情報提供の機能強化はもとより、人権や労働環境に係る不適切な対応が行われることのないよう実態の把握と事業者に対する必要な指導・助言の実施を求めたい。</p> <p>■ 併せて、ウクライナ紛争の長期化に伴い、ウクライナ人避難民に対する人道的配慮も初期対応とは別のフェイズに移っているものと推測</p>	<p>○ 北海道外国人相談センターにおいては、相談件数が増加傾向にあることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、相談内容についても複雑・多様化していることから、引き続き、道内に在住している外国人の方々が安全・安心に生活していけるよう移動相談会や休日対応等も行いながら、相談者個々の実情に応じたきめ細かな相談対応を実施するとともに、生活に必要な情報などをホームページや SNS を通じて多言語により提供し、道内にお住まいの外国人の方々にはっきり届くよう取り組んでまいります。</p> <p>○ こうした取組を通じて、「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」に掲げている、外国人の方々を地域社会の一員として受け入れ、共に生きていく多文化共生社会の実現に向けて努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【総合政策部国際局国際課】</p> <p>○ 労働法規の遵守について、道では、各振興局における労働問題セミナーの開催、労働ガイド</p>

<p>際しては、関係機関とも連携を密に適切な支援を継続して実施する。</p>	<p>会の実現に向けて努めてまいります。</p> <p>【総合政策部国際局国際課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働法規の遵守について、道では、各振興局における労働問題セミナーの開催、労働ガイドブックを作成し経済・業界団体や労働団体へ配布、ホームページの活用等により、労働関係法令の周知・啓発に努めてきたところです。 ○ また、道の労働相談ホットラインでは、労使双方からの労働条件や就労環境に関する相談に対し、各種制度の紹介や助言・指導を行うなど、丁寧な対応に努めているところです。 <p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p>	<p>されることから、引き続き実態に即した適切な支援の継続を求めたい。</p>	<p>ブックを作成し経済・業界団体や労働団体へ配布、ホームページの活用等により、労働関係法令の周知・啓発に努めてきたところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、道の労働相談ホットラインでは、労使双方からの労働条件や就労環境に関する相談に対し、各種制度の紹介や助言・指導を行うなど、丁寧な対応に努めているところです。 <p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p>
<p>【重点項目】</p> <p>(2)北海道による協同組合支援の強化</p> <p>人口急減地域特定地域づくり推進法や労働者協同組合法の成立など、持続可能な社会づくりに向けた協同組合の役割発揮への期待は、コロナ禍で「人と人とのつながり」のかたがたが大きく変容する中においても引き続き高いことから、北海道においても協同組合の支援をより一層強化する。</p> <p>北海道は、協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、地域創生の取組みの策定に際しては、協同組合との連携を基本戦略等に明確に位置付けるとともに、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合支援を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口急減地域特定地域づくり推進法に基づく特定地域づくり推進事業は、地域創生を進めていく上で有効な取組と考えており、道としても、国や市町村、関係団体と連携を深めながら、制度の周知はもとより、先行事例の共有や地域の実情等を踏まえた助言を行うなど、多くの地域でこの制度の活用が進むよう取り組んでまいります。 ○ なお、道が策定する第2期北海道創生総合戦略では、基本的な考え方においてオール北海道での戦略の推進や民間との連携・協働を掲げており、こうした考え方の下、引き続き、多様な主体との連携を図りながら、地域創生に取り組んでまいります。 <p>【総合政策部地域戦略課、地域政策課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協同組合については、後段における回答において、昨年同様、政府の「SDGs 実施指針」をもとに新しい公共の担い手として社会からの期待が高まる協同組合との連携や様々な取組みの推進について触れられているが、道として様々な取組みを進めるにあたり、協同組合等と具体的にどのように連携し、どのような支援がなされているのか、さらに、今後の協同組合の役割発揮に向けた連携強化策、政策的位置を高めていくための施策や支援策について具体的な言及がなかった点は遺憾である。 ■ 持続可能な地域づくりに向け、新しい公共の担い手として「多様な主体」の一翼を担う協同組合の社会的役割や期待感、行政との連携について、道における地方創生の取組みや各種政策にもより具体的に反映し、協同組合に対する社会的期待感と政策的位置付けとの整合性を図ることで、協同組合の活動を一層支援するよう要請を継続する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2期北海道創生総合戦略では、基本的な考え方において、オール北海道での戦略の推進や民間との連携・協働を掲げており、こうした考え方の下、多様な主体との連携を図りながら、地域創生に取り組んでおります。 <p>【総合政策部地域創生局地域戦略課】</p>
<p>(3)地域における協同組合の育成・発展に向けた地域住民への周知・啓発</p> <p>協同組合は、政府の「SDGs 実施指針」における「新しい公共」の担い手として SDGs へ貢献していくことが期待されている。こうした観点も踏まえ北海道として、広く地域住民へ向けて協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、協同組合の育成・発展のための広報、統一的な統計調査、研修会等を開催する。</p> <p>(5)持続可能な地域づくりに向けた非営利・協同組織と自治体・行政との協働関係の充実</p> <p>北海道は、持続可能な地域づくりのために、非営利・協同組織との関係を、単なるコスト削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協同組合は、「相互扶助・民主主義・平等・公平・連帯」といった価値観のもと共通の目的を持った方々により運営される組織であり、農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、消費生活協同組合法などの各個別法の規定に基づき設立された各協同組合等に対しては、道の各所管課が設立認可や指導監督などを通じて個別に関わりを持ちながら、育成・発展に努めているところです。 ○ また、協同組合は、政府の定める「SDGs 実施指針」において、新しい公共の担い手として明記されるなど社会からの期待が高まっており、道としては、今後とも協同組合等とも連携しながら、持続可能な北海道経済と地域住民の生活向上に向けて、様々な取組を進めてまいります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前年と同一回答であり、形式的回答の域を出ていないことは極めて遺憾である。道内においては、単一の協同組合では解決できない課題について、複数の協同組合の連携で解決し、持続可能な北海道経済と地域住民の生活向上に寄与することを目的に18団体により構成される「協同組合ネット北海道」が2020年6月に発足しており、既に業種の垣根をこえた協同組合間連携で、SDGs の目標達成や地域課題の解決をめざし様々な活動を展開している。 ■ 道では、各協同組合に対する指導監督を通じて個別に関りを持っている旨の回答が示されているが、SDGs 目標の達成や地域課題の解決に向けては「協同組合ネット北海道」の発足趣 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協同組合は、「相互扶助・民主主義・平等・公平・連帯」といった価値観のもと共通の目的を持った方々により運営される組織であり、農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、消費生活協同組合法などの各個別法の規定に基づき設立された各協同組合等に対しては、道の各所管課が設立認可や指導監督などを通じて個別に関わりを持ちながら、育成・発展に努めているところです。 ○ また、協同組合は、政府の定める「SDGs 実施指針」において、新しい公共の担い手として明記されるなど社会からの期待が高まっており、道としては、今後とも協同組合等とも連携しながら、持続可能な北海道経済と地域住民

<p>減や下請け型の業務委託ではなく、目的や基準（公正労働基準）を明確にした上での対等なパートナーシップにもとづく協働の関係へと再編成する。そのため、地域福祉の向上と住民自治の促進をはかる目的で、指定管理者制度などの公共サービスを充実させるための制度・政策を総合的に見直し、充実させる。</p>	<p>す。</p> <p style="text-align: right;">【経済部労働政策局雇用労政課】</p>	<p>旨からも明らかなように協同組合間連携が不可欠であり、そのうえで行政との協働を促進することが必要と考える。</p> <p>■ 協同組合組織等と行政が対等なパートナーシップのもとで連携を深掘し、協働による取組の具体化を促進することが求められており、道に対しては、単に指導監督の立場からだけではなく、「協働」の立場からの関係構築や協同組合の育成・発展に向けた活動強化の要請を継続する必要がある。</p>	<p>の生活向上に向けて、様々な取組を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【経済部労働政策局雇用労政課】</p>
<p>【重点項目】 (4)地域における就労創出と住民自治を促進する「協同労働の協同組合」の育成・支援 北海道は、本年10月に施行された「労働者協同組合法」の主旨や法制化の背景を踏まえ、社会的に排除された人々の就労を通じた社会参加を促進する担い手としての「協同労働の協同組合」や社会的企業の果たす役割を重視し、その育成・支援を充実させるとともに、持続可能で活力あるコミュニティの実現に向け多様な就労の機会と事業化を促進するための政策を積極的・先進的に推進する。</p>	<p>○ 労働者協同組合法は、多様な就労の機会の創出などを促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的として、組合員が出資すると同時に、自らも事業に従事する新しい組織である「労働者協同組合」に関し、設立や管理など必要な事項を定めるものと承知しております。</p> <p>○ 道では、これまで法施行に向け、関係団体の方々と連携しながら、市町村職員等を対象とした説明会を開催するなど、法の目的や概要等について、周知を図ってきたところであり、今後とも国や関係機関などと連携しながら、持続可能で活力ある地域社会の実現に向けた取組を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【経済部労働政策局雇用労政課】</p>	<p>■ 2022年10月より施行された「労働者協同組合法」の運用については、法制化の背景や目的に照らし、同法の円滑な施行に向けた自治体職員への周知活動が行われている旨、回答されている。</p> <p>■ 労働者協同組合により、介護、子育て、地域づくり関連など幅広い事業が行われ、多様な事業分野で新しい働き方を実現することができるかとされているが、こうした活動は、道が標榜する「持続可能で活力ある地域社会の実現」に大きく貢献する可能性を秘めていることから、引き続き、同法に基づく「協同労働の協同組合」の育成・支援に向けた道の積極的・先進的な政策の実現を期待し動向を注目したい。</p>	<p>○ なお、労働者協同組合法は、多様な就労の機会の創出などを促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的として、組合員が出資すると同時に、自らも事業に従事する新しい組織である「労働者協同組合」に関し、設立や管理など必要な事項を定めるものと承知しております。</p> <p>現在国において、令和4年10月の同法施行に向け、所要の準備作業を進めているものと承知しており、道では各部局で情報共有の上、国の今後の制度設計を注視しながら、法の円滑な施行に向けて取り組む考えです。</p> <p style="text-align: right;">【経済部労働政策局雇用労政課】</p>
<p>2. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化</p>			
<p>(1)被災者・避難者への生活支援 北海道は、被災地から道内市町村に避難している方々や「北海道胆振東部地震」の被災者への支援策を一層強化するとともに、以下の取り組みを進める。</p> <p>① 引き続き、国に対し、「被災者生活再建支援法の狭間」の問題（同一災害における境界線の明暗問題）への対応として法律適用外の被災者への支援策等、被災者生活再建支援制度の拡充を働きかけるとともに、同制度を補充する北海道独自の支援制度について検討を行う。また、本制度の内容について広く道民への周知を図る。</p>	<p>○ 道としては、被災した世帯の生活再建を確実に支援し、迅速な復旧復興を図るため、複数の市町村に跨る災害時に被災者間で不均衡が生じることを防ぐよう、被災者生活再建支援制度の適用対象地域の拡大を図るよう国に対し、要望しております。</p> <p>また、全ての被災市町村を支援の対象として、法に基づく救済が平等に行われるよう見直すことについて、全国知事会を通して国に要望しているところです。</p> <p>○ 同制度を補充する北海道独自の支援制度については、国が毎年行う都道府県独自の被災者生活再建支援制度に係る調査の結果などを参考のうえ、他都府県の制度について、情報収集を行っております。</p> <p>○ 道の住家被害見舞金等については、道のホームページに掲載しており、本制度の対象となる災害が発生した場合には、本制度の適用状況や概要等も掲載して周知を図っております。</p> <p style="text-align: right;">【総務部危機対策局危機対策課】</p>	<p>■ この間の全国知事会の要請もあり、2020年12月に、被災者生活再建支援法の一部が改正され、「中規模半壊世帯」にも支援給付金が給付されるよう拡大されたものの、依然として被災区域の全壊住宅世帯数により、その適応が分かれる問題（「被災者生活再建支援法の狭間」の問題）^{※1}が残されており、また、胆振東部地震では、北海道特有の高気密住宅がゆえに必然的に損壊判定が小さくなり住宅修繕費が不足する世帯が多くあったことなどを踏まえ、引き続き、地域特有の環境や仕組みも反映する形で同制度改正への働きかけを求める必要がある。</p> <p>※1 被災者生活再建支援法の適用要件は、災害救助法の適用を受け、「100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県」「10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村」、「その隣接する市町村においては5世帯以上の住宅全壊被害」など、都道府県や市町村の区画ごとに一定数の全壊住宅被害の発生がなければならないとされている。</p> <p>■ 同法の改正がされるまでの間、被災区域で同法の適用を受けられない被災世帯へ同水準の支援ができるよう道としての制度化の検討を求める要請に対しては、国が毎年行う都道府県独自の被災者生活再建支援制度に係る調査の結果などを参考のうえ、他都府県の制度について、</p>	<p>○ 被災者生活再建支援法が令和2年12月に改正され、中規模半壊世帯まで支給範囲が拡大されております。</p> <p>道としては、被災した世帯の生活再建を確実に支援し、迅速な復旧復興を図るため、被災者生活再建支援制度の適用対象地域の拡大を図るよう国に対し、要望しております。</p> <p>また、全ての被災区域が支給の対象となるよう見直すことについては、全国知事会を通して国に要望しているところです。</p> <p>同制度を補充する北海道独自の支援制度については、国が毎年行う都道府県独自の被災者生活再建支援制度に係る調査の結果などを参考のうえ、他都府県の制度について、情報収集を行っております。</p> <p>なお、道の住家被害見舞金等については、道のホームページに掲載しており、本制度の対象となる災害が発生した場合には、本制度の適用状況や概要等も掲載して周知を図っております。</p> <p style="text-align: right;">【総務部危機対策局危機対策課】</p>

		<p>情報収集を行っている旨、前年と同一の回答に止まっている。</p> <p>■ 道に対しては、引き続き情報収集の結果を踏まえた補完制度検討の加速化を求めなければならない。加えて、現行の「北海道自然災害に伴う住宅被害見舞金」の保障内容についても拡充の検討を求める必要がある。</p>	
<p>② 緊急的な復旧だけでなく、就労・事業再建支援等の総合的な生活再建支援や被災地のくらし全般の復興に必要とされる自治会等地域組織の再生状況の確認や被災者に寄り添う各種サポートの実践に向けた支援体制の構築等、被災者の自立に向けた市町村や関係機関との連携を強化する。</p>	<p>【未回答】</p> <p>○ 要請内容は市町村が取り組む内容のため回答が困難とのこと。</p>	<p>■ 被災者の自立に向けた市町村や関係機関との連携強化を求める要請趣旨であったが、市町村が取り組む内容とのことで未回答となった。関連する前年の要請項目に対する道からの回答では、「被災地における状況なども共有しながら、市町村や福祉関係者、民間事業者等とのより一層の連携のもとで、必要な方策を協議するなどして、安心して暮らすことのできる地域づくりが進むよう取り組んでいく」旨が示されていたにもかかわらず未回答となったのは遺憾である。</p> <p>■ 被災者に対する支援は、被災者を取り巻く状況・ニーズも変化し、「応急仮設住宅等の在り方の見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた支援」「生活確保・自立に向けた市町村等の情報提供体制の整備」「就労・事業再建支援等の総合的な生活再建支援」等々の課題が指摘されるなど、道においても緊急的な復旧支援だけではなく、自立に確実につながるよう市町村や関係機関との連携を強化し、被災地のくらし全般の復興を支援することが求められる。</p> <p>■ 先進的な取り組みを展開する自治体や国の指針に基づく情報の発信、民間事業者との連携情報の共有化とそれらを踏まえた支援体制構築の協議等、道としての役割発揮が必要な課題と思料されるが、こうした観点からの道としての対応スタンスについて検証し、要請継続の可否を判断したい。</p>	<p>○ 道では、平時より、道内市町村の災害ボランティア体制整備のための支援を行う、常設の北海道災害ボランティアセンター（運営主体：北海道社会福祉協議会）の運営に対し、助成を行っているところ。</p> <p>○ また、北海道災害ボランティアセンターにおいては、「市町村災害ボランティアセンター設置運営マニュアル策定に係る考え方」を作成・配布し、市町村における災害ボランティアセンターの設置・運営方法の検討を促進する等、災害時の災害ボランティア活動が速やかに行われる体制の整備を推進してきました。</p> <p>○ 一方、北海道災害ボランティアセンターの活動は、被災した家屋の修復等、主に緊急で一次的なものであり、被災地のくらし全般の復興に向けては、自治会等の地域組織の立ち直りや再生の状況、被災者の自立、あるいは復興へ向けた意欲や活動等を、市町村や関係機関等において確認することが必要と考えております。</p> <p>○ 道としては、今後とも北海道災害ボランティアセンターに対する財政的支援を行うとともに、災害ボランティアに関連する各種研修等に連携して取り組み、災害時の円滑な災害ボランティア活動が可能となる体制整備に取り組んでまいります。</p> <p>【保健福祉部地域福祉課】</p>
<p>(2) 平時における防災・減災の対策</p> <p>北海道は、各地で頻発する自然災害に備え、以下のとおり防災・減災対策を早急に進める。</p> <p>① 災害からのくらし全般の復興支援に向けて、平時から「災害福祉支援ネットワーク」等を活用した行政・社協・NPO等民間の多様な連携の促進に取り組むとともに、非常時に備えた財源づくりを検討する。</p>	<p><福祉分野での連携></p> <p>(北海道社会福祉協議会)</p> <p>○ 道では、被災者支援に資するよう、平時より道内市町村の災害ボランティア体制整備のための支援を行う、常設の北海道災害ボランティアセンター（運営主体：北海道社会福祉協議会）に対し、財政的支援を行うとともに、災害ボランティアに関連する各種研修等に引き続き、連携して取り組んでまいります。</p> <p><民間福祉団体・社協></p> <p>○ 道では、令和元年度から、民間福祉団体や道社協を構成員とした「災害福祉支援ネットワーク」を構築し、令和3年度には、大規模災害発生時に、一般避難所等において要配慮者への福祉的支援を行う「北海道災害派遣福祉</p>	<p>■ 前年と同一回答である。</p> <p>常設の北海道災害ボランティアセンターを通じて道内市町村の災害ボランティア体制整備支援をはじめ被災地におけるボランティア活動をバックアップする取組みがなされているものと判断する。また、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中にける生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援をおこなう「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の結成は、長期間の避難所生活において生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害の軽減・防</p>	<p><福祉分野での連携></p> <p>(社協)</p> <p>○ 道では、平時より道内市町村の災害ボランティア体制整備のための支援を行う、常設の北海道災害ボランティアセンター（運営主体：北海道社会福祉協議会）に対し、財政的支援を行うとともに、災害ボランティアに関連する各種研修等に連携して取り組んでいます。</p> <p>(民間福祉団体・社協)</p> <p>○ 道では、昨年度、民間福祉団体や道社協を構成員とした「災害福祉支援ネットワーク」を構築したところであり、今後、令和3年度中に、災害発生時に、一般避難所で災害時要配慮者に福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム</p>

	<p>チーム（DWAT）」を設置したところであり、今後とも関係団体や福祉専門職の方々と連携した支援に取り組んでまいります。 【保健福祉部地域福祉課】</p> <p>○ 地域特性に配慮した防災・減災対策の推進に向け財源の確保が必要と考えており、国に対し引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に進めるために必要な予算を安定的に確保するとともに、地方負担の軽減を図ること等について要請してまいります。 【総務部危機対策局危機対策課】</p>	<p>止に向けて大きな役割を担うものと期待したい。</p> <p>■ 引き続き、地域特性に配慮した防災・減災対策の推進に必要な財源の安定的な確保、および地方負担の軽減策等、国への要請も含めた財源づくりの検討を求めたい。</p>	<p>（DWAT）」を結成する予定としております。 【保健福祉部地域福祉課】</p> <p>○ 地域特性に配慮した防災・減災対策の推進に向け財源の確保が必要と考えており、国に対し引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に進めるために必要な予算を安定的に確保するとともに、地方負担の軽減を図ること等について要請してまいります。 【総務部危機対策局危機対策課】</p>
<p>② 全国平均を大きく下回る状況にある、災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化率の向上と自治体庁舎の非常用電源燃料の備蓄不足解消に向けた支援を継続する。</p>	<p>○ 防災拠点となる公共施設の耐震化をはじめ、多岐にわたる防災対策を着実に推進するうえで緊急防災・減災事業債は非常に有効であり、令和7年度まで延長されたところであるが、道では全国知事会等と連携しながら、制度を恒久化することに加えて、要件緩和などの起債制度の拡充について国に対し要望してまいります。また、自治体庁舎の非常用電源燃料についても、備蓄の必要性等について周知等を進めてまいります。 【総務部危機対策局危機対策課】</p>	<p>■ 前年とほぼ同一の回答である。道内における①災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設の耐震化 ②津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画、津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設及び公用施設に関する情報、また「緊急防災・減災事業債」による事業計画および進捗について開示を求める必要があり、その情報の周知により、住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりに対する住民の意識向上の動機付けが図られるものと認識する。</p> <p>■ 一方、昨年総務省による調査結果においては、道内自治体の8割が非常用発電設備を庁舎に整備しているとされるが、保存目安期間の確認等、燃料の維持管理を実施していない自治体が47.9%に上り、平時の操作訓練を実施していない自治体が78.5%に上るなどの実態が明らかとなり、道として発電燃料備蓄の必要性の周知はもとより、燃料の供給・備蓄に係る不備の解消に向けた積極的な対応が必要と判断する。</p>	<p>○ 防災拠点となる公共施設の耐震化を図るうえで、緊急防災・減災事業債は非常に有利な財政支援制度であり、今年度から5年間の延長となったところであるが、制度の恒久化や要件緩和などの起債制度の拡充について、全国知事会等とも連携しながら、引き続き国に対して要望してまいります。また、自治体庁舎の非常用電源燃料についても、備蓄の必要性等について周知等を進めてまいります。 【総務部危機対策局危機対策課】</p> <p>○ 道立学校においては、校舎等の耐震化、屋内運動場等における吊り天井等の落下防止対策、吊り天井等以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策について、いずれも実施率100%となっています。今後も、災害による重大な事故発生のため、学校施設の点検及び対策について適切に対応するよう努めてまいります。 【教育庁総務政策局施設課】</p>
<p>③ 災害時に手助けが必要な高齢者や障害者、外国人などの迅速な避難が優先されるよう、個別避難計画の作成を徹底する。また、自治体における避難行動要支援者の名簿の更新を徹底する。さらに改正災害対策基本法（2021年5月21日施行）にもとづく「避難情報に関するガイドライン」の実効性を高めるよう、通信手段の確保や情報提供のあり方など情報発信に関する総合的な取り組みを強化する。</p>	<p>○ Lアラートの活用などにより情報伝達体制の強化を図るとともに、住民等への災害情報伝達手段の多重化・多様化に活用可能な財政措置を周知するなど、引き続き取組を促進してまいります。 【総務部危機対策局危機対策課】</p> <p>○ 令和3年5月の災害対策基本法の改正により、障がい者や高齢者等の避難行動要支援者の個別避難計画作成が市町村の努力義務化され、ハザードマップで危険な地域に住んでいる等優先度の高い方については、概ね5年程度で計画を作成するよう求められているところです。</p> <p>○ このため、道として、市町村における個別避難計画の作成が推進されるよう、国のモデル事業を活用し、全市町村を対象とした研修会を開催するとともに、地域に出向き個別の研修会を実施するなど、避難行動要支援者名簿</p>	<p>■ 災害発生時における避難行動要支援者、特に視聴覚障がい者等への災害情報伝達や避難行動時支援が課題となっており、避難行動要支援者名簿をベースとし、具体的に支援者と要支援者を確認するなど地域全体で実効性のある支援体制を構築することが求められている。災害時における自治会、自主防災組織等による避難行動要請支援者の避難支援、平時における地域全体での避難訓練実施、地域での災害計画、地域防災計画の策定が必要であり、道として各市町村の状況把握および促進を図るとともに、住民等への災害情報伝達手段の多重化・多様化も含めた積極的な財政支援を求めたい。</p>	<p>○ Lアラートの活用などにより情報伝達体制の強化を図るとともに、住民等への災害情報伝達手段の多重化・多様化に活用可能な財政措置を周知するなど、引き続き取組を促進してまいります。 【総務部危機対策局危機対策課】</p>

	<p>の更新や1件でも多くの計画が作成されるよう、市町村に対する支援を実施しているところである。</p> <p style="text-align: center;">【保健福祉部総務課】</p>		
<p>④ 住民や企業に対し、千島海溝・日本海溝型地震等の大規模な地震や津波、および台風・大雨による水害や土砂災害など今後想定される大規模災害に備えた避難訓練や防災教育等の啓発活動を強めるとともに、大地震の際に自らの安全を確保する一斉訓練「北海道シェイクアウト」への参加団体拡大をすすめる。</p>	<p>○ 道においては、市町村防災訓練支援のほか、ホームページや広報誌、ラジオ、SNS等を活用し、防災に関する情報発信を行っています。</p> <p>また、地震発生時に自分自身の身を守る方法を身に付ける「北海道シェイクアウト訓練」を道全体の取組とするため、住民や企業に広く参加を呼びかけ、全道一斉に実施しているところである。</p> <p style="text-align: center;">【総務部危機対策局危機対策課】</p>	<p>■ 要請内容については、道による対策の推進が図られているものと思料するが、北海道では、日本海溝・千島海溝沿いを震源とする巨大地震と津波による犠牲者が最大で14万9千人に上ると想定されている。</p> <p>巨大地震の津波浸水想定区域内にあり、避難計画の策定が義務付けられる学校も27市町で計244校に上るが、避難マニュアルの作成状況や内容、計画に基づいた訓練の実施状況を把握・管理したうえで課題の改善を図るなど道としての対策の強化を求めたい。</p>	<p>○ 道においては、市町村防災訓練の支援、ホームページ・Facebook・広報紙・ラジオ等を活用した防災に関する情報発信を行っています。また、地震の発生を想定して身を守る安全行動を促す「北海道シェイクアウト訓練」を道全体の取組とするため、住民や企業に広く参加を呼びかけ、全道一斉に実施しているところである。</p> <p style="text-align: center;">【総務部危機対策局危機対策課】</p>
<p>⑤ 新型コロナウイルス感染症が避難者間で拡大しないよう、大規模災害時の避難や避難所における感染症対策の備えを徹底し、地域住民への周知・広報を行う。</p> <p>特に、道内市町村における感染症対策に伴う避難所不足の解消、感染症対策で必要とされる4品目の備蓄状況の更なる改善に向けた財政支援や広域的な物資調達の実効性を確保する取組を強化する。</p> <p>【重点項目】</p> <p>⑥ 浸水想定区域における安全な避難施設の整備・避難ビル等の指定を徹底するとともに、道内における洪水の避難場所として不適切な避難場所(施設等)の改善に向けた対策を早急に実施する。</p>	<p>○ 市町村に対し、可能な限り多くの避難所を開設できるよう、災害時に避難所として活用できるホテル等のリストを提供しているほか、親戚、知人宅などへの分散避難の検討について周知しているところである。</p> <p>また、感染症対策を講じた避難所運営を行うために必要な物資の確保が市町村のみでは困難な場合を想定し、道において感染症対策物資の備蓄を行ったところであり、今後も、市町村の備蓄状況を踏まえ、災害時における物資調達の実効性確保に向けた取組を進めてまいります</p> <p style="text-align: center;">【総務部危機対策局危機対策課】</p> <p>○ 災害時に備え、自宅療養者に関する情報について、市町村防災部局と共有するとともに、避難所等における感染症対策について、市町村と保健所が連携し検討や準備等を行っているところである。</p> <p style="text-align: center;">【保健福祉部総務課】</p> <p>○ 避難施設については、浸水想定区域外への整備を促すとともに、浸水までの時間が短く、避難ができない地域については、避難ビル等の指定についても促してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【総務部危機対策局危機対策課】</p>	<p>■ 北海道においては、避難所での感染症対策についての検証を行ったうえで「北海道版避難所マニュアル」に新型コロナウイルスを含む感染症対策を反映するなどの対応が行われている。</p> <p>引き続き、避難所における感染症対策物資の備蓄状況や災害時の連携協定等物資調達の実効性確保の取組みや、現在、市町村と保健所が連携し検討や準備等が行われているとされる避難所等における感染症対策について注目したい。</p> <p>■ 津波による浸水想定区域における安全な避難施設の整備については、国による補助率引き上げ(2分の1⇒3分の2)の対象となる特別強化地域に道内39市町が指定されたが、南海トラフ地震への備えが進む四国や東海に比し対策が遅れているとされる道内の整備事業を加速させるためにも、道に対しては広域的な視点で市町と危機感を共有し一体となった防災・減災対策の構築と推進を強く求めたい。</p> <p>■ また、2019年10月の台風19号による被災を受けて国が実施した調査では、2020年4月時点で洪水の避難場所として不適切な避難場所(施設等)が北海道においても160カ所あるとされていたが、避難場所で被災するといった最悪の事態を回避するためにも、道に対しては改善状況の開示と早期の改善(当該自治体に対する指導と支援)を求める必要がある。</p>	<p>○ 市町村に対し、可能な限り多くの避難所を開設できるよう、災害時に避難所として活用できるホテル等のリストを提供しているほか、親戚、知人宅などへの分散避難の検討について周知しているところである。</p> <p>また、感染症対策を講じた避難所運営を行うために必要な物資の確保が市町村のみでは困難な場合を想定し、道において感染症対策物資の備蓄を行ったところであり、今後も、市町村の備蓄状況を踏まえ、災害時における物資調達の実効性確保に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>避難施設については、浸水想定区域外への整備を促すとともに、浸水までの時間が短く、避難ができない地域については、避難ビル等の指定についても促してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【総務部危機対策局危機対策課】</p>
<p>【重点項目】</p> <p>⑦ 市町村において、災害時要配慮者を地域で守る仕組みを作り、障がい者等のインクルーシブ防災の実現を目指す事業等、好事例の検討・導入に向けた支援を積極的に実施する。</p>	<p>○ 市町村毎に社会資源等の状況が異なることから、各地域の実情に応じた仕組み作りの参考となるよう、国のモデル事業を活用している他都府県や市町村の好事例などの情報について市町村に情報提供しています。</p> <p>○ 道としては、今後とも、市町村の取組状況の把握に努め、</p>	<p>■ 道からの回答では、道内外における好事例についての情報提供が行われている旨示されたが、インクルーシブ防災に係る具体的な言及はなかった。</p> <p>■ 2011年の東日本大震災では、障がい者の死亡率は住民全体の死亡率の2倍に上り、避難で</p>	<p>○ 道では、これまで、道内市町村に対し、様々な機会を通じて避難行動要支援者名簿作成を促してきたところであり、平成29年3月には、全ての市町村で作成が完了したところである。</p> <p>○ また、個別避難計画については、市町村に対し、計画作成に係る技術的な助言等を行うと</p>

	<p>必要な支援を行ってまいります。 【保健福祉部総務課】</p>	<p>きずに逃げ遅れた方が相当数いたと推測されている。また、様々な家庭環境や事情から要配慮者の申告がなされず避難行動要支援者として把握できていないケースも想定される。今後の防災・減災対策を検討するにあたっては、誰ひとり取り残さない包摂的な防災を基本に据え、地域において避難時に配慮が必要な人たちと地域の支援者が協働で災害時ケアプランを作成のうえ取り組んでいくことが肝要である。市町村において災害時要配慮者を地域で守る仕組みを作り、障がい者等のインクルーシブ防災の実現をめざす事業を積極的に展開する必要があります。道として好事例の情報発信に止まることなく、より主体的な関与が必要と考える。</p>	<p>ともに、国が示す先進事例の活用や計画作成に関する研修会への参加を働きかけてきたほか、市町村の防災分野や保健福祉分野の担当者が集まる会議などの場において、より実践的な好事例を紹介するなど、計画作成に向けた支援に努めているところです。</p> <p>○ 実行性のある避難支援を行うためには、地域の実情を踏まえつつ、名簿情報の更新や個別避難計画の作成及び関係者間での共有を行い、適切に活用していくことが重要であることから、道としては、今後とも、市町村の取組状況の把握に努め、必要な支援を行ってまいります。</p> <p>③⑧⑨関連【保健福祉部総務課】</p>
<p>3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化</p>			
<p>(1) 教育の機会均等～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～ 【重点項目】</p> <p>① 北海道は、国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充を積極的に働きかけるとともに、経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充を図る。</p>	<p>○ 道では、これまで高等教育に係る教育費の負担軽減のため、日本学生支援機構の奨学金について貸与条件の緩和や枠の拡大、国による高等教育の修学支援制度について給付額の引上げや支援対象者の拡充など、制度の充実について要望してきており、引き続き、全国知事会とも連携し、国に対して要望してまいります。</p> <p>また、経済的な事情を抱えながらも大学等への修学意欲のある方々に、自らの進路決定に当たって参考としていただけるよう、国の修学支援制度や奨学金返還の相談窓口などの情報をまとめた「大学等修学のための経済的支援の手引き」を道のホームページ「大学等修学のための経済的支援情報サイト」に掲載するなどして各種支援制度の周知に努めているところです。</p> <p><参考> https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ksk/95213.html 【総務部教育・法人局総合教育推進課】</p>	<p>■ 前年と同一回答である。</p> <p>奨学金制度については、2010年代前半に奨学金の返済困難が社会問題として可視化され、奨学金問題対策全国会議や中央労福協が様々な団体や関係者と連携し、世論喚起や政策・制度の改善に取り組んできた経緯にある。</p> <p>その結果、2017年度に給付型奨学金制度が創設され、2020年度の大学等修学支援制度導入により授業料減免や給付型奨学金が拡充されたが、支援対象者は低所得世帯の学生に限定されており、支援対象の更なる拡大や教育費の負担軽減、併せて奨学金返済者の負担軽減や返済困難者の救済が引き続きの課題となっている。</p> <p>■ 2020年に施行された大学等修学支援法については、施行後4年間の状況を勘案し、検討を加え必要に応じて見直しを行うとされている。</p> <p>新たに「出世払い」型の大学奨学金導入に向けた制度設計も進められているが、道による制度充実に向けた国への要望に際しては、関係団体とも情報共有を図るなど連携を強化し、給付型奨学金の拡充等、より実態に即した制度改善要望となるよう当協議会からの要請を継続したい。</p> <p>■ また、相談窓口については、HPにおける情報の発信に加えて、道における奨学金返済困難者向けの相談窓口の開設や相談窓口の設置・拡充に係る市町村に対する指導の検討を要望したい。</p>	<p>○ 国においては、令和2年4月から真に支援が必要な低所得世帯を対象に、大学等の授業料及び入学金の減免と給付型奨学金を大幅に拡充した高等教育の修学支援新制度を実施しています。</p> <p>道では、これまで高等教育に係る教育費の負担軽減のため、奨学金の給付額の引き上げや支援対象者の拡充など、制度の充実について要望してきており、引き続き、全国知事会とも連携し、国に対して要望してまいります。</p> <p>○ また、道では、経済的な事情を抱えながらも大学等への修学意欲のある方々に、自らの進路決定に当たって参考としていただけるよう、国の修学支援制度や奨学金返還の相談窓口などの情報をまとめた「大学等修学のための経済的支援の手引き」を道のホームページ「大学等修学のための経済的支援情報サイト」に掲載しているほか、SNSを活用するなどして各種支援制度の周知に努めているところです。</p> <p>【総務部教育・法人局総合教育推進課】</p>
<p>【重点項目】</p> <p>② 当協議会が実施する「奨学金に関する電話相談」の相談内容や、また、北海道労働金庫が取</p>	<p>○ 国においては、令和2年4月から真に支援が必要な低所得世帯を対象に、大学等の授業料及び入学金の減免と給</p>	<p>■ 「奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進要綱について」(令和2年6月総務省通知)</p>	<p>○ 国においては、令和2年4月から真に支援が必要な低所得世帯を対象に、大学等の授業料</p>

<p>り扱う「奨学金借換ローン」の利用実績（2017年10月の制度開始から2022年6月末までの累計で434件・融資金額10億4,899万円）からも、奨学金制度利用者が社会人になってからの返済負担が利用者に重く押し掛かっている実態が明らかとなっており、奨学金制度の更なる改善、教育費や奨学金返済の負担を軽減する対策は喫緊の課題となっている。こうした状況を背景に、全国的には2021年6月現在で、すでに33府県・487市町村（2020年6月現在では32府県・423市町村）において、地元企業に就職するなど一定の要件を満たした場合に奨学金の返還を支援する仕組みが導入・実施されている。北海道としても、利用者の返済支援はもとより、「北海道創生総合戦略」の基本戦略に掲げられている未来を担う若者を支える教育環境を充実させ新規就労支援や人口減少対策をすすめる観点からも、全国の実態やこの間の検討結果を踏まえ、国の奨学金制度を補う北海道独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度創設（充実・改善）を検討・実施する。</p>	<p>付型奨学金を大幅に拡充した高等教育の修学支援新制度を実施しています。</p> <p>○道では、関係部局により構成している庁内会議において、道としての修学支援のあり方などについて、国の制度の運用状況や課題等を踏まえながら、検討を進めてまいります</p> <p style="text-align: center;">【総務部教育・法人局総合教育推進課】</p> <p>○本道において人口減少、地域の担い手不足が深刻化する中、若者の道内への就業や定着を図ることは重要であると考えています。</p> <p>○国の奨学金返還支援制度については、2020年6月に新たに策定され、若者の地域定着に向け、対象要件の見直しや財政措置の拡充が図られるなど、市町村が活用しやすい制度となったところです。</p> <p>○一方、道が奨学金返還支援に直接取り組むとした場合、対象者の札幌圏への一極集中の懸念や、企業の就業環境改善を優先すべきといった意見などがあることから、道としましては、引き続き、国の制度及び先行事例の市町村への情報提供を行うとともに、道HP等を活用した市町村の奨学金返還制度の学生等への周知など、市町村の取組支援に努めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【総合政策部地域政策課】</p>	<p>では、就職等により地域に定着する人材を確保するため、奨学金を活用した若者の地方定着の促進を図るとする旨が通知されている。本通知においては、都道府県の役割も明確であり、基金の設置に対しても特別交付税措置が図られることから道としての早期の取り組みが必要と判断するが、今次回答においても、対象者の札幌圏への一極集中、企業の就業環境改善の優先を理由に道独自の基金の設立については消極的な対応姿勢となっている。北海道全体を俯瞰し、未来を担う若者を支える教育環境を充実させ新規就労支援や人口減少対策をすすめる観点から、道としての積極的な制度（基金）開設に向けた検討を引き続き要望したい。</p> <p>■既に、UIターンの促進など若者の地元定着に向け、札幌市（さっぽろ圏12市町村）を含め36市町村において要件・支援内容は異なるものの奨学金返還の支援を行う事業が実施されているが、今後においては、道として、各自治体・経済界との連携を強化しつつ、実施自治体の制度の周知、未実施自治体への制度創設に向けた働きかけ、各自治体への財政的支援、さらに制度創設に際しての認定企業拡大に向けた企業負担（半額給付）軽減策の検討等に主体的に取り組むことが求められる。</p> <p>併せて、既に道内市町村で実施している大学等教育機関での修学等に係る各種支援制度についても積極的に周知することが望まれる。</p>	<p>及び入学金の減免と給付型奨学金を大幅に拡充した高等教育の修学支援新制度を実施しているところである。</p> <p>道では、関係部局により構成している庁内会議において、道としての修学支援のあり方などについて、国の制度の運用状況や課題等を踏まえながら、検討を進めてまいります。</p> <p>※「道独自の給付型奨学金制度の検討・実施」について</p> <p style="text-align: center;">【総務部教育・法人局総合教育推進課】</p> <p>○本道において人口減少、地域の担い手不足が深刻化する中、若者の道内への就業や定着を図ることは重要であると考えています。国の奨学金返還支援制度については、昨年6月に新たに策定され、若者の地域定着に向け、対象要件の見直しや財政措置の拡充が図られるなど、市町村が活用しやすい制度となったところであり、一方、道が奨学金返還支援に直接取り組むとした場合、対象者の札幌圏への一極集中の懸念や、企業の就業環境改善を優先すべきといった意見などがあることから、道としましては、引き続き、国の制度及び先行事例の市町村への情報提供を行うとともに、道HP等を活用した市町村の奨学金返還制度の学生等への周知など、市町村の取組支援に努めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【総合政策部地域創生局地域政策課】</p>
<p>③ また、高校生を対象とした自治体の奨学金制度について、返済困難者に対する相談体制や救済措置を拡充する。道内高校生を対象とした公益財団法人北海道高等学校奨学会等で実施している貸与型奨学金制度について、コロナ禍での家計急変により収入が激減した世帯への制度緩和をはかるとともに、返済困難者が増加することが想定されることから相談体制の充実、返済、減免、免除等の救済措置を講ずる。</p>	<p>○道では、公益財団法人北海道高等学校奨学会を通じ、新型コロナウイルス感染症の影響によるものも含め経済的理由により修学が困難な高校生に対して、無利子で奨学金の貸付を行っています。</p> <p>○奨学金の返済に当たっては、災害や病気、けが、生活保護の受給など、家計の急変により返済が困難となった場合は、返還の猶予の相談に応じるとともに、心身が不自由となったことなどに伴い、労働が困難となった場合等には、返還の免除を行うなどの救済措置を講じているところであり、今後とも、社会情勢を踏まえながら、必要な支援に努めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【総務部学事課】</p>	<p>■前年と同一の回答である。</p> <p>道として一定の対策が講じられているものと史料するが、回答で示されたように今後予想される返済困難者の増加等、社会情勢を踏まえつつ必要な支援対策が実施されているのか検証する必要がある。</p>	<p>○道では、公益財団法人北海道高等学校奨学会を通じ、新型コロナウイルス感染症の影響による経済的理由により、修学が困難な高校生に対しても、無利子で奨学金の貸付を行っています。</p> <p>○奨学金の返済に当たっては、災害や病気、けが、生活保護の受給など、家計の急変により返済が困難となった場合は、返還の猶予の相談に応じるとともに、心身が不自由となったことなどに伴い、労働が困難となった場合等には、返還の免除を行うなどの救済措置を講じているところであり、今後とも、社会情勢を踏まえながら、必要な支援に努めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【総務部学事課】</p>
<p>④ コロナ禍に伴う奨学金の返済困難者の増加に対応し、必要な人が漏れなく返還期限の猶予や減額等の支援を受けられるように自治体の奨学金の救済制度に係る情報提供を一層強化し制度の周知を徹底する。</p>	<p>○経済的な理由により学費の調達が困難な方への支援を目的として、多くの市町村において奨学金制度を設けているほか、奨学金の返還支援制度を設けている市町村もあります。</p> <p>道では、これら道内の各市町村で実施している、大学等高等教育機関での修学等に係る各種支援制度について、金額や募集期間など制度の概要を道ホームページ「大学</p>	<p>■前年と同一の回答である。</p> <p>各自治体において一定の対策が講じられているものと史料するが、支援体制の構築にあたっては、各市町村での制度設計を今一度検証し、不足部分の補完や市町村では賅えない事業に対しての支援を要望したい。また、各種支援制度を認識していない学生も想定されることか</p>	<p>○経済的な理由により学費の調達が困難な方への支援を目的として、多くの市町村において奨学金制度を設けています。</p> <p>また、奨学金の返還支援制度を設けている市町村もあります。</p> <p>これら道内の各市町村で実施している、大学等高等教育機関での修学等に係る各種支援制</p>

	<p>等修学のための経済的支援情報サイト」に振興局管内ごとに情報を取りまとめて掲載し、各種制度の周知に努めているところです。</p> <p><参考> https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ksk/95213.html 【総務部教育・法人局総合教育推進課】</p>	<p>ら、教育機関とも連携し各種制度に係る情報提供と周知活動の一層の強化を求めたい。</p>	<p>度については、金額や募集期間など制度の概要を道ホームページ「大学等修学のための経済的支援情報サイト」に管内ごとに情報を取りまとめて掲載し、各種制度の周知に努めているところです。</p> <p>【総務部教育・法人局総合教育推進課】</p>
<p>⑤ 学生は、学習環境の悪化、友人関係構築の希薄さ、生活リズムの崩れ、家族関係の変化等によって心身の安定を維持することが難しくなっており、希死念慮を抱くまで深刻化するケースも少なくない。学生に対するメンタルヘルスの充実を図るため数居が低い相談やカウンセリング体制の強化を早急に進める。</p>	<p>○ 道では、「いのちやこころに関する相談窓口」における電話等による相談のほか、悩みを抱えた方々が安心して気軽に相談できる「こころの健康SNS相談窓口」を設け、年齢を問わず、新型コロナウイルス感染拡大で不安などを感じていらっしゃる方からの相談を受け付けているところあり、学生等が1人で悩むことのないよう、大学等を通じて周知してまいります。</p> <p><参考> https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/200520corona.html https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/linesoudan.html 【総務部教育・法人局総合教育推進課】</p>	<p>■ 基本的には各大学の学生相談室等がその役割を担うと考えるが、複層的な困難を抱えている学生に対する複層的な支援体制が必要考える。この間、道で試行実施してきた「SNSを活用した相談体制の構築事業」（こころの健康LINE相談）の実施結果によると80%を超える相談者が「満足」「やや満足」と回答が寄せられており、文字情報による相談対応であることから相談技法の検討など改善すべき課題があるもの有効な手法であると判断する。</p> <p>■ 同事業は、既に相談対象者、受付時間、相談体制等の拡充が図られており、今後の運営に期待するとともに、同様の相談事業を実施している関係団体との連携や、より専門的な知見を有する相談先ネットワークの構築、およびその周知活動についても求めたい。</p>	<p>○ 文部科学省の調査（R3.11）によりますと、 ・休学者の割合は、令和2年度に比べて令和3年度の方が若干増加しており、コロナを理由とした休学者の増加割合は、それを上回る ・休学者の内訳は、令和2年度に比べ、学生生活不適応・修学意欲低下や心身耗弱・疾患が増加と分析しており、学生からの相談体制の整備を大学等に求めています。</p> <p>○ 道におきましても、保健福祉部精神保健福祉センターが実施する「いのちやこころに関する相談窓口」における電話相談のほか、悩みを抱えた方々が安心して気軽に相談できる「LINE相談窓口」を設け、年齢を問わず、新型コロナウイルス感染拡大で不安などを感じていらっしゃる方からの相談を受け付けているところあり、学生等が1人で悩むことのないよう、大学等を通じて周知してまいります。</p> <p>【総務部教育・法人局総合教育推進課】</p>
<p>⑥ GIGAスクール構想の推進等、ICT（情報通信技術）活用による家庭学習支援の実施に際しては、児童生徒の学習の機会均等確保を前提に各家庭における情報通信環境の差による教育格差が生じることのないよう配慮した施策を講ずるとともに、ICT教育のデメリットとされるSNSリスク（いじめや性犯罪被害・ネット依存症）に対応する情報活用能力の育成・モラル教育の推進、また、目や体・心などへの健康被害の防止対策等についても強化する。</p>	<p>○ これまで道教委では、オンライン学習の実施に当たって、全国都道府県教育委員会連合会と連携し、家庭における通信費の負担軽減などについて、財政支援の充実を国に要望してきたところです。</p> <p>今後も、こうした取組に加え、就学援助や国の補助金等を活用した通信環境の整備について市町村に働きかけるなど、全ての児童生徒に学びを保障することができるよう、努めてまいります。</p> <p>また、情報活用能力の育成・モラル教育の推進に向けては、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保しながら、心理や福祉、ICT等の外部の専門家や関係機関と連携し、組織的に対応することが重要であり、 ・児童生徒支援加配など教職員定数措置の拡充 ・スクールカウンセラー等による支援体制の充実 ・教員のICT活用への支援員の配置促進</p> <p>などについて、全国都道府県教育委員会連合会とも連携しながら、国に対し強く要望し人材の一層確保に努めるとともに、情報モラルを含む情報活用能力の育成に係る対策を強化してまいります。</p> <p>○ 目や体・心などへの健康被害など、健康面への影響については、「健康面に留意する」という視点を、まずは教師が理解し、授業等における指導によって児童生徒に伝えるとともに、保護者にも適切に説明することによって、児童生徒がICT機器を使用するに当たっての配慮</p>	<p>■ ICT活用による家庭学習支援の実施については、各家庭における通信費の負担軽減、ネットリテラシーなどの情報活用能力の育成・モラル教育の推進に係る財政支援や人材確保について国に対して要望している旨、回答で示されている。</p> <p>■ 道に対しては、財政支援や人材確保を早期に実現するための対応の強化をはじめ、情報通信環境の差による教育格差が生じることのないよう配慮した施策の実施を望むとともに、ICT活用のデメリットとして認識されている各種リスクや健康被害の実態についてのモニタリングを実施し、問題の早期発見に努めるとともに学校や家庭と連携した速やかな対策の実施を求めたい。</p>	<p>※現在回答調整中⇒1月31日付で以下回答あり</p> <p>○ オンライン学習の実施に当たって、これまで道教委では、民間企業との連携によるルータの貸し出し、公共施設のWi-Fi環境の活用などで対応している市町村の事例を普及啓発するとともに、全国都道府県教育委員会連合会と連携し、家庭における通信費の負担軽減や家庭での通信ネットワーク接続のサポートなどを行う人材の配置等について、財政支援の充実を国に要望してきたところです。</p> <p>道教委では、今後も、こうした取組に加え、就学援助や国の補助金等を活用した通信環境の整備を働きかけるなど、全ての児童生徒に学びを保障することができるよう、努めてまいります。</p> <p>また、ネットリテラシーなどの情報活用能力の育成、モラル教育の推進に向けては、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保しながら、心理や福祉、ICT等の外部の専門家や関係機関と連携のもと、組織的に対応していくことが重要であることから、 ・児童生徒支援加配など教職員定数措置の拡充 ・スクールカウンセラー等による支援体制の充実 ・教員のICT活用への支援員の配置促進</p>

	<p>を、学校と家庭が協働して行うことが重要です。さらに、児童生徒が自らの健康について自覚を持ち、リテラシーとして習得した上で学習に取り組むことが大切であることから、その指導に努めてまいります。</p> <p>【ICT教育推進課・生徒指導・学校安全課、健康・体育課】</p>		<p>などについて、全国都道府県教育委員会連合会とも連携し、国に対し強く要望して、人材の一層確保に努めるとともに、情報モラルを含む情報活用能力の育成に係る対策を強化してまいります。</p> <p>【教育庁ICT教育推進局ICT教育推進課】</p>
<p>(2)緊急雇用対策</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の長期化に伴い、安易な雇止めが行われることのないよう企業等に周知徹底する。また、離職を余儀なくされた労働者に対しては早期の再就職が可能となるよう、引き続き、手厚い就労支援や雇用創出事業を行う。そのため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等も活用し、必要な財源を確保する。</p>	<p>○道では、これまで、国と連携し、経済団体等に対して、雇用維持に係る要請を繰り返し行うとともに、国に対して雇用調整助成金の特例措置等の延長について求めるなど、雇用形態を問わず、休業等を余儀なくされた事業者や労働者への支援を要請してきたところです。</p> <p>○また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、離職を余儀なくされた方々の再就職を支援するため、ジョブカフェ北海道の専門員を増員し、カウンセリング機能を強化したほか、全道各地でオンライン・オフラインを併用したハイブリッド型の企業説明会を開催するとともに、座学と職場研修を実施するなど、手厚い就労支援を行っているところです。</p> <p>○さらに、緊急雇用創出事業の創設など雇用対策の充実について国に対して求めているところであり、今後とも、関係機関とも連携しながら、必要な雇用対策を進めてまいります。</p> <p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p>	<p>■長引く新型コロナウイルス感染症の影響は、道内においても社会経済活動の広範に及んでいるが、この間、道においては、感染状況を踏まえつつ感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた各種取り組みが実施されており、離職者に対する再就職・就労支援等についても大いに評価できるものと判断する。引き続き、各種支援の継続を求めるとともに、他方で、アフターコロナを見据え、社会経済活動の再開に伴う人手不足への対応等、次のフェイズの雇用対策の動向に注目しつつ、必要に応じた施策の検討を求めたい。</p> <p>■併せて、本要請項目からは逸脱するが、道や市町村で働く非正規公務員「会計年度任用職員」が2022年度末で大量に雇い止めされ、それに伴う雇用不安や行政サービスの低下が懸念されている。こうした懸念に対し会計年度任用制度改善の必要性も指摘されており、道としての対応を注視する必要がある。</p>	<p>○道では、感染状況等に応じた警戒ステージを設定し、その考え方を示すことにより、道民の皆様や事業者の方々との認識を共有し、感染症のまん延の防止や医療提供体制への負荷の軽減を図りながら、地域と一体となって感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取組を推進しているところです。</p> <p>○こうした中、これまで、道内で感染拡大した際には、警戒ステージのほか、国の基本的対処方針等に基づき、緊急事態措置やまん延防止等重点措置などを講じるとともに、休業や営業時間短縮等の要請対象となる飲食店など事業者の方々に、他県の対応も参考に、国の基準を踏まえ、売上高等に応じて支援金を支給してきたところです。</p> <p>○今後、感染が再拡大した場合など、休業要請等を検討せざるを得ない状況に至った場合には、医療提供体制への負荷の状況や感染状況を踏まえるとともに、社会経済活動への影響も十分考慮し、要請の対象となる地域や事業者に対し早めに情報提供を行いながら、実効性ある感染症対策となるよう、支援策を含め検討してまいります。</p> <p>【経済部経済企画課】</p> <p>○道では、これまで、国と連携し、経済団体等に対して、雇用維持に係る要請を繰り返し行うとともに、国に対して雇用調整助成金の特例措置等の延長について求めるなど、雇用形態を問わず、休業等を余儀なくされた事業者や労働者への支援を要請しているところです。</p> <p>○また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、離職を余儀なくされた方々の再就職を支援するため、ジョブカフェ北海道の専門員を増員し、カウンセリング機能を強化したほか、全道各地でWebを活用した企業説明会を開催するとともに、座学と職場研修を実施するなど、手厚い就労支援を行っているところです。</p> <p>○さらに、緊急雇用創出事業の創設など雇用対策の充実について国に対して求めているところであり、今後とも、関係機関とも連携しながら、必要な雇用対策を進めてまいります。</p> <p>【雇用労政課労働企画係】</p>

<p>(3)生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備</p> <p>① コロナ禍による困窮や生活困難が深刻さを増す中、生活困窮者自立支援制度が本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備を行うとともに、住民への周知・啓発を徹底する。</p> <p>② コロナ禍に対する相談・支援現場が疲弊し「相談崩壊」を招かないよう、「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」等を活用し、人員体制の強化をはかる。あわせて、医療従事者等と同様に、生活困窮者自立支援事業の従事者に感謝とエールを送り「慰労金」を支給する。</p> <p>③ 生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って安心して働けるよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げなど処遇の改善をはかるとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずる。</p> <p>④ コロナ禍において自立相談窓口には、若年層、女性、セクシャルマイノリティ、外国人等、対応に特段の配慮や専門性を要する方の相談も見受けられる。生活困窮の背景や支援制度を熟知し、多様な支援機関のネットワークを有した専門相談員の配置を進める。</p> <p>⑥ 一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めつつ、自治体間格差を是正し、全体的な底上げをはかる取り組みを推進する。</p> <p>⑦ 北海道としての役割やイニシアティブを発揮し、市町村の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を超えたネットワークづくりなどの支援を強化する。とりわけ、家計改善支援など専門性が求められる事業については、広域的事業の実施も含めて自治体間の調整や支援を行う。</p>	<p>○ 道では、制度の趣旨及び目的等について、各種通知やホームページ等を用い、関係者や住民へ周知しているところですが、引き続き、研修や会議などの機会を捉え、生活困窮者自立支援制度についての周知を図ってまいります。</p> <p>○ 相談員・支援員については、改正法により、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置することが努力義務化されたことを踏まえ、適正な処遇が図られるよう、国への要望を含め、必要な予算の確保に引き続き努めているところです。</p> <p>○ 道としては一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業など各任意事業について、各市への情報提供等により事業実施を推進するなどの働きかけを行うなど支援を行ってまいります。</p> <p>○ 道による市町村等への支援や、支援制度を熟知し多様な支援機関とのネットワークを持つ相談員の配置、市域を超えたネットワークづくりへの支援については道の研修実施による人材養成や国が実施する研修の受講を進めるほか広域の情報交換会などネットワークづくり活動への支援の取組を進めてまいります。</p> <p>①②③④⑥⑦関連【保健福祉部地域福祉課】</p>	<p>■ 相談者や相談内容の多様化への対応については、回答で示された人材養成やネットワークづくり活動への道としての積極的関与に期待するとともに、相談員・支援員等従事者の雇用安定に向けた処遇の改善に対し必要な予算措置を求めたい。</p> <p>■ 2023年度の法改正により自治体に義務化される予定の就労準備支援事業、家計改善支援事業については、既に道が所管するすべての町村を対象に事業が実施されており、引き続き、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業など各任意事業の実施率を高めつつ、自治体間格差を是正し、全体的な底上げをはかる取組みの推進を期待したい。</p>	<p>○ 道では、制度の趣旨及び目的等について、各種通知やホームページ等を用い、関係者や住民へ周知しているところですが、引き続き、研修や会議などの機会を捉え、生活困窮者自立支援制度についての周知を図ってまいります。</p> <p>○ 相談員・支援員については、改正法により、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置することが努力義務化されたことを踏まえ、適正な処遇が図られるよう、国への要望を含め、必要な予算の確保に引き続き努めているところです。</p> <p>○ 改正法により実施が努力義務化された就労準備支援事業及び家計改善支援事業については令和3年度から道が所管するすべての町村を対象に事業を実施しています。</p> <p>また、道としてはその他の任意事業も含め、各市への情報提供等により事業実施を推進するなどの働きかけを行うなど支援を行ってまいります。</p> <p>○ 道による市町村等への支援や、支援制度を熟知し多様な支援機関とのネットワークを持つ相談員の配置、市域を超えたネットワークづくりへの支援については道の研修実施による人材養成や国が実施する研修の受講を進めるほか広域の情報交換会などネットワークづくり活動への支援の取組を進めてまいります。</p> <p>①②③④⑥⑦関連【保健福祉部地域福祉課】</p>
<p>⑤ 生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に判断し、複数年度の委託契約や支援員等人件費の予算を傾斜配分する。</p>	<p>○ 本事業の委託契約に当たっては、価格のみをもって相手方を決定するのは適切でないことから、これまでも公募型プロポーザル方式により決定してきたところですが、今後も、支援の実施体制や具体的な支援方法等により総合的な評価を行い、委託先の適切な選定に努めてまいります。</p> <p>【保健福祉部地域福祉課】</p>	<p>■ 前年と同一の回答である。</p> <p>道においては、これまでも価格だけではなく企画内容や提案内容、事業者の信頼性なども含めて委託先を選定する公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定しているとのことであるが、受託先事業者における人材確保やノウハウ継承を含む事業継続の観点からは実績に応じた複数年の委託契約や予算の傾斜配分も検討すべき課題であり、こうした観点からの要請を継続する必要がある。</p>	<p>○ 本事業の委託契約に当たっては、価格のみをもって相手方を決定するのは適切でないことから、これまでも公募型プロポーザル方式により決定してきたところですが、今後も、支援の実施体制や具体的な支援方法等により総合的な評価を行い、委託先の適切な選定に努めてまいります。</p> <p>【保健福祉部地域福祉課】</p>
<p>【重点項目】</p> <p>⑧ 支援効果の評価にあたっては、経済的自立(就労)のみならず、日常生活や社会生活における</p>	<p>○ 事業の実施にあたっては、定期的に、継続支援対象者の各段階における自立の意欲や社会参加などの状況を把</p>	<p>■ 昨年と同一の回答である。</p> <p>改正法に基づく道内各市および振興局にお</p>	<p>○ 事業の実施にあたっては、定期的に、継続支援対象者の各段階における自立の意欲や社会参加などの状況を把握するため、国から示され</p>

<p>自立も含め、支援の段階に応じて適切に評価する。また、道内各市における改正法に基づく支援会議の設置状況や構成、関係機関との連携等で代替可能とする自治体の現状と課題について把握し必要な支援を継続する。</p>	<p>握するため、国から示された評価シートを活用し、支援の効果について評価を行っているところ。また、支援会議の設置は、道内各市及び各振興局において、設置予定を含め約4割程度であり、設置しない理由については、「現状の関係機関との連携や他の会議で代替可能」と言う意見が多くなっており。道としては、これらを踏まえ各市へ情報提供を行い、支援会議の設置を推進してまいります。 【保健福祉部地域福祉課】</p>	<p>る支援会議の設置状況については、各振興局では設置済みとなっているものの全体では一昨年、昨年の回答で示された水準と同様、依然として予定も含めて約4割程度の設置状況に止まっている。道に対しては、支援会議の実効性を高めるための運営状況の把握と、代替対応可能とする未設置自治体の状況や課題を踏まえた対策(設置の促進)の実施を求めるとともに、支援会議の構成についても道からの一昨年の回答で示された民生・児童委員や地域住民の参画状況や、また当協議会が要請した域内の協同組合やNPO団体等の参画状況について確認する必要がある。</p>	<p>た評価シートを活用し、支援の効果について評価を行っているところ。また、支援会議の設置は、道内各市及び各振興局において、設置予定を含め約4割程度であり、設置しない理由については、「現状の関係機関との連携や他の会議で代替可能」と言う意見が多くなっており。道としては、これらを踏まえ各市へ情報提供を行い、支援会議の設置を推進してまいります。 【保健福祉部地域福祉課】</p>
<p>⑨ 2020年度より実施された「就職氷河期世代活躍支援プラン」を踏まえ、「中高年引きこもり(8050)問題の当事者」と称される就労困難な世代に対する就労支援策として市町村等への後方支援を継続・強化し、地域における相談力の底上げを図る。また、現在、札幌市に設置されているひきこもり地域支援センターを市町村にまで拡充させるよう、国へ働きかける。</p>	<p>○ 道では北海道ひきこもり成年相談センターを設置し、ひきこもりの第一相談窓口としての機能を果たすとともに、精神保健福祉センター、保健所などの関係機関と連携の上、全道の支援ネットワークの構築・普及啓発に努めています。 ○ 上記センターでは、ひきこもり支援に携わる市町村等への後方支援を中心に、研修会、個別相談、ケース検討などを通じて北海道における「ひきこもり支援」のスキルアップを目指し、地域における相談対応力の底上げを図っています。 【保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課】</p>	<p>■ 道として一定の対応が行われているものと思料する。 ○ 道として一定の対応が行われているものと思料する。市町村等への実効性のある後方支援による「地域における相談力の底上げ」など、道における「ひきこもり支援」対策に係る課題への対応状況に注目したい。</p>	<p>○ 道では平成21年度から北海道ひきこもり成年相談センターを設置し、ひきこもりの第一相談窓口としての機能を果たすとともに、精神保健福祉センター、保健所などの関係機関と連携の上、全道の支援ネットワークの構築・普及啓発に努めています。 ○ 上記センターは札幌市に所在し、道内各地における面談での個別相談には限界があるため、ひきこもり支援に携わる市町村等への後方支援を中心に、研修会、個別相談、ケース検討などを通じて北海道における「ひきこもり支援」のスキルアップを目指し、地域における相談力の底上げを図っていきます。 【保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課】</p>
<p>(4)生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応 ① 2018年～2020年に行われた生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響について、実態把握を行い、その影響が及んでいる場合は、従前の基準に戻すとともに、今後とも影響を波及させないようにする。</p>	<p>○ 生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について、国では、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないようにすることを基本的考えとする対応方針を示しており、道では、この対応方針の趣旨を踏まえた適切な対応に配慮していただくよう、平成30年度以降、継続して、各市町村及び道の関係部局に対して通知しております。 【保健福祉部地域福祉課】</p>	<p>■ 要請趣旨の周知徹底を継続している旨、前年と同一回答であるが、他制度への影響の実態把握と何らかの影響が及んでいる場合の善後策については示されていない。 生活保護が真に「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度となるよう、引き続き、道としての実態把握状況や課題への対策について確認するとともに、適切な対応に向けた関係機関への指導を求める必要がある。</p>	<p>○ 生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について、国では、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないようにすることを基本的考えとする対応方針を示しており、道では、この対応方針の趣旨を踏まえた適切な対応に配慮していただくよう、平成30年度以降、継続して、各市町村及び道の関係部局に対して通知しております。 【保健福祉部地域福祉課】</p>
<p>② 生活保護制度の申請は国民の権利であることを広く市民に知らせ、申請書やパンフレットを最新情報にアップデートした上で福祉事務所や行政の各相談窓口を設置する。またコロナ禍においては、申請書等をウェブに掲載し、オンライン申請やFAX申請にも対応するなど、運用の緩和を行う。</p>	<p>○ 生活保護制度について、今後とも、ホームページや保護のしおりを活用しながら制度の周知を図るなど、保護が必要な方々に確実かつ円滑に保護が実施されるよう努めてまいります。 【保健福祉部地域福祉課】</p>	<p>■ 前年と同一回答であり、道として要請内容に係る一定の対応が行われているものと思料する。</p>	<p>○ 生活保護制度について、今後とも、ホームページや保護のしおりを活用しながら制度の周知を図るなど、保護が必要な方々に確実かつ円滑に保護が実施されるよう努めてまいります。 【保健福祉部地域福祉課】</p>
<p>③ 要保護者が生活保護の利用をためらう一因となっていることに鑑み、扶養照会を拒否する要保護者の意向を尊重した対応を徹底するよう、現場に指導する。</p>	<p>○ 扶養照会については、今後とも、要保護者に懇切丁寧に説明し理解を得るなど、きめ細やかな配慮をしながら、関係法令等の趣旨に沿って適切に対応してまいります。 【保健福祉部地域福祉課】</p>	<p>■ 前年と同一の回答であり、道として要請内容に係る一定の対応が行われているものと思料する。</p>	<p>○ 扶養照会については、今後とも、要保護者に懇切丁寧に説明し理解を得るなど、きめ細やかな配慮をしながら、関係法令等の趣旨に沿っ</p>

<p>④ 生活保護行政の公的責任や業務拡大・高度化等を踏まえ、福祉事務所費の大幅な改善を図り、正規公務員によるケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高めるため国へ財政支援を求める。</p>	<p>○ 生活保護に関する業務は、法律・規則のほか、保護の実施要領をはじめとする数多くの通知に基づいて実施する必要があります。専門性を備えた職員による対応が求められることから、今後も福祉事務所における必要な実施体制の確保について国に要望してまいります。 【保健福祉部地域福祉課】</p>	<p>■ 前年と同一の回答である。 生活保護行政の動向に注目し、必要に応じて実施体制の確保に向けた要請を継続したい。</p>	<p>て適切に対応してまいります。 【保健福祉部地域福祉課】</p> <p>○ 生活保護に関する業務は、法律・規則のほか、保護の実施要領をはじめとする数多くの通知に基づいて実施する必要があります。専門性を備えた職員による対応が求められることから、今後も福祉事務所における必要な実施体制の確保について国に要望してまいります。 【保健福祉部地域福祉課】</p>
<p>(5)子どもの貧困・虐待対策の強化 【重点項目】 ① 子どもの貧困対策にあたっては、当事者である子どもの視点を大切にし、「将来」だけでなく、「現在」の生活の支援、経済的支援、教育支援に取り組む基本姿勢を一層明確化する。貧困の削減目標が具体的に設定されている第二期「北海道子どもの貧困対策推進計画」については、教育・福祉・労働等の関係部局の密接な連携のもと、相談支援、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を総合的かつ効果的に推進し、設定した目標の達成に着実に取り組む。 とりわけ、教育格差の是正の観点からは、ひとり親・生活保護・児童養護施設等の子どもの進学率の低さは、早急に改善すべき課題であり、北海道独自の経済的支援制度の実施や関係する部署・所属職員による進学・資金に関する相談会や窓口等の開設を行うこと。 また、努力義務化された市町村における貧困対策計画の策定についても、北海道が目標とする全市町村での策定実施に向けた支援をすすめる。</p>	<p>○ 道では、「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画」に基づき、教育・福祉・労働等の関係部局と連携し、各種施策に取り組んでいるところ。 さらに、新型コロナウイルス感染症の長期化等による物価高騰の影響を受けている、低所得の子育て世代への北海道独自の特別給付金による経済的支援を実施しているほか、道内の高校や中学校へひとり親世帯への相談支援や各種支援策に関するパンフレットを配布しております。 ○ また、市町村における貧困対策計画については、これまでも「計画策定の手引き」を作成・配布するなど支援を行ってきたところ。 今後は、各振興局において策定に向けた具体的な相談に応じるとともに、子ども子育て支援計画等の関係計画との一体的な見直しを助言するなどして、全市町村での計画策定に向けて、着実に取組を進めてまいります。 【保健福祉部子ども子育て支援課】</p> <p>○ 道教委では、子ども将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、また、世代を超えて貧困が連鎖することがないように、「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画」に基づき、各種施策を実施しています。 ○ また、関係部局と連携し、子どもの貧困対策に関する施策のうち、就学援助制度や奨学給付金など、特に児童生徒や保護者の活用が見込まれる教育支援に関する取組を取りまとめ、児童生徒、保護者及び教職員に周知を図っています。 ○ 引き続き、各種支援制度の周知や一層の利用促進に努めてまいります。 【教育庁総務政策局教育政策課】</p>	<p>■ 2018年の時点で子どもの7人に1人が貧困状態にあったとされているが、コロナ禍により子どもを取り巻く状況はより厳しさを増しており、今や5人に1人が貧困状態にあるとも推定されている。また、調査研究からは経済格差が教育・学力格差につながっている実態も明らかとなるなど、当事者である子どもの「現在」の生活支援・教育支援が喫緊の課題となっている。道としての可及的速やかできめ細やかな対策が求められると同時に、具体的支援に際しては、子どもに必要な支援が直接、確実に届くような方策の検討も必要と考える。 ■ 教育格差の抜本的解消のためには教育政策だけではなく貧困や少子化など福祉政策、さらにひとり親世帯の親の雇用形態や就労支援に係る労働政策とも連動する政策転換が必要であり、そうした観点からも、引き続き、「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画」で設定されている施策や数値目標の進捗、道における関係部局との連携状況を注目し、併せて、市町村における推進計画の策定状況についても確認したい。 ■ また、当協議会が昨年11月に実施した「奨学金に関する電話相談」では、生活保護世帯の子どもが大学に進学する場合、進学する子どもを支給対象から外す「世帯分離」と奨学金等の受給が条件とされているが、保護費(生活扶助費)が減額され、さらに社会保障費の負担も増えることで逆に生活に窮しているとの相談が寄せられている。こうした制度上の矛盾が、生活保護世帯の進学率が低水準に止まる要因になっているとも推測され、国に対しては実態に照らした制度改善を求める必要がある。関係団体とも連携し、こうした観点からの道への要請を継続したい。</p>	<p>○ 道では、「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画」に基づき、教育・福祉・労働等の関係部局と連携し、各種施策に取り組んでいるところ。 さらに、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化していることから、家計急変した世帯も含めた低所得の子育て世代への特別給付金による経済的支援のほか、ひとり親世帯への相談支援や各種支援策に関するパンフレットの配布等を行っております。 ○ また、市町村における貧困対策計画については、これまでも「計画策定の手引き」を作成・配布するなど支援を行ってきたところ。 今後は、各振興局において策定に向けた具体的な相談に応じるとともに、子ども子育て支援計画との一体的な見直しを助言するなどして、全市町村での計画策定に向けて、着実に取組を進めてまいります。 【保健福祉部子ども子育て支援課】</p>
<p>【重点項目】 ② 「子どもの居場所づくり」の活動として全道のな広がりを見せている「子ども食堂」は、単に食事の提供に留まらず、様々な体験や学習</p>	<p>○ こども食堂等の子どもの居場所については、貧困対策のみならず、信頼できる大人との出会いや交流の場として、子ども達が成長していく過程におきまして大変重要</p>	<p>■ 食事の確保はもとより、子どもの居場所づくりの活動として全道で展開されている「こども食堂」の役割発揮に向けた各種支援要請について</p>	<p>○ こども食堂等の子どもの居場所については、貧困対策のみならず、信頼できる大人との出会いや交流の場として、子ども達が成長して</p>

<p>の場として、さらに進路相談、いじめや不登校・家庭内暴力相談など「子どもの人権」に係る問題への対応等、多様な機能と役割を有している。「北海道子どもの貧困対策推進計画」では相談・教育・生活の支援に係る施策として「子どもの居場所」を全市町村に設置する目標が掲げられているが、北海道は、子どもの居場所づくり、さらに包括的な相談支援対策としての「子ども食堂」の有用性や可能性とその運営実態に鑑み、次の対策を講ずる。</p> <p>a. 安定した運営を確保するための運営資金の継続的な支援等、「支え合いが支えられる仕組み」を実施する。</p> <p>b. 「子ども食堂」に期待される専門性の高い役割・機能の発展に運営者が安心して応えられるよう、振興局単位での運営者の相談窓口の明確化と相談ネットワークを確立する。</p> <p>c. 「子ども食堂」への支援は、運営者のニーズに応える支援者とのマッチングが大切であり、支援者目線で支援者を募集するのではなく、運営者目線で運営者のニーズに沿った支援者とのコーディネーター機能が必要である。</p> <p>北海道においても、コーディネーターの派遣や電話による相談対応が実践されているが、他府県や札幌市においても始まっている「子供の居場所づくり」を促すため運営団体と支援者を結ぶコーディネーターの配置を振興局単位で実施する。</p> <p>d. 食品ロス削減を含む SDGs を意識した事業者のこども食堂への寄贈が増加する中、保管スペースや配送車両等がなく、寄贈を断らざるを得ない状況も生まれていることから、持続可能な地域物流ネットワーク構築に向けた専門事業者への積極的な働きかけについて道の支援を要請する。</p>	<p>な取組となっております。</p> <p>現在、子どもの居場所は多様な役割を期待されているところですが、道といたしましては、居場所において子ども達との交流を重ねることで見えてくる問題等に気づいた場合には、速やかに各種相談の窓口につないでいただくことが重要と考えております。</p> <p>○また、市町村において、子どもの居場所を活用して支援ニーズの高い子どもを見守り、必要な支援に繋げることができる体制を整備する場合には、国庫補助事業による運営費補助が可能となっているところです。</p> <p>○道では、令和2年度から北海道貧困対策ネットワーク事業を実施しており、子どもの居場所の設置促進や運営支援のため、コーディネーター派遣や相談窓口の設置などの側面的な支援を行っております。</p> <p>また、子どもの居場所を運営している方やこれから運営したいと考えている方に向けて、事例紹介や地域の活動報告などを行う研修会を実施し、地域で活動されている方たちのネットワークを構築するとともに、道内で寄贈物品の配布や運営相談等の中間的支援を担っている団体とも連携協力し、支援体制の更なる強化のため、全道的なネットワーク構築に向けて取組を進めているところです。</p> <p>○道では、子どもの居場所へ支援をいただける企業と「子どもの居場所への支援に係る連携・協力に関する協定」を締結しているほか、ホームページ等でも民間企業等に対し、子どもの居場所への支援を呼びかけているところです。</p> <p style="text-align: center;">【保健福祉部子ども子育て支援課】</p>	<p>は、子どもの居場所の設置促進や運営支援に向けたコーディネーター派遣や相談窓口の設置、地域におけるネットワーク事業の促進など道による具体的側面支援の内容については一定評価できるものとする。</p> <p>■ただし、子ども食堂の機能は食育の推進や多世代交流、地域活性化やまちづくりへの貢献、さらに災害時の食糧供給等、多様化しており、こうした機能を活用した地域づくりの促進に向けた地域(地方自治体)と子ども食堂の連携の必要性も高まっていることから、運営者と支援者のマッチングを図り、道が進める各種方策にきめ細やかに対応するためにも振興局単位でのコーディネーターや専任者の配置が必要と考える。</p> <p>■また、「子ども食堂」の安定した運営を確保するためには運営資金の支援も求められており、国の指針に基づく施策(補助金・交付金の活用や政府備蓄米の無償交付、管内市町村への周知等)の実践状況も含め、現状の側面支援の推移を見守りつつ要請を継続する必要があると判断する。</p>	<p>いく過程におきまして大変重要な取組となっております。</p> <p>現在、子どもの居場所は多様な役割を期待されているところですが、道といたしましては、居場所において子ども達との交流を重ねることで見えてくる問題等に気づいた場合には、速やかに各種相談の窓口につないでいただくことが重要と考えております。</p> <p>○また、市町村において、子どもの居場所を活用して支援ニーズの高い子どもを見守り、必要な支援に繋げることができる体制を整備する場合には、国庫補助事業による運営費補助が可能となっているところです。</p> <p>○道では、令和2年度から北海道貧困対策ネットワーク事業を実施しており、子どもの居場所の設置促進や運営支援のため、コーディネーター派遣や相談窓口の設置などの側面的な支援を行っております。</p> <p>また、子どもの居場所を運営している方やこれから運営したいと考えている方に向けて、事例紹介や地域の活動報告などを行う研修会を実施し、地域で活動されている方たちのネットワークを構築するとともに、道内で寄贈物品の配布や運営相談等の中間的支援を担っている団体とも連携協力し、支援体制の更なる強化のため、全道的なネットワーク構築に向けて取組を進めているところです。</p> <p style="text-align: center;">【保健福祉部子ども子育て支援課】</p>
<p>③ 相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状をふまえて、2023年4月にかけて順次施行される改正児童虐待防止法・改正児童福祉法に基づき、北海道は、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化する。</p> <p>また、児童虐待相談処理件数の急増に対応し、児童相談所の設置について、中核都市についてもその設置を促進するとともに、児童福祉司、相談員、児童心理司等の人材育成・確保を早急に進め、予防的な取り組みを強化し、児童虐待を防止する。</p>	<p>○児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のためには、児童福祉司等の専門職員の増員やなど、児童相談所の体制強化を図るとともに、市町村をはじめとする地域の関係機関が情報を共有し、緊密な連携の下で見守りを行い、必要な支援に繋げることが重要です。</p> <p>○このため、道では、児童福祉司等の専門職員を計画的に増員してきたほか、新たな分室の設置による体制強化や、実践的なカリキュラムに基づく研修を通じた職員の対応能力向上を図ってきたところです。</p> <p>○なお、児童相談所の管轄区域については、改正令や自治体の状況等を踏まえて対応していくとともに、引き続き、各児童相談所の職員が直接地域に出向き、市町村要保護児童対策地域協議会の運営に関する技術的助言を行うなど、関係機関と緊密に連携しながら、できる限り</p>	<p>■道として要請内容に係る一定の対応が行われているものと思料する。</p> <p>児童虐待の問題はコロナ禍においてより深刻化しており、道内の児童相談所が2021年度に対応した児童虐待の相談件数も過去最多の6,421件に上っている。引き続き、実効性のある予防・防止対策の実施状況や専門職員の計画的増員、相談体制の強化について、道の対応を注視する必要がある。</p>	<p>○児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のためには、専門職員の増員など児童相談所の体制強化を図るとともに、市町村をはじめとする地域の関係機関が情報共有し、緊密な連携の下で見守りを行い、必要な支援に繋げることが重要です。</p> <p>○このため、道では、専門職員の計画的増員や、児童虐待対応など専門研修の実施により、児童相談所の体制強化を図るとともに、令和3年1月には、苫小牧市が開設する児童福祉複合施設に室蘭児童相談所の分室を開設したところです。</p> <p>○また、地域の見守り支援機能が十分に発揮されるよう、令和2年度から各児童相談所に配</p>

	<p>家庭に身近な場所で、子どもや家庭への支援が行われるよう、地域における児童相談体制の一層の充実に向けて取り組んでまいります。</p> <p>【保健福祉部子ども子育て支援課】</p>		<p>置している市町村支援児童福祉司が直接市町村に出向き、要保護児童対策地域協議会の機能充実に向けた支援を行っているほか、市町村職員向け研修の充実を図るなど、できる限り家庭に身近な場所で、子どもや家庭への支援が行われるよう、引き続き、児童相談所や地域の児童相談体制の強化に取り組んでまいります。</p> <p>【保健福祉部子ども子育て支援課】</p>
<p>【重点項目】 (6)フードバンク活動の促進 ① 「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行および「食品ロス削減推進基本方針」(2020年3月31日閣議決定)を踏まえ、2021年3月に策定された「北海道食品ロス削減推進計画」では、未利用食品等の有効活用を促進する取組みの柱としてフードバンク活動を実施する団体への食品等の提供が明示されている。北海道は、同推進計画に基づき、フードバンクの活動が継続的・安定的に発展できるよう、道内で活動するフードバンク団体との連携強化を図るとともに、推進計画において課題認識として示されているフードバンク団体の基盤強化(活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備への助成、人材育成など)に向け、国による補助事業の実施等を踏まえた支援策を拡充する。また、供給される食品の衛生管理・物品管理などの責任のあり方に係る課題についても方途を見出し、行政としての積極的な関与と側面支援を実施する。 そのため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等も活用し、必要な財源を確保する。</p>	<p>○ 食品ロスの削減は、食育の推進やSDGsの達成に資する取組であることから、道では、本年3月に「北海道食品ロス削減推進計画」を策定し、関係部局と連携して取組を進めております。 この計画においては、本道の食品ロスを削減し、「めざす姿」を実現するため、消費者、食品関連事業者等、関係機関・団体、行政などが相互に連携し、食品ロスを発生させないよう、道としては、道民への普及啓発として、食品ロス削減セミナーの開催、高校・大学等への出前講座の実施、年末年始の食べきりキャンペーンの実施や食品関連事業者と協働した取組などを行っております。</p> <p>○ そうした中で、フードバンク活動は、未利用食品等を有効活用した食品ロスの削減につながる取組の一つであり、道では、道内でフードバンク活動を行っている団体に対し、未利用食品に関し、衛生的な取扱マニュアルの配付や食品製造業・卸売業者等からの食品の提供申出に関する周知をはじめ、食品の保管施設や運搬車両への支援などを行うことにより、食品関連事業者や消費者の理解を広げ、未利用食品の有効利用を図っております。</p> <p>【農政部食の安全推進局食品政策課】</p>	<p>■ 推進計画において道が課題として認識し示しているフードバンク団体の基盤強化や食品の衛生管理・物品管理に係る課題への対応については、前年度要請に対しては「直接所轄する部署がないため回答が困難」との見解が示されていたが、今次要請に対しては、運営団体に対する衛生的な取扱マニュアルの配付、食品製造業・卸売業者等からの食品の提供申出に関する周知、食品の保管施設や運搬車両への支援などの具体的側面支援が実施されている旨回答で示されている。</p> <p>■ 道として未利用食品等を有効活用した食品ロスの削減を図るうえで、フードバンク団体との連携を強化し活動を促進するメリットは非常に大きいと考える。食品ロス削減を効果的に推進するためには、策定された「北海道食品ロス削減推進計画」に基づくフードバンクと行政との具体的連携や活動支援(基盤整備や周知啓発等)が不可欠であり、そうした連携や支援の実施状況と道が推進計画で掲げる取組み内容との整合性について、引き続き、着目するとともに各運営団体と道内市町村との広域連携も視野に入れた対策の検討についても求めたい。</p>	<p>○ 食品ロスの削減は、食育の推進やSDGsの達成に資する取組であることから、道では、本年3月に「北海道食品ロス削減推進計画」を策定し、関係部局と連携して取組を進めております。</p> <p>○ この計画においては、本道の食品ロスを削減し、「めざす姿」を実現するため、消費者、食品関連事業者等、関係機関・団体、行政などが相互に連携し、食品ロスを発生させないよう、道としては、道民への普及啓発として、食品ロス削減セミナーの開催、高校・大学等への出前講座の実施、年末年始の食べきりキャンペーンの実施や食品関連事業者と協働した取組などを行っております。</p> <p>そうした中で、フードバンク活動は、未利用食品等を有効活用した食品ロスの削減につながる取組の一つであり、食品関連事業者等や消費者などの理解の促進を図ることにより、フードバンク活動団体への未利用食品の提供を促進するなど、国の事業も活用しながら、食品ロス削減の推進に取り組んでまいります。</p> <p>【農政部食の安全推進局食品政策課】</p> <p>※下線部分回答調整中⇒2月17日付で以下回答あり</p> <p>○ フードバンクの推進については食品ロス関連に関わるものについては上記(6)①で回答したとおりとなっており、その他については、直接所管する課がないため、回答することが難しい状況です。</p> <p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>※3月9日付で当協議会からの照会に対し、以下回答あり</p> <p>○ 既に回答のとおり、フードバンクの推進については食品ロス関連に関わるものについては上記(6)①で回答したとおりとなっており、その他については、直接所管する課がないため、回答することが難しい状況です。</p> <p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p>
<p>② フードバンクを食品ロスの削減のみならず福祉分野と災害時の食糧支援システムとして積</p>	<p>○ フードバンクから福祉分野への食品の提供については、福祉行政を所管する部署が、必要に応じて関係する部署</p>	<p>■ 既にフードバンク等が中心となり実施されている生活困窮者向けの食糧支援をはじめ、災害</p>	<p>※現在回答調整中⇒2月17日付で以下回答あり</p>

<p>極的に位置づける。生活困窮者支援に関わる行政や様々な民間団体を通じたフードバンク食品の提供や、パントリー設備の整備、食品ロス削減を通じた環境負荷の低減など、担当部署を明確化したうえで福祉・環境政策とも連携した施策を推進する。</p>	<p>と連携しながら対応してまいります。 【保健福祉部総務課】</p>	<p>時の被災者への食糧提供においてもフードバンクとの連携を深めることは有効であり、福祉・災害時対応において、行政の機能を補完する見地からフードバンクの活動を積極的に取り入れた食糧支援システムの構築が必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ フードバンク団体との連携を食品ロス削減に止まらず福祉分野における食糧支援システムとして一体的に推進するためにも、今次要請に対する回答において所管する部署や関係部署との連携について表明された意味は大きいと判断する。 ■ フードバンク団体が、そのポテンシャルを最大限に発揮し、福祉・環境分野における食糧支援に積極的に関与してもらうためにも、行政側の窓口との関係強化が必要であり、道に対しては、フードバンク団体に対する各種相談対応や支援の実施が効果的かつ迅速に行われる体制の構築を求めたい。 	<p>○ フードバンクの推進については食品ロス関連に関わるものについては前要請項目で回答したとおりとなっており、その他については、直接所管する課がないため、回答することが難しい状況です。 【経済部労働政策局雇用労政課】</p>
<p>(7) 自死・多重債務対策等 ① 国内の2021年の自殺者数は2万人を超え、依然として子どもや若者、女性の自殺者数は増加傾向にあり深刻な状況が続いている。北海道においても、前年比27人増の977人と依然多くの尊い命が失われており、こうした実態を鑑み、北海道は、改正自殺対策基本法および自殺総合対策大綱にもとづき策定された「北海道自殺対策行動計画」を強力かつ迅速に推進し、「北海道自殺対策連絡会議」等の充実を図ることで、自死者30%以上削減とする計画目標を早期に達成する。</p>	<p>○ 道では、改正自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とした「第3期北海道自殺対策行動計画」を平成30年3月に策定し、11の重点事項と49の具体的取組を、国の地域自殺対策強化交付金を有効に活用しながら、進めていくこととしています。</p> <p>○ また、今年度においては、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする「第4期北海道自殺対策行動計画」の策定に向けた検討を行っているところです。</p> <p>○ この計画において、施策の総合的な展開に向けた検討・協議を行うため、保健・医療・福祉や教育、司法、労働等に関する機関・団体、大学・研究機関、警察等からなる「北海道自殺対策連絡会議」や自殺対策関係部局による「自殺対策庁内会議」、各保健所圏域ごとで「自殺対策地域連絡会議」などを毎年開催しており、こうした会議などを通じて、計画に基づく施策を着実に実施してまいります。 【保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課】</p>	<p>■ 道として計画に基づく施策対応が行われているものと判断するが、コロナ禍の長期化や物価高騰等により様々な困難を抱え、孤立や孤独に悩む子どもや若者、女性の自殺者増加が、引き続き懸念される状況にある。</p> <p>■ 2023年度から開始される第4期北海道自殺対策行動計画の検討・策定に際しては、第3期行動計画における施策の実施状況や結果を踏まえつつ、自死者30%以上削減とする計画目標の早期達成に向けた道としてのよりきめ細やかな相談対応や啓発活動、情報発信等、施策や取組みの更なる拡充も必要であり、道の動向に注目したい。</p>	<p>○ 道では、改正自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とした「第3期北海道自殺対策行動計画」を平成30年3月に策定し、11の重点事項と49の具体的取組を、国の地域自殺対策強化交付金を有効に活用しながら、進めていくこととしています。</p> <p>○ この計画において、施策の総合的な展開に向けた検討・協議を行うため、保健・医療・福祉や教育、司法、労働等に関する機関・団体、大学・研究機関、警察等からなる「北海道自殺対策連絡会議」や自殺対策関係部局による「自殺対策庁内会議」、各保健所圏域ごとで「自殺対策地域連絡会議」などを毎年開催しており、こうした会議などを通じて、計画に基づく施策を着実に実施してまいります。 【保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課】</p>
<p>② 北海道は、若年層のいじめや自死防止へ向けた緊急的な当面の対策として、国の委託事業等で実施されているSNS相談活動や前年度から実施されている「北海道こころの健康SNS相談」について、この間の相談対応による具体的な成果や課題を踏まえたより効果的な相談体制の充実をはかり、問題の深刻化を未然に防止する。また、若年層からのSOSの出し方だけでなく相談を受け止める側の研修を含めた自殺予防教育の充実をはかるとともに、相談対応を主体的に担う活動を展開する民間</p>	<p>○ 道では、令和3年度から「北海道こころの健康SNS相談」を実施し相談体制の充実を図ってきたところであり、引き続き、若年層も含め、心の健康問題を抱える人が必要な相談を受けることができる体制を確保していきます。 【保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課】</p> <p>○ 令和3年度に実施した「SNSを活用した相談事業」実施結果については、当課のホームページで公表しています。</p> <p>○ 今年度は、5月16日から3月27日までの毎週月曜日</p>	<p>■ 「SNSを活用した相談体制の検討事業」の実施については、実施期間の拡充（2019年度41日・2020年度66日・2021年度114日・2022年度116日間）等、この間の道の対応を評価したい。引き続き、この間の成果を活かしつつ課題とされる相談対象・相談時間の拡大、相談内容への緊急対応、周知の強化等への積極的対応に期待するとともに、相談体制の充実に向けて前年度から道がLINEを活用のうえ実施している「北海道こころの健康SNS相談」（外部委託事業 月～土曜日：午後6時～10時・日曜日：</p>	<p>○ 昨年度実施した「SNSを活用した相談体制の検討事業」の実施結果については、当課のホームページで公表しています。</p> <p>○ 今年度は、6月21日から3月28日までの毎週月曜日と、長期休業前後の7月19日から9月6日まで及び1月10日から2月5日までの毎日の計114日間に期間を拡充し、事業を実施しているところです。</p> <p>○ また、今年度から道保健福祉部では「北海道こころの健康SNS相談」を実施しており、いじめや自死防止へ向け、効果的な相談体制の充</p>

<p>委託先団体の体制が維持できるよう適切にサポートする。</p>	<p>と、5月1日から5月14日、長期休業前後の8月8日から9月19日まで及び1月9日から2月1日までの毎日の計116日間に期間を拡充し、事業を実施しているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○また、昨年度から道保健福祉部では「北海道こころの健康 SNS 相談」を実施しており、いじめや自死防止へ向け、効果的な相談体制の充実に取り組んでまいります。 ○なお、自殺に関する内容を含む相談に適切に対応できるよう、道教委と委託事業者が協議しながら相談に対応する相談員に対する研修の実施などに取り組んでいるところです。 <p>【教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課】</p>	<p>午後6時～翌朝6時)の相談状況にも注目したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ また、相談対応を主体的に担う民間委託事業者との連携についても相談員研修の取組みに係る協議、その他サポートが適切に行われているものと評価したい。 	<p>実に取り組んでまいります。</p> <p>【教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課】</p>
<p>③ 相談体制が徐々に強化される中、「相談の次」に求められるのは多様な受け皿であり、様々な形の居場所（リアルやネットによってつながる機会）の拡充に必要な費用（人件費や環境整備等）を確保する。また委託団体の実績に応じて複数年度の委託も視野に入れて体制強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道地域自殺対策強化事業では、市町村等の実施する若者をはじめとする住民の孤立防止やメンタルヘルス向上を支援するための傾聴サロン等の居場所づくりに対して補助を行っています。また、事業実績や事業計画を精査し、北海道における更なる自殺対策の強化に資する事業に対し、補助を行うこととしています。 <p>【保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道として要請内容に係る一定の対応が行われているものと判断する。引き続き、相談の事後対応に係る多様な受け皿の拡充に向けた対策の継続強化を望みたい。 ■ 関連して、道が「NPO 法人コミュニティワーク実践センター」と連携・協力し、孤独・孤立に悩む人々、様々な困難や課題を抱える人々への支援に取組む民間団体情報を一元化し、同法人が運営する「北海道支援情報ナビ」で紹介する取組みに期待するとともに、事業連携の効果（登録団体・相談先数や相談者のナビ利用状況）、情報発信の効果について注目しつつ、多様な受け皿や居場所に関する支援情報の充実に求めたい。 	<p>※現在回答調整中⇒2月10日付で以下回答あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道地域自殺対策強化事業では、市町村等の実施する若者をはじめとする住民の孤立防止やメンタルヘルス向上を支援するための傾聴サロン等の居場所づくりに対して補助を行っています。また、事業実績や事業計画を精査し、北海道における更なる自殺対策の強化に資する事業に対し、補助を行うこととしています。 <p>【保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課】</p>
<p>④ 引き続き、北海道として「多重債務相談強化キャンペーン」と連動した啓発活動、相談・支援活動を積極的に展開するとともに、多重債務者対策本部が貸金業者による脱法行為を厳しく監視できるよう、北海道多重債務対策協議会における実態の検証・分析の強化と多重債務者対策本部との関係で有機的な連携をはかる。また、ヤミ金撲滅に向けて引き続き一層の取り組み強化をはかる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道においては、国（多重債務者対策本部）が中心となって設定している多重債務相談強化キャンペーンに併せて、弁護士会・司法書士会・北海道財務局と共催し借金無料相談会を道内各地で実施し、多重債務者の債務整理や生活債権の支援を図っているところです。 ○ また、相談会の開催にあたっては、新聞への広告掲出やメディアの協力を得た広報など積極的な周知を行っております。 ○ 今後とも、北海道多重債務者対策協議会構成員をはじめ、関係機関と連携した取組を進めて参りたいと考えております。 ○ 更に、道内でのヤミ金撲滅の取組につきましても、北海道多重債務者対策協議会などの場を活用した情報収集や交換に努めるとともに、警察への情報提供を積極的に行うよう努めてまいります。 ○ また、貸金業法に基づく貸金業者に関しては、北海道内のみ店舗を有する事業者について本道が登録・監督業務を所管（所管課：消費者安全課）しており、金融庁・各財務局・日本貸金業協会など関係機関と連携し、日々事業者の適法な業務実施について監督・検査を行っているところです。 ○ 引き続き、必要に応じて北海道多重債務対策協議会構成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前年と同一回答であり、道として一定の対応が図られているものと判断する。 ■ 引き続き、当協議会も構成メンバーとなっている北海道多重債務対策協議会との連携を密にし、多重債務対策をめぐる現状の把握、ヤミ金融撲滅、さらに成年年齢引下げを踏まえた対応等、一層の対策強化を求めるとともに、道における各種取組の実践状況に注目してまいります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道においては、国（多重債務者対策本部）が中心となって設定している多重債務相談強化キャンペーンに併せて、弁護士会・司法書士会・北海道財務局と共催し借金無料相談会を道内各地で実施し、多重債務者の債務整理や生活債権の支援を図っているところです。 ○ また、相談会の開催にあたっては、新聞への広告掲出やメディアの協力を得た広報など積極的な周知を行っております。 ○ 今後とも、北海道多重債務者対策協議会構成員をはじめ、関係機関と連携した取組を進めて参りたいと考えております。 ○ 更に、道内でのヤミ金撲滅の取組につきましても、北海道多重債務者対策協議会などの場を活用した情報収集や交換に努めるとともに、警察への情報提供を積極的に行うよう努めてまいります。 ○ また、貸金業法に基づく貸金業者に関しては、北海道内のみ店舗を有する事業者について本道が登録・監督業務を所管（所管課：消費者安全課）しており、金融庁・各財務局・日本貸金業協会など関係機関と連携し、日々事業者

	<p>員とも連携の上、貸金業者の脱法行為を許さないよう、適切に事業者の監督・検査を行って参りたいと考えております。</p> <p style="text-align: center;">【環境生活部消費者安全課】</p>		<p>の適な業務実施について監督・検査を行っているところです。</p> <p>○ 今後、必要に応じて北海道多重債務対策協議会構成員とも連携の上、貸金業者の脱法行為を許さないよう、適切に事業者の監督・検査を行って参りたいと考えております。</p> <p style="text-align: center;">【環境生活部消費者安全課】</p>
<p>⑤ 多重債務の誘発が懸念されるカジノ解禁について、北海道は、指摘されている様々な懸念や課題について冷静に分析し、カジノを誘致することなく MICE[※]単独の推進について検討する。</p> <p><small>※政官学の各組織が、ビジネスや政治、学問的なテーマのもとに開催するビジネスイベントの総称</small></p>	<p>○ IRは、民間投資や観光消費など、本道の発展に寄与する大きな可能性が期待される一方で、感染症の影響によるIR事業者の方々の経営状況や、世界の旅行需要等の社会経済情勢のほか、国における最初の区域認定申請に向けた他の自治体の取組状況なども注視していく必要があります。</p> <p>○ 道としては、こうした状況も踏まえながら、中長期的な視点に立って、諸課題の整理を行い、北海道らしいIRコンセプトの構築に向け、取り組んでまいります。</p> <p>○ なお、国際会議などMICEの誘致につきましては、IRの誘致に関わらず、従前より取り組んできたところです。</p> <p>○ MICE誘致の取組については、直接的な経済効果はもとより、本道の魅力を国内外に発信する貴重な機会であることから、道では、MICE主催者に対するプロモーションやコンベンション誘致促進助成を行うほか、道内市町村のMICE受入環境充実等の取組を支援しています。</p> <p>また、北海道MICE誘致推進協議会事務局を担い、道のMICE先進地8都市とともに東京都などで開催される国内最大級のMICE展示会に出展し、本道への一層のMICE誘致に取組んでいます。</p> <p style="text-align: center;">【経済部観光局観光振興課】</p>	<p>■ 多くの集客による地域経済への波及効果が見込まれるMICEの誘致については、道としてIRの誘致に関わらず従前から推進に向けた取り組みが実施されているとのことであり、回答で示されているように北海道の魅力は国内外に発信する意味からも、引き続き、道政の重要な推進課題として取り組みの強化に期待したい。</p> <p>■ IR(統合型リゾート)の誘致に関しては、カジノ解禁・施設誘致によりギャンブル依存症の増加や反社会的勢力の介入などの問題が生じるおそれが指摘されているが、こうした懸念も含めて、道における中長期的な諸課題の整理に際しては、冷静な分析と対応が求められることは言うまでもなく、引き続き、道の対応に注目したい。</p>	<p>○ IR誘致の取組を進めていく上で、MICEを含む施設運営や、交通ネットワークを最大限活かした送客機能といった道内経済の活性化のあり方、感染症対策、さらにはギャンブル依存症をはじめとする社会的影響対策などが整理すべき課題であると認識しております。</p> <p>○ IRは、民間投資や観光消費など、本道の発展に寄与する大きな可能性が期待されることから、他の自治体の取組状況なども注視しながら、北海道らしいIRコンセプトの構築に向け、引き続き検討してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【経済部観光局観光振興課】</p>
<p>⑥ 成人年齢の引き下げにより、18歳、19歳が未成年者取消権を行使できなくなることから、若者が過大な債務を負うことがないよう、学校・家庭等における金融教育の充実や情報発信の強化をはかる。</p>	<p>○ 北海道においては、道民の計画的・合理的な生活設計を促進し、道民生活の安定向上を図るため、消費者に対し金融商品等に係るトラブル防止を呼びかける啓発資料を作成し、道内各市町村及び消費者協会あてに配布し、金融に関する消費者教育に役立てていただいているところです。</p> <p>○ また、必要に応じて当課のHPをはじめ、メールマガジン、SNSなどで金融トラブルに関する情報を発信しています。</p> <p style="text-align: center;">【環境生活部消費者安全課】</p> <p>○ 成人年齢の引下げにより、高校在籍時に全ての生徒が成人を迎えることも踏まえ、成人として身に付けるべき、生涯を見通した経済の管理や、資産形成の視点を踏まえた指導が必要です。</p> <p>○ 道教委では、現在、教員の金融に関する指導力の向上に向け、家庭科担当の教員に対し、教育課程研究協議会において、金融機関等の外部講師による講義を実施するほ</p>	<p>■ 回答で示されているように成人年齢引き下げに伴う道としての各種対策は一定講じられているものと思料する。</p> <p>■ ただし、新たに成年となる18歳及び19歳の若年者が未成年者取消権を行使できなくなったことにより、これまで問題とされていた若年者の消費者トラブル・被害が新成年の年齢層にも拡大していくことが強く懸念される一方で、成年年齢引下げが若年者へ及ぼす重大な影響や、必要な対策等に関する認識が社会全体に未だ十分浸透しているとは言えない状況にある。</p> <p>■ 若年者の消費者被害を防止・救済し、自立した消費者の育成を図るためにも新成年を含む若年者に向けて適切な周知活動と消費者教育を継続することが不可欠であり、道としても消費者・金融教育の継続と内容の充実、教員の金融に関する指導力向上、若年者はもとより広く道</p>	<p>※ 新規要請項目につき前年回答無し</p>

	<p>か、指導主事による学校訪問を通じて、実践的・体験的な金融教育の実施について指導・助言しています。</p> <p>○ 今後は、こうした取組に加え、消費生活センター等が開催する教員セミナーなど研修機会の一層の確保に努めるとともに、金融機関等と連携し、生徒がライフプランや資産形成について主体的に考える学習を導入するなど、より実践的な取組を進めるほか、家庭科の学習等における好事例を「高等学校教育課程編成・実施の手引」で周知することなどを通して、生徒一人一人が生涯にわたり、自立した生活を営むことができる資質・能力の育成に向けた金融教育の一層の充実に努めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【教育庁高校教育課】</p>	<p>民に対する情報発信、さらに消費者団体や金融機関による学校教育現場での消費者セミナーの開催等、関係機関との連携強化などの取組みをより一層進める必要があるものと判断する。こうした観点から今後の道の動向に着目し、必要な要請を継続したい。</p>	
<p>(8)住宅セーフティネットの拡充</p> <p>① 改正住宅セーフティネット法に基づく新たな住宅セーフティネット制度の周知を徹底し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録や活用を促進するとともに、家賃及び家賃債務保証料の低廉化補助を拡充する。また、同制度を機能させるために、居住支援協議会の設置・実働化や居住支援法人の指定を促進し、それらの活動への支援を強化する。</p>	<p>○ 道ではホームページ等でセーフティネット住宅制度の周知に努めているところであり、道内では 16,061 戸の SN 住宅が登録されており、登録戸数は都道府県で 16 位となっています。(2022.11.18 現在) 今後も引き続き制度の周知を図っていくほか、家賃低廉化や家賃債務保証料低廉化についても制度拡充を引き続き国に要望してまいります。</p> <p>○ セーフティネット制度の周知については、全道市町村が構成員に含まれる北海道居住支援協議会などで周知しており、また、市町村における居住支援に関しては、札幌市、旭川市、本別町において居住支援協議会が設立されております。</p> <p>○ 今後も多くの地域において居住支援協議会が設立されるよう説明会や情報提供を行うなど、住宅セーフティネット制度の周知を行ってまいります。</p> <p>○ 居住支援法人については、昨年度の回答時から新たに 3 法人を指定し、1 法人から指定解除の申し出があり、令和 4 年 10 月末時点で 30 法人を指定しております。引き続き、居住支援法人についての制度周知を行うとともに適宜指定を進めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【建設部建築指導課】</p>	<p>■ 回答内容からは、SN 住宅の登録戸数や居住支援法人の指定数など道としての対応が一定進んでいるものと評価したい。引き続き、同制度を機能させる観点から、道による市町村における居住支援協議会設置や居住支援法人指定の促進と活動支援の継続に期待したい。</p>	<p>○ 道ではホームページ等でセーフティネット住宅制度の周知に努めており、道内では 15,891 戸の SN 住宅が登録されており、登録戸数は全国都道府県で 13 位となっています。(2021.11.22 現在) 今後も引き続き制度の周知を図っていくほか、家賃低廉化補助の拡充についても、国に要望を続けてまいります。</p> <p>○ セーフティネット制度の周知については、全道市町村が構成員に含まれる北海道居住支援協議会などにおいて周知しており、また、市町村における居住支援に関しては、本別町、旭川市、札幌市にて居住支援協議会が設立されました。</p> <p>○ 今後も多くの地域においても居住支援協議会が設立されるよう情報提供を行うなど、住宅セーフティネット制度の周知を行います。</p> <p>○ 居住支援法人につきましては、今年度新たに 2 法人を指定し、令和 3 年 10 月末時点で 28 法人を指定しております。引き続き、居住支援法人についての周知を行い、指定を促進してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【建設部建築指導課】</p>
<p>② 生活困窮者を食い物にする「貧困ビジネス」(追い出し屋、脱法ハウスなど)を根絶するための規制を強化する。</p>	<p>【未回答】</p> <p>○ 要請内容は国所轄事項のため回答が困難とのこと。</p>	<p>■ 未回答の理由を踏まえ、以降の取扱いを判断したい。</p>	<p>※ 新規要請項目につき前年回答無し</p>
<p>③ コロナ禍における住宅支援策として以下の対策を行うこと。</p> <p>a. 経済状況が改善するまでの一定期間、家賃滞納者への追い出し行為を行わないよう、公的住宅での家賃減免・猶予制度を積極的に活用するとともに、民間賃貸住宅の家主に対しても損失を補償するなどの支援を行う。</p> <p>b. 行政の保有する居住施設や公的住宅(公営・UR・公社)の空き室を住居喪失者に</p>	<p>○ a.) 道営住宅では、入居者の収入が著しく低額である場合などには、家賃の減免をしているほか、入居者又は同居者が病気にかかっているときや、災害により著しい被害を受けたときには、家賃の徴収を猶予しているところ。</p> <p>○ b.) 札幌市内を除く道営住宅では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を理由に雇用先から解雇され、社員寮や社宅などから退去を余儀なくされる世帯に対して、最低家賃負担額である月額 4,800 円で提供しているところ。</p>	<p>■ 項目 a・b については、前年と同一回答である。道営住宅入居者については、経済状況等に応じた家賃減免・徴収猶予などの対策が実施されており、また、コロナ禍の影響による住宅喪失世帯に対しては最低家賃負担額で道営住宅を提供するなどの住宅支援策も実施されている旨回答で示されているが、民間賃貸住宅の家主に対する損失補償、SN 住宅の借り上げ・無償提供については、具体的な言及がなかった。</p>	<p>○ 道営住宅では、入居者の収入が著しく低額である場合などには、家賃の減免をしているほか、入居者又は同居者が病気にかかっているときや、災害により著しい被害を受けたときには、家賃の徴収を猶予しているところ。</p> <p>○ 札幌市内を除く道営住宅では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を理由に雇用先から解雇され、社員寮や社宅などから退去を余儀なくされる世帯に対して、最低家賃負担額で</p>

<p>無償で提供するとともに、NPO や居住支援法人等と連携し、生活・就労支援を行う。</p> <p>c. 改正住宅セーフティネット法に基づく「セーフティネット住宅」等、民間住宅の空き家・空き室を行政が借り上げて、住居喪失者に無償提供する。</p>	<p>ろです。</p> <p style="text-align: right;">【建設部住宅局住宅】</p> <p>c.) 【未回答】 ○ 民間住宅に関しては道では回答できないため。</p>	<p>困窮から住居を喪失した人を幅広くサポートする対策が求められるが、とりわけコロナ禍が長期化する中で、道に対しては改めて住宅喪失世帯の最低家賃負担額の免除をはじめ今次要請内容の検討を求めたい。</p>	<p>ある月額 4,800 円で提供しているところです。</p> <p style="text-align: right;">【建設部住宅局住宅課】</p> <p>※一部回答調整中 (C) ⇒2月 17 日付で以下回答あり</p> <p>下線部の要請項目については、直接所管する課がないため、回答することが難しい状況です。(その他の事項については前回回答したとおり) 【経済部労働政策局雇用労政課】</p>
<p>【重点項目】</p> <p>(9)「勤労者福祉資金融資制度」の利用促進と制度拡充</p> <p>① 格差・貧困問題の解消に向け、低所得勤労者の生活安定と福祉向上を目的とする当該融資制度の普及はきわめて有用であるが、近年は利用が減少しており、制度の不備(金利水準や利用条件、教育資金の融資限度額・融資期間)や普及・浸透に向けた取組みが十分に機能していないことも一因と推測されることから、制度の利用促進に向けた明確な方針と計画のもと、関係団体との連携・協同を図る中で実効性のある対策を講ずる。</p> <p>③ なお、制度変更・拡充の検討に際し想定される課題については、関係機関との協議により打開策を探るなど実現に向けた積極的なアプローチを求める。</p>	<p>○ 勤労者福祉資金の融資実績は年々減少傾向にあるが、令和 3 年度以降の大幅な減少は、コロナ禍による様々な支援制度が創設されたことによるもので、特に、社会福祉協議会が実施した無利子・無保証の「生活福祉資金特例貸付」の影響が大きいと考えております。</p> <p>また、制度の普及に向けては、これまで、道のホームページによる周知や地下鉄の車両広告の実施、施策推進会議などの各種会議等を活用し、周知に努めてきたところですが、今後とも、金融機関や関係団体とも連携し、SNS を活用した新たな周知など効果的な方法について検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【経済部労働政策局雇用労政課】</p>	<p>■ 制度運営主体である道では、当該融資制度を生活資金に不安のある勤労者の福祉向上に資する制度として位置付けている。近年の利用減少の要因としては、「生活福祉資金特例貸付」(2022 年 9 月末で終了)の影響も大きいと考えられるが、普及・浸透に向けた対策の不足や「中小企業従業員」とする融資対象の制限が利用減少の要因となっていることも想定される。</p> <p>■ 当該融資制度については、北海道労信協において“道民目線”を基本に「制度の現状と課題」に係る道も交えた協議が開始されているが、協議の動向を踏まえつつ、真により多くの道民・勤労者の福祉向上とセーフティネットに資する制度とすべく関係団体と連携し道への要請を継続したい。</p>	<p>○ 道では、「勤労者福祉資金融資制度」の利用促進に向け、令和 3 年度から、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した勤労者に対する保証料免除を行っています。</p> <p>また、北海道勤労者信用基金協会の保証に係る勤続年数要件の見直しについては、引き続き、同協会等と見直しについて協議を行います。</p> <p style="text-align: right;">【経済部労働政策局雇用労政課】</p>
<p>② 当該融資制度を利用できる正規常用労働者は、「中小企業」勤務が条件となっているが、中小企業に準ずる規模の法人等事業所に勤務する相当数の勤労者が制度を利用できない実態にある。</p> <p>道としても当該融資制度を生活資金に不安のある勤労者の福祉向上に資する制度として位置付けているものと思料するが、融資対象の制限が利用促進(金融支援)の弊害となってしまうことも想定される。</p> <p>ついでに、対象者とする正規常用労働者の定義を「中小企業従業員」から勤務先を制限しない「勤労者」に変更する。(年収要件は従来通り 150 万円～600 万円)</p>	<p>○ 融資対象者の拡充については、本年 9 月末で生活福祉資金特例措置が終了したことから、今後の資金ニーズについて注視していく必要があると考えておりますが、予算の増額が必須であり、これに必要な当事者ニーズの把握が不可欠となります。</p> <p>コロナ収束の先行きが見通せない現状において、正確なニーズ把握を行うことは難しいと考えますが、他県の取扱い例なども参考にしながら、関係機関とも連携し、ニーズの把握に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">②③関連 【経済部労働政策局雇用労政課】</p>	<p>■ 継続要請項目であるが、前年回答と同様に対象者の拡充に係る道としての主体的見解や方法が示されなかったことは極めて遺憾である。</p> <p>現行制度の勤務先条件でカバーされない法人等の道内就業者数は前年度の道からの回答では 384 千人に上るとされるが、広く道内勤労者の資金ニーズに応え福祉向上に資する観点から、利用対象者を勤務先の規模や種別で制限せず幅広く対象とする見直しも必要と判断する。</p> <p>■ 道が推進する各種政策においては「多様な主体」との連携が標榜されているが、多様な主体には社会福祉法人や NPO 法人等、中小企業以外の事業団体も含まれるものと思料する。道が連携を模索する多様な主体に従事する勤労者、さらに多様な働き方を実践する労働者を本制度の埒外とすることは政策的に矛盾するものであり、真に広く道民・勤労者の福祉向上に資する道の金融支援・セーフティネット制度とするためにも、大局的見地から利用対象者の見直しや金利水準の見直しなどを検討すべきと考える。北海道労信協における協議の方向性と平仄を合わせつつ道に対する要請を継続したい。</p>	<p>○ 今回要請のありました、中小企業従業員から勤務先を制限しない「勤労者」への勤労者福祉資金の融資対象者への拡充について、道の勤労者福祉資金の電話相談窓口に要望は少なく、金融機関からの要望も寄せられてはいない状況ですが、類似している生活福祉資金貸付の特例措置の取り扱いや融資状況、民間金融機関の個人向け商品の取扱状況も踏まえながら、適切に対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>【3月 2 日付で以下内容(概略)について照会】</p> <p>①現行制度の勤務先条件でカバーされない法人等の道内就業者数はどの程度なのか、②利用対象者を勤務先の規模や種別で制限せず幅広く対象とすることの問題点は何か、について改めて回答願いたい。</p> <p>※3月 9 日付で以下回答あり</p> <p>○ 国で 5 年ごとに全国で実施している就業構造基本調査 (H29) で、道内において、その他の法人・団体に区分される経営組織への職員・従業員数は 384,600 人と公表されております。</p> <p>○ 道内勤労者の資金ニーズについて、複数の金</p>

			<p>融機関からは、コロナ禍に対応して無保証・無利子の生活支援資金制度の特例措置が継続するなかで、個人向け生活資金ローンや勤労者福祉資金の需要は大幅に減少していると聞いております。</p> <p>仮に利用対象者を拡充する場合には、拡充する対象者数に応じた予算の増額が必須ですが、予算増額に必要な当事者ニーズに係る具体的なデータをこのような状況で入手することは困難であり、拡充の検討のために必要なデータの入手には、特例措置の終了、融資環境の正常化が前提となると考えております。</p> <p style="text-align: right;">【経済部労働政策局雇用労政課】</p>
<p>4. 消費者政策の充実強化</p>			
<p>(1) 地方消費者行政の充実・強化</p> <p>北海道は、道内の消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の雇止め問題への対策の実施、行政処分の執行体制の強化など、道内消費者行政の充実・強化をはかる。</p> <p>また、国に対して「地方消費者行政強化交付金」の増額を求めるとともに、北海道としても自主財源の増強を含め、消費者行政予算を確保する。</p>	<p>○ 道では、地方消費者行政担い手育成事業の実施や道立消費生活センターによる市町村における苦情相談に対する支援などを通じて、地域における消費生活相談窓口の維持・向上や、相談員をはじめとする人材の確保・育成等に取り組んでいます。</p> <p>○ また、「地方消費者行政強化交付金」については、地方消費者行政の充実・強化のため、全国知事会等とも連携し、交付金の総額確保はもとより、交付率のかさ上げなど財政支援の充実・継続を要望しているところです。今後も引き続き、国に対し、長期的な財政支援について要望していくとともに、交付金を活用しながら、道内の消費者行政が充実・強化されるよう取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">【環境生活部消費者安全課】</p>	<p>■ 前年と同一回答であり、道として一定の対応が行われているものと判断する。</p>	<p>○ 道では、これまで、地方消費者行政担い手育成事業の実施や道立消費生活センターによる市町村における苦情相談に対する支援などを通じて、地域における消費生活相談窓口の維持・向上や、相談員をはじめとする人材の確保・育成等に取り組んでいます。</p> <p>○ また、「地方消費者行政強化交付金」については、地方消費者行政の充実・強化のため、全国知事会等とも連携し、交付金の総額確保はもとより、交付率のかさ上げなど財政支援の充実を要望しているところです。今後も引き続き、国に交付金の充実などを要望していくとともに、同交付金を活用しながら、道内の消費者行政が充実・強化されるよう取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">【環境生活部消費者安全課】</p>
<p>(2) 消費者団体の公益的活動に対する支援</p> <p>北海道は、2021年10月に国内で4団体目となる「特定適格消費者団体」の認定を受けた「NPO法人消費者支援ネット北海道」に対し、消費者被害の未然防止、訴訟制度による消費者の財産的被害の回復等の公益的活動が持続的に展開できるよう、引き続き、財政面・情報面での最大限の協力と支援を行い、道内における新たな訴訟制度の更なる実効性を確保する。</p>	<p>○ 「NPO法人消費者支援ネット北海道」にあつては、事業者への申入れや違法行為の差止めに関する活動、さらには消費生活相談員向けの分かりやすい解説資料の作成などを活発に実施していただいております。訴訟案件になったものは、概ねホクネット側の主張に沿った形で和解が成立するなど、特定適格消費者団体として十分な成果を上げているものと認識しています。</p> <p>○ 道においては、国の地方消費者行政強化交付金の動向を踏まえ、当該法人の意向も勘案しながら、引き続き、消費者取引の適正化及び消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため、当該法人の行う活動を支援してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【環境生活部消費者安全課】</p>	<p>■ 前年と同一回答であり、道として当協議会も会員となっている「NPO法人消費者支援ネット北海道」の公益的活動の成果を十分に認識し、協力と連携が継続されているものと評価したい。当該法人は国内で4団体目となる「特定適格消費者団体」として認定されたが、引き続き、当該団体をはじめとする消費者団体との連携により複雑化する消費者取引の適正化及び消費者被害の未然防止や拡大防止の推進強化を求めたい。</p>	<p>○ 「NPO法人消費者支援ネット北海道」にあつては、事業者への申入れや違法行為の差止めに関する活動、さらには消費生活相談員向けの分かりやすい解説資料の作成などを活発に実施していただいております。訴訟案件になったものは、概ねホクネット側の主張に沿った形で和解が成立するなど、適格消費者団体として十分な成果を上げているものと認識しています。</p> <p>○ 同団体は、本年10月20日に、国内で4団体目となる「特定適格消費者団体」として認定されたところです。</p> <p>○ 道においては、国の地方消費者行政強化交付金の動向を踏まえ、当該法人の意向も勘案しながら、引き続き、消費者取引の適正化及び消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため、適格消費者団体の行う活動を支援してまいり</p>

<p>【重点項目】</p> <p>(3)地域における消費者教育の推進</p> <p>北海道は、「消費者教育の推進に関する基本方針」さらに「第3次北海道消費生活基本計画」を踏まえ、「地方消費者行政強化交付金」を活用し、地域での取り組みを促進し、消費者市民社会の形成を進める。特に、2022年4月1日から施行された成年年齢の18歳への引き下げについて、情報の周知を図るとともに、若年層への消費者教育の充実・強化を図る。また、増加する高齢者単独世帯への対策、SDGs 目標に沿った「エシカル消費」「COOL CHICE」の啓発等、消費者育成の施策を継続・強化する。</p>	<p>○ 消費者教育の推進に当たって、道では、国の基本方針を踏まえつつ、地域社会における消費者問題に対する解決力の強化を図るため、また、消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができる消費者を育成するため、消費者を対象に講座やセミナーを開催しており、市町村においても、様々な取組が進められていると承知をしているところです。今後も国の地方消費者行政強化交付金を活用しながら、消費者教育が充実・強化されるよう取り組んでまいります。</p> <p>○ また、2022年4月1日から施行された成年年齢の引き下げに伴い、毎月、「若年者のための消費生活サポート情報」をホームページ、Twitter、ブログ等で周知し、注意喚起を行っています。</p> <p>○ さらに、啓発資材の作成・配布、展示や、ホームページでの情報提供などの普及・啓発により、消費者に社会問題や環境問題への積極的な行動を促すとともに、増加する高齢者単独世帯への対策についても、地域の見守りネットワークを活用した高齢者等へのきめ細やかな情報提供を行うなど、様々な主体と連携しながら、さらなる消費者被害の防止に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">【環境生活部消費者安全課】</p>	<p>■ 前年とほぼ同一回答である。要請項番3.(7)の⑥の見解でも触れた通り、2022年4月から実施された成人年齢の18歳引き下げについては、若年層向け消費者教育の効果的・継続的対策が求められており、特にローン契約や投資など金融サービスの内容や関連するトラブル（詐欺等）やリスク（過剰債務リスクや運用リスク等）に係る教育と啓発が必要と判断する。</p> <p>引き続き、各種消費者被害の防止に向けた道としての効果的な啓発活動の一環として、道内各金融機関や消費者団体が作成・開発した教材の周知と活用促進、また、当該団体が実施する出前講座の利活用についても検討・促進すべきと考える。</p> <p>■ 併せて、社会問題や環境問題に係る消費者の行動変容促進に向けた対策として、エシカル消費の他、道が重要政策課題として掲げるゼロカーボン達成に向けた具体的な脱炭素行動として提唱される「COOL CHICE」や「ゼロカーボンアクション30」の取組の普及・啓発については、2023年4月に札幌市で開催されるG7気候・エネルギー・環境大臣会合の開催を機に広く道民（特に若者）に脱炭素の考え方を訴求し、定着させる取り組みが実施されるよう期待し、その手法と進捗についても注目したい。</p>	<p>ます。</p> <p style="text-align: right;">【環境生活部消費者安全課】</p> <p>○ 消費者教育の推進に当たって、道では、国の基本方針を踏まえつつ、地域社会における消費者問題に対する解決力の強化を図るため、また、消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができる消費者を育成するため、消費者を対象に講座やセミナーを開催しており、市町村においても、様々な取組が進められていると承知をしているところです。今後も国の地方消費者行政強化交付金を活用しながら、消費者教育が充実・強化されるよう取り組んでまいります。</p> <p>○ また、2022年4月1日から施行される成年年齢の18歳への引き下げを見据え、現在、授業等で活用していただけるよう、高校生向け消費者教育教材を各高校に配付しており、こうした取組に加え、若年者の関心を高めるため、若年者層が日常的に利用するSNSなどのコミュニケーション手法を利用した消費者教育など、被害防止に向けた効果的な啓発のあり方を検討していきます。</p> <p>○ さらに、「エシカル消費」についても、エシカル消費に取り組む様々な団体とも連携しつつ、啓発資材の展示・配布、ホームページの作成など、様々な手法による普及・啓発を行い、社会問題や環境問題に資する消費者の積極的な行動を促進するとともに、増加する高齢者単独世帯への対策についても、地域の見守りネットワークを活用した高齢者等へのきめ細やかな情報提供を行うなど、様々な主体と連携しながら、さらなる消費者被害の防止に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">【環境生活部消費者安全課】</p>
<p>(4)消費者と事業者の良好な関係性の促進</p> <p>北海道として、一部の消費者による過剰な要求、暴言・暴力等の問題について、公共の利益および消費者・労働者双方の権利を守る観点から、消費者と事業者がともに尊重し合い良好かつ健全なコミュニケーションを促進するよう普及・啓発を更に進めるとともに、問題が発生した際に企業が採るべき対策の指針を周知し共有化をはかる。</p>	<p>○ 道では、北海道のホームページに、消費者庁による『消費者と事業者との適切なコミュニケーション』に関するコラムを掲載し、啓発を図っております。</p> <p>○ 令和2年6月1日から適用されている国の『事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等』の指針の中で、事業主が顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組（相談体制の整備、顧客等の迷惑行為への対応マニュアルの作成や研修の実施など）が定められております。</p> <p>○ また、国では令和3年度に顧客等の著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメント防止対策の一環として、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を策定し、啓発リーフレットやポスター等で周知を行ってお</p>	<p>■ 一部消費者の著しい迷惑行為への対応については、道として各種セミナーや説明会等を活用し国から示された指針（2020年6月適用）に基づく取り組みやカスタマーハラスメントマニュアルの周知活動やハラスメント対策推進セミナーの開催等も実施されており、事業者に対する一定の対応が行われているものと思料する。継続した対応を求めたい。</p>	<p>○ 道では、北海道のホームページに、消費者庁による『消費者と事業者との適切なコミュニケーション』に関するコラムを掲載し、啓発を図っております。</p> <p>○ 令和2年6月1日から適用されている国の『事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等』の指針の中で、事業主が顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組（相談体制の整備、顧客等の迷惑行為への対応マニュアルの作成や研修の実施など）が定められております。</p> <p>○ また、国では令和3年度において、顧客や取引先の暴力や悪質なクレーム等の著しい迷惑行</p>

	<p>り、道においては、令和4年4月にハラスメント対策推進セミナーを開催したところであり、今後とも、地域における労働問題セミナーや施策説明会等を活用してそのマニュアルの周知を図り、事業者によるカスタマーハラスメントへの適切な対応を促してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【経済部労働政策局雇用労政課】</p>		<p>為、いわゆるカスタマーハラスメント対策を推進するため、対応事例を含めたカスタマーハラスメント対策企業マニュアルの策定・周知を行うこととしており、道では、労働問題セミナーや施策説明会等を活用してそのマニュアルの周知を図り、事業者によるカスタマーハラスメントへの適切な対応を促してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【経済部労働政策局雇用労政課】</p>
<p>【重点項目】 (5) 道内物価動向の継続監視</p> <p>諸物価の高騰による道民の家計負担が重くなっている現状を踏まえ、北海道として、消費生活に大きく影響する家庭用エネルギー料金をはじめとする物価動向の適切なモニタリングとその結果情報の効果的な還元を継続するとともに、とりわけ、家庭用エネルギー関係費用について経済的弱者に配慮した軽減対策等の予算措置等を関係省庁とも連携し実施する。</p>	<p>○ 北海道では、灯油やLPガスといった家庭用エネルギーをはじめ、道民生活に関連性の高い商品及び役務を選定（49品目）し、道内各地の300名の消費生活モニターが、それら商品等の価格や需給動向の調査を行い、その集計結果を毎月公表しています。</p> <p style="text-align: center;">【環境生活部消費者安全課】</p> <p>○ 道では、コロナ禍における物価高騰による、低所得の高齢者や障がい者世帯など、特に厳しい状況にある方々などの生活への影響を緩和するため、今般の灯油価格高騰を踏まえて、市町村が行う、いわゆる「福祉灯油事業」へ助成する「地域づくり総合交付金」の基準額を令和3年度に引き続き、令和4年度も特例措置として1.5倍に引き上げることとしたところであり、より多くの市町村において、福祉灯油事業が実施されるよう、改めて制度の周知について徹底するなど、働きかけを行い、生活に困窮する方々の支援の充実に取り組んでまいります。</p> <p>○ また、道としては、灯油価格が高騰した状態が続いていることから、低所得の高齢者世帯等への経済的な負担軽減を図られるよう、灯油購入費等に対する助成について恒常的な財源措置を講じるよう、これまでも東北7県とともに要望してきたところであり、今後も機会をとらえて引き続き、国に対して要望してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【環境生活部消費者安全課・保健福祉部地域福祉課】</p>	<p>■ 道による道内物価動向のモニタリングと結果の公表については適切に実施されているものと判断する。</p> <p>また、家庭用エネルギー関係費用の高騰を受けた経済的弱者に配慮した負担軽減対策についても「福祉灯油事業」に対する助成の引き上げが実施されている。</p> <p>■ 引き続き、道が国に対し行っている低所得の高齢者世帯等への経済的な負担軽減を目的とする灯油購入費等に対する助成の恒常的な財源措置に係る要望の継続をはじめ、要請元加盟団体とも意見交換したうえで必要な要請を継続したい。</p>	<p>○ 道では、灯油やLPガスといった家庭用エネルギーをはじめ、道民生活に関連性の高い商品及び役務を選定（49品目）し、道内各地の300名の消費生活モニターにより、選定した商品等の価格や需給動向の調査を行い、その結果を毎月公表しています。</p> <p>○ 家庭用エネルギー料金等の大きな変動は消費生活に影響を及ぼすことから、今後も引き続き価格動向等の調査を実施し、広く情報提供してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【環境生活部消費者安全課】</p> <p>○ エネルギー料金のうち電気料金について、北海道電力を含む旧一般電気事業者においては、規制部門の料金（経過措置料金）が電力自由化後も引き続き設定されています。その料金は、総括原価方式により設定されており、値上げする場合は経済産業大臣の認可を受ける必要があります。認可にあたっては、電気事業法等に基づく厳正な審査が行われ、広く一般から意見を聴取する公聴会が行われた上で、その適否が判断されます。</p> <p>○ 一方、電気料金のうち経過措置料金以外の料金（自由化料金）や、道内のガス事業者（都市ガス）の料金、石油製品（LPガス・ガソリン・灯油等）の価格については、市場における自由な競争を通じて、企業の判断により決定されるものであり、製品の原価など、企業の経営の根幹に関わる情報について、法令上の根拠なく開示を求めることは困難であると考えます。</p> <p>○ なお、国（北海道経済産業局）と道が主催する「北海道地域灯油意見交換会」において、灯油をはじめとする石油製品の需給状況や価格動向などについて、消費者団体と石油の元売や販売事業者の団体等が意見交換を行っています。</p> <p>○ LPガスについて、国（北海道経済産業局）が主催する「北海道地方LPガス懇談会」において、料金透明化、取引適正化の現状について、消費者団体と販売事業者の団体等が意見交換</p>

			<p>を行っています。</p> <p>○ また、国においては、石油製品の公正で透明な取引環境の構築を目的に、平成29年に「ガソリン適正取引慣行ガイドライン」を、LPガスの取引の公正性・透明性確保を目的として「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」（取引適正化ガイドライン）を策定し、取引慣行の適正化を図ってきたと承知しています。</p> <p>【経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課】</p>
<p>5. ディーセント・ワークの確立</p>			
<p>(1) 最低賃金の引き上げ、公契約に関する条例等の制定 【重点項目】 ① 最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への引き上げと地域間格差の是正に向け、最低賃金の遵守を徹底するとともに、まずは「誰もが時給1,000円」の到達を早期に達成する。</p>	<p>○ 最低賃金は、労働者の生活の安定や雇用のセーフティネットとしての重要な役割を果たしており、その引き上げは、多くの働く方々の生活向上に寄与するものでありますことから、労使双方が関係法令を十分理解し、これを遵守することが重要と考えており、今後とも北海道労働局と連携して最低賃金の引き上げが遵守されるよう周知・啓発に努めるとともに、中小企業が賃金支払い能力を高めることができるよう、国に対し、最低賃金の引き上げを図る企業への助成制度の拡充を求めてまいります。</p> <p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p>	<p>■ 道は、最低賃金審議会の構成に属さないため最低賃金の決定に直接関与しないが、最低賃金の遵守に係る道としてのスタンスが示されたことは評価したい。</p> <p>引き続き、昨年10月2日から効力が発生している北海道の最低賃金920円の遵守に向けた対策の徹底を求めるとともに、道内労働者の冬場の光熱費等の実態に即した生計費に基づくナショナルミニマム水準への引き上げと地域間格差の是正に向け、関係先への道としての働きかけの強化を求めたい。</p>	<p>※ 新規要請項目につき前年回答無し</p>
<p>② 公的機関が民間企業などへ委託・発注するすべての事業において、適正な労働条件とサービスの質を確保するため、低価格入札に拘束された発注、不当な人件費や人員の削減、不安定雇用、下請け業者へのしわ寄せを排除する公契約に関する条例を制定する。</p>	<p>○ 道では、賃金などの労働条件については、法定労働条件の範囲内において、個々の労使当事者間で自主的に取り決められるべきものと考えていることなどから、公契約の新たな条例制定は行わず、受注者への文書による要請などにより、適正な労働条件の確保に努めています。要請文では、本庁各部署や出先機関等が発注する工事の受注者や委託業務の受託者をはじめ、指定管理者や行政財産の使用許可を与える事業者に対し、適正な賃金の支払や労働条件の明示、労働災害の防止などについて、十分な配慮がなされるよう要請しているところであり、今後とも、こうした取組のほか、国と連携して関係法令や各種支援制度の周知を図るなどして、労働者が安心して働ける職場環境づくりに取り組んでまいります。</p> <p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p>	<p>■ 回答では、残念ながら公契約条例の制定に関する道としての消極的姿勢が示されている。自治体財政の逼迫や競争入札制度の導入などを背景に、公共事業や委託事業の発注価格が引き下げられてきた結果、自治体が発注している仕事で働く人たちの間に雇用不安や低賃金問題が広がっている現状がある。</p> <p>■ 全国においては、こうした問題に対して入札制度の改善や、指針や条例による公契約の適正化を推進している自治体も存在していることから、道に対しては、関係団体への要請に止まることなく、公契約に係る課題の改善に向けた主体的、かつ具体的な対策の実施についての要請を継続する必要があると判断する。</p>	<p>※ 新規要請項目につき前年回答無し</p>
<p>(2) 障がい者雇用の促進 道内の障がい者雇用状況は、厚生労働省北海道労働局の発表によると令和3年6月1日現在、民間企業における法定雇用率2.3%に対して実雇用率2.37%、法定雇用率達成割合50.1%の状況にある。北海道は、2020年4月に施行された改正障害者雇用促進法に基づき、法定雇用率の速やかな達成に向けた取り組みや法定雇用義務が進んでいない中小事業主への対策、障がい者一人ひとりの特性や場</p>	<p>○ 障がい者雇用率は、毎年6月1日現在の状況が厚生労働省北海道労働局において公表されておりますが、道は、北海道労働政策協定に基づき、主要経済団体等や障がい者雇用率が法定雇用率未満の公的機関に対し、北海道労働局長と連名により、法定雇用率の速やかな達成や障がいのある人への合理的な配慮の提供などを内容とする障がい者雇用の一層の促進について、要請を行っております。</p> <p>また、就職面接会や特別支援学校の企業向け見学会、障</p>	<p>■ 前年と同様の回答であり、障がい者雇用の現状改善に対する道としてのより踏み込んだ対策が示されなかったことは残念である。</p> <p>引き続き、道が標榜するSDGs推進の観点も含めて、障がい者の雇用の促進及び職業の安定に向けた「障がい者活躍推進計画」の実践状況や雇用率等数値目標の達成状況、道内地方公共団体の計画作成状況、及び計画の進捗状況を注視していく必要がある。</p>	<p>○ 障がい者雇用率は、毎年6月1日現在の状況が厚生労働省北海道労働局において公表されておりますが、道は、北海道労働政策協定に基づき、主要経済団体等や障がい者雇用率が法定雇用率未満の公的機関に対し、北海道労働局長と連名により、法定雇用率の速やかな達成や障がいのある人への合理的な配慮の提供などを内容とする障がい者雇用の一層の促進</p>

<p>面に応じた合理的配慮の提供が適切に実施されるための指導等、改正内容を確実に実行する。</p> <p>また、北海道、市町村、及び関連公的機関の雇用率を調査・公表し、透明性のある運営を行うとともに、策定された「障がい者活躍推進計画」を着実に実践することで、障がい者が自立して職業生活を送れるよう安定した就労の拡大と障がいのある職員の雇用率 2.6%以上とする道としての数値目標の達成を図る。</p>	<p>障がい者雇用促進パネル展等を通じて、障がい者雇用への理解や関心を高めるとともに、事業主の合理的配慮の提供について、周知を図っているところです。</p> <p>○ 今後とも、障がい者の雇用の促進及び職業の安定が図られるよう、北海道労働局をはじめ関係機関と連携し、周知・要請等必要な対応を行ってまいります。 【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○ 障がい者の雇用率の調査・公表につきましては、令和2年度に策定した「北海道職員に係る障がい者活躍推進計画」に基づき、当該計画の目標達成状況を道のホームページで公表するなど透明性のある運営を行うとともに、当該計画の取組などを推進し、雇用率目標の達成に向けて、今後も適切な対応を行ってまいります。 【総務部人事局人事課】</p>		<p>について、要請を行っております。</p> <p>また、就職面接会や特別支援学校の企業向け見学会、障がい者雇用促進パネル展等を通じて、障がい者雇用への理解や関心を高めるとともに、事業主の合理的配慮の提供について、周知を図っているところです。</p> <p>○ 今後とも、障がい者の雇用の促進及び職業の安定が図られるよう、北海道労働局をはじめ関係機関と連携し、周知・要請等必要な対応を行ってまいります。 【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○ 障がい者の雇用促進につきましては、令和2年度に策定した「北海道職員に係る障がい者活躍推進計画」に基づき、当該計画の実施状況を道のホームページで公表するなど透明性のある運営を行うとともに、当該計画の取組などを推進し、雇用率目標の達成に向けて、今後も適切な対応を行ってまいります。 ※各市町村、関連公的機関の雇用促進は人事課では把握していません。 【総務部人事局人事課】</p>
<p>(3)職場におけるハラスメントの防止</p> <p>2021年度の民事上の個別労働紛争の相談件数では、約28万4千件（前年比+5千件）のうち約30%の8万6千件がいじめ・嫌がらせ等のパワハラに関する相談が占めており、依然として多くの労働者が人間関係で悩み苦しむ中でメンタル問題や自死に至るケースが後を絶たない状況にある。</p> <p>このような状況を踏まえて、北海道は、職場におけるあらゆるハラスメントを根絶するため、ハラスメント対策関連法にもとづき、あらゆるハラスメント防止に対する周知・指導を徹底する。</p>	<p>○ 道では、労働相談ホットラインを設置し、労働問題の専門家である社会保険労務士が労働者・事業者双方からの人間関係やハラスメントなどの電話相談に傾聴・助言や制度の紹介など丁寧に対応を行っております。</p> <p>○ 各振興局で開催する労働問題セミナーにおいて、職場におけるハラスメント防止対策について説明を行い、事業主に適切な対応を促すほか、本年4月にハラスメント対策推進セミナーを開催したところであり事業主に対し、パワーハラスメント防止対策の義務化について周知しております。</p> <p>○ また、働き方改革に取り組む道内企業を認定する「北海道働き方改革推進企業認定制度」におきまして、「ハラスメントの防止に向けた取組」を評価基準に盛り込むなどして、その取組を推進しているところです。 【経済部労働政策局雇用労政課】</p>	<p>■ 前年とほぼ同一回答である。</p> <p>道では、2020年6月に施行された「改正労働施策総合推進法」におけるパワハラ防止対策義務化の内容に関する周知活動を各振興局におけるセミナー等を活用し展開している。また、社労士による電話相談対応や道の認定制度においてもハラスメント防止を評価基準に設定するなど一定の取組みが実施されているものと思料する。</p> <p>引き続き、職場におけるあらゆるハラスメントの根絶に向けて法改正の実効性が確保されるよう道としての主体的な実態把握と周知・指導活動など取組みの推進を求めたい。</p>	<p>○ 道では、労働相談ホットラインを設置し、労働問題の専門家である社会保険労務士が、労働者・事業者双方からの、人間関係やハラスメントなどの電話相談に、傾聴・助言や制度の紹介など丁寧に対応を行っております。</p> <p>○ 各振興局で開催する労働問題セミナーにおいて、職場におけるハラスメント防止対策について説明を行い、事業主に適切な対応を促すほか、北海道労働局とともに、全道各地で「改正労働施策総合推進法（パワハラ防止対策義務化）」に関する説明会を開催し、事業主に対し、パワーハラスメント防止対策の義務化について周知しております。</p> <p>○ また、働き方改革に取り組む道内企業を認定する「北海道働き方改革推進企業認定制度」におきまして、「ハラスメントの防止に向けた取組」を評価基準に盛り込むなどして、その取組を推進しているところです。 【経済部労働政策局雇用労政課】</p>
<p>(4)ワーク・ライフ・バランスの推進 【重点項目】</p> <p>① 北海道は、「北海道働き方改革推進方策」および「北海道働き方改革推進企業認定制度」に基づき、仕事と家庭・子育ての両立を促進するために、特に男性の労働時間短縮などワーク・ライフ・バランスの取り組みに加え、テレワーク等の働き方改革を促進するなど、労働者の福祉の増進がはかられる対策を強化する。</p>	<p>○ 道では、働き方改革に取り組む企業を、北海道働き方改革推進企業として認定し、その取組を広く紹介することにより、認定企業の働き方改革の取組を促進し、もって道内企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的として、「北海道働き方改革推進企業認定制度」を実施しております。</p> <p>○ 認定制度は、女性や高齢者など「多様な人材の活躍の</p>	<p>■ 前年と同一の回答である。</p> <p>2019年3月に制定された「北海道働き方改革推進企業認定制度」については、ハラスメント防止対策の評価基準への追加や新たな優遇措置（労働者向けの融資・企画提案審査の加点）の増設など企業における労働者福祉の増進に向け機能強化が図られているものと考えている。</p> <p>■ 残念ながら、今次要請のポイントとなる男性の</p>	<p>○ 道では、働き方改革に取り組む企業を、北海道働き方改革推進企業として認定し、その取組を広く紹介することにより、認定企業の働き方改革の取組を促進し、もって道内企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的として、「北海道働き方改革推進企業認定制度」を実施しております。</p> <p>○ 認定制度は、女性や高齢者など「多様な人材</p>

<p>なお、テレワークの導入については、道による就業規則の改正等を条件とする PC 等補助事業も展開されているが、就業規則や労働協約の遵守状況、労働時間や安全衛生面での対策状況に係るモニタリングを継続し、安心・安全な労働が確保できるよう導入企業への支援を適切に実施する。</p>	<p>取組」、労働時間短縮や仕事と育児・介護の両立支援など「就業環境の改善の取組」、新たなマーケット開拓や労働生産性向上のための技術導入など「生産性の向上の取組」の3つの視点で評価しております。</p> <p>○また、テレワークに関する調査を実施して、使用者側から、テレワークを導入して分かった課題を把握するとともに、その課題解決のためにテレワークの労務管理等のマニュアルを策定して周知・啓発を行うなど、長時間労働の防止や労働安全衛生の確保に努めております。</p> <p>○道としては、経済団体を通じ、認定制度の周知を図っているほか、優遇措置の追加（労働者向け融資、経済部の公募型プロポーザルにおける企画提案審査の加点）などを行っており、今後とも、より多くの企業が労働者の福祉の増進を図っていただけるよう、働き方改革の取組を進めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【経済部労働政策局雇用労政課】</p>	<p>労働時間短縮に係る言及はなかったが、働き方改革の大きな障壁となっている男性の労働時間短縮を優先課題に設定することも視野に、引き続き、認定制度の目的である企業の持続的発展と労働者福祉の増進への実行性が高まるよう制度の改善を求めるとともに、普及・運用状況等に注目していきたい。</p> <p>■また、テレワークについても、導入企業に対するモニタリングを継続し、就業規則や労働協約の遵守状況の確認や労働時間や安全衛生面での問題を未然に防ぐ対策、顕在化した課題解決への支援を適切に進める必要がある。ワーク・ライフ・バランス推進の観点からも、係る道の各種対応を注視し対策の継続を要請したい。</p>	<p>の活躍の取組」、労働時間短縮や仕事と育児・介護の両立支援など「就業環境の改善の取組」、新たなマーケット開拓や労働生産性向上のための技術導入など「生産性の向上の取組」の3つの視点で評価しております。</p> <p>○また、テレワークに関する調査を実施して、使用者側から、テレワークを導入して分かった課題を把握するとともに、その課題解決のためにテレワークの労務管理等のマニュアルを策定して周知・啓発を行うなど、長時間労働の防止や労働安全衛生の確保に努めております。</p> <p>○道としては、経済団体を通じ、認定制度の周知を図っているほか、優遇措置の増設（労働者向け融資、経済部の公募型プロポーザルにおける企画提案審査の加点）などをしており、今後とも、より多くの企業が労働者の福祉の増進を図っていただけるよう、働き方改革の取組を進めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【経済部労働政策局雇用労政課】</p>
<p>② 北海道は、要介護者のいる労働者が介護を理由に退職しないよう、地域包括支援センターの周知に努めるとともに、介護者のニーズに応じたサービスを提供するよう努める。また、介護従事者が働き続けられるよう、引き続き、国とも連携し賃金・処遇の大幅な改善をはかるとともに、介護保険によらず市町村の財源で運営される事業所の介護従事者についても必要な処遇改善が実施されるよう各自治体に対する支援と指導を行う。</p>	<p>○地域包括支援センターは、地域の高齢者やその家族が抱える様々な相談に応じるとともに、サービスに繋がりにくい方など困難事例への対応や、虐待防止、認知症の方への支援など、総合相談窓口として重要な役割を果たしており、道では、ホームページ等により、道内に設置されている地域包括支援センターの周知を行っております。</p> <p>また、介護保険サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業所の介護支援専門員などにより、本人や家族のニーズに応じて適切に計画を作成した上で行っているところ。</p> <p>○介護従事者の給与増に向けた処遇改善の取組は平成 21 年の交付金に始まり、平成 24 年に介護報酬に組み込まれて以降も数度の見直しが行われ、令和元年からは特定処遇改善加算の制度が創設されました。さらに本年度は給与の 3%程度のベースアップを目指す新たな交付金制度が導入され、10 月から介護報酬に組み込まれたところ。</p> <p>なお、特定処遇改善加算と本年度のベースアップ加算は介護職以外への配分も事業所の判断で認められており、制度の趣旨について集団指導等の場を通じた事業所周知に努めていきます。</p> <p>また、本年度実施しているベースアップの取組については介護保険が適用にならない老人施設で働く介護従事者についても同様の効果が得られるよう、軽費老人ホームについては道が実施している運営費補助において措置を講じたところであり、養護老人ホームについては所管する市町村に対処を促す文書を通じたところ。</p>	<p>■地域包括支援センターについては、地域における相談窓口として重要性に鑑みた周知が実施されるなど、道として一定の対応が行われているものと思料する。</p> <p>■介護従事者の処遇改善については、回答で示されているように、この間、継続して実施されているが、介護の現場は、コロナ禍の影響もあり人材不足が深刻な状況となっている。道も課題認識する介護従事者の確保や職場定着・離職防止に向けた更なる処遇の改善が必要であり、道による国に対する働きかけや連携の強化を求めたい。</p> <p>■また、介護保険ではなく市町村の財源で運営される養護老人ホームやケアハウス等事業所の職員に対する必要な処遇改善についても、道としての対応措置が取られているが、引き続き、国の指針に基づく各自治体の対応状況を確認し、適宜指導と支援が実施されるよう求めたい。</p>	<p>○地域包括支援センターは、地域の高齢者やその家族が抱える様々な相談に応じるとともに、サービスに繋がりにくい方など困難事例への対応や、虐待防止、認知症の方への支援など、総合相談窓口として重要な役割を果たしており、道では、ホームページ等により、道内に設置されている地域包括支援センターの周知を行っております。</p> <p>また、サービス提供については、居宅介護支援事業所の介護支援専門員などにより、本人や家族のニーズに応じて適切に計画を作成した上で、サービス提供を行っているところ。</p> <p>○国の賃金構造基本調査では、令和 2 年の全産業の月額平均賃金が 3 万 3 千 6 百 0 円であるのに対し、介護事業従事者を含む介護労働者は 2 万 6 千 7 百 0 円と依然として低い水準であることから、道では、良質な人材の安定的な確保を図るためには、さらなる処遇改善が必要であると認識しているところ。</p> <p>○平成 24 年度以来、介護従事者の人材確保・処遇改善などを目的として、処遇改善加算の創設・見直しが進められてきたところであり、令和元年 10 月からは、勤続年数 10 年以上の介護福祉士等の経験・技能のある介護職員に対して、月額平均 8 万円相当のさらなる処遇改善が実施され、介護職員以外の職種についても処遇改善を行うことが可能となったところ。</p> <p>また、令和 3 年度には、介護職員等特定処遇改</p>

	<p>○ 道としては介護従事者の確保に向け、全ての介護従事者等に対する処遇改善加算の充実や、職場定着・離職防止のための更なる処遇の改善について引き続き国に要望してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【保健福祉部高齢者保健福祉課】</p>		<p>善加算について、介護職員のさらなる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、介護職員間における平均賃上げ額の配分ルールの柔軟化など、小規模事業所を含め事業者がより活用しやすい仕組みとするなどの見直しが行われたところでは。</p> <p>○ 道としては、介護ニーズの増加に伴う介護人材の確保に努めてまいるとともに、全ての介護従事者等に対する処遇改善加算の適用を確実かつ継続的なものとなるよう、国の責任において必要な財政措置を講じることを、引き続き要望してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【保健福祉部高齢者保健福祉課】</p>
<p>③ 北海道は、引き続き、待機児童の解消と感染症拡大時の危機を想定して、保育士の人材確保、処遇改善を進めるとともに、保育の質の向上、事故防止等の観点から教育訓練を実施・促進する。</p>	<p>○ 保育士の処遇改善について、国はこれまで、公定価格における人件費の積み増しや、キャリアアップの仕組みによる追加的な処遇改善加算に係る要件の見直しなどに取り組んできたところです。</p> <p>○ 道としては、保育人材確保について、処遇改善加算の取得促進やキャリアアップ研修の実施に対する支援により、保育士の処遇や職場環境の改善に取り組んでいるほか、新しい保育人材の育成に向け、資格取得のための返還免除型の修学資金の貸付の実施や、保育の補助業務に従事する子育て支援員の養成、保育現場を離れた保育士の再就職のための準備金の貸付等に取り組んでいるところであり、今後も待機児童の解消に向け必要な取組を進めてまいります。</p> <p>○ また、保育現場における事故防止に向けて、国のガイドラインに沿った安全確保について指導するほか、計画的に実施する保育所等への指導監査において関係団体が研修会へ積極的に参加するよう働きかけてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【保健福祉部子ども子育て支援課】</p>	<p>■ 前年と同一回答であり、待機児童の解消に向けた保育士の処遇改善（給与改定）の実施状況と人材確保や保育現場における事故防止に向けた道としての対応の現状について報告されているが、回答内容からは道として一定の対応が行われているものと判断したい。</p>	<p>○ 保育士の処遇改善について、国はこれまで、公定価格における人件費の積み増しや、キャリアアップの仕組みによる追加的な処遇改善加算に係る要件の見直しなどに取り組んできたところです。</p> <p>○ 道としては、保育人材確保について、処遇改善加算の取得促進やキャリアアップ研修の実施に対する支援により、保育士の処遇や職場環境の改善に取り組んでいるほか、新しい保育人材の育成に向け、資格取得のための返還免除型の修学資金の貸付の実施や、保育の補助業務に従事する子育て支援員の養成、保育現場を離れた保育士の再就職のための準備金の貸付等に取り組んでいるところであり、今後も待機児童の解消に向け必要な取組を進めてまいります。</p> <p>○ また、保育現場における事故防止に向けて、国のガイドラインに沿った安全確保について指導するほか、計画的に実施する保育所等への指導監査において関係団体が研修会へ積極的に参加するよう働きかけてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【保健福祉部子ども子育て支援課】</p>
<p>6. 安心・信頼できる社会保障の構築</p>			
<p>(1) 子育て支援</p> <p>① 妊娠・出産期からの相談や支援につなげられるよう、自治体の相談窓口を地域の中に拡充するとともに、改正育児・介護休業法の4月施行も踏まえて、両親学級などの支援について、男性も参加しやすく出産・育児について共に学べる内容に改善・充実させる。</p> <p>また、出産後1年以内に母子の心身の状態に応じた保健指導や相談を行う「産後ケア」を市町村の努力義務とする改正母子健康法の成立を踏まえ、「子育て世代包括支援センター」の整備等、各市町村における産後ケア事業の普及促進に向けた指導・連携を継続する。</p>	<p>○ 道では、妊婦の方々をはじめ女性の健康に関する様々な悩みや不安に対する「女性の健康サポートセンター」を各保健所に設置し、幅広く相談対応を行うとともに、市町村の保健師や保育士等を対象とした研修会を開催するなどして母子保健事業や子育て支援事業の充実を努めているところです。</p> <p>○ 産後ケアについては、事業の普及を図るため、道内の産科医療機関や助産所における産褥ケアや授乳指導などの産後支援に係る取組状況を市町村へ情報提供するとともに、市町村や産科医療機関に勤務する保健師や助産師などを対象として、理解を深めるための研修会を開催しているところです。</p> <p>また、市町村における産後のサポート体制の整備を進め</p>	<p>■ 前年と同一回答であり、道として一定の対応が行われているものと思料する。</p> <p>産後ケア事業の普及促進については、2020年の改正母子健康法成立を踏まえた各市町村における産後ケアセンターの設置状況や「子育て世代包括支援センター」の整備状況も含めて道の対応に注目したい。</p> <p>■ 併せて、子どもの最善の利益を第一として、子どもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指し、子どもに関する政策を一元化することを目的に2023年4月に発足する「子ども家庭庁」の動向を踏まえた要請対応を継続したい。</p>	<p>○ 道では、妊婦の方々を始め女性の健康に関する様々な悩みや不安に対する「女性の健康サポートセンター」を各保健所に設置し、幅広く相談対応を行うとともに、市町村の保健師や保育士などを対象とした研修会を開催するなどして子育ての相談に応じる人材の育成に努めているところです。</p> <p>○ 産後ケアについては、事業の普及を図るため、道内の産科医療機関や助産所における産褥ケアや授乳指導などの産後支援に係る取組状況を市町村へ情報提供するとともに、市町村や産科医療機関に勤務する保健師や助産師などを対象として、理解を深めるための研修会を</p>

	<p>るため、今後とも、市町村に対して産後ケア事業を実施する場合の国庫補助金の活用を促進するほか、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援の提供を行う「子育て世代包括支援センター」の整備について働きかけてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【保健福祉部子ども子育て支援課】</p>		<p>開催しているところです。</p> <p>また、市町村における産後のサポート体制の整備を進めるため、今後とも、市町村に対して産後ケア事業を実施する場合の国庫補助金の活用を促進するほか、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援の提供を行う「子育て世代包括支援センター」の整備について働きかけてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【子ども子育て支援課】</p>
<p>② 必要な財源を確保したうえで、良質な保育・幼児教育など子ども・子育て支援策を充実する。保育・幼児教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善する。</p>	<p>○ 子ども・子育て支援新制度の充実については、市町村において子ども・子育て支援事業計画を策定し、取組を進めているところであり、道としては、計画的にサービスの確保が行われるよう、必要な助言等を行うとともに、受け皿確保のための費用や事業実施に要する費用に対する支援を行っているところです。</p> <p>○ また、保育・幼児教育の人材については、保育士の離職時の届出による復職支援、就職準備金等の貸付などによる人材の確保のほか、処遇改善については収入を3%（月額9,000円程度）引き上げるための加算の取得やキャリアアップ研修の受講促進、保育の補助業務に従事する子育て支援員を養成し、業務負担軽減につなげるなどの処遇改善を図っているところです。</p> <p>○ 国においては、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の報告に基づき、給付の在り方の見直しや研修体系の構築などの取組を進めることとしており、道としても、こうした動向を注視しつつ、引き続き処遇改善に必要な財源確保について国へ要望してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【保健福祉部子ども子育て支援課】</p>	<p>■ 前年とほぼ同一回答であり、道として一定の対応が行われているものと思料する。子ども・子育て支援策の充実については、2020年度からの5年間を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」による市町村の取り組みの進捗状況、市町村に対する道の支援状況を確認するとともに、創設される「子ども家庭庁」の動向と道との連携に注目する必要がある。</p>	<p>○ 子ども・子育て支援新制度の充実については、市町村において子ども・子育て支援事業計画を策定し、取組を進めているところであり、道としては、計画的にサービスの確保が行われるよう、必要な助言等を行うとともに、受け皿確保のための費用や事業実施に要する費用に対する支援を行っているところです。</p> <p>○ また、保育・幼児教育の人材については、保育士の離職時の届出による復職支援、就職準備金等の貸付などによる人材の確保のほか、処遇改善加算の取得促進や保育の補助業務に従事する子育て支援員を養成するなど、保育士の業務の負担軽減による処遇改善を図っているところです。</p> <p>○ 今後も、これらの取組を進めていくとともに、引き続き必要な財源の確保や職員配置基準の充実、賃金水準の一層の改善について国へ要望してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課】</p>
<p>(2)安心の医療・介護体制の整備 【医療分野】</p> <p>① 引き続き、道内における総合診療医・家庭医や訪問看護師の育成・確保に取り組み、地域包括ケアシステムの構築と在宅医療の受け皿を拡充する。</p>	<p><総合診療医・家庭医の育成></p> <p>○ 広域分散で医師が偏在する本道において、適切な医療サービスを効率的に提供するためには、幅広い診療に加え、複数の健康課題などへの包括的ケアに対応できる、いわゆる家庭医の役割も持つ総合診療医の養成・確保が重要と考えています。</p> <p>○ このため、道では、平成28年度から、総合診療医の育成を担う基幹施設等における指導体制の強化のため、指導医の養成に係る経費などを支援してきたほか、ガイドブックの作成・配布や特設サイトの設置などを通じて、道内の専門研修プログラムを道内外へ周知するとともに、関係学会との連携による医学生や初期臨床研修医を対象にした研修会の実施、総合診療専門研修施設の見学に要する経費の支援など、総合診療を志望する学生や医師の確保に向けた取組を行ってきたところです。</p> <p>○ 道としては、引き続き、これらの取組を進めるとともに、地域住民を対象に総合診療に関する普及啓発を行う医療機関に支援するなどして、総合診療医の育成に努めてまいります。</p>	<p>■ 総合診療医の育成、訪問看護師の育成・確保の課題については、前年度と同様の回答内容となっている。</p> <p>引き続き、地域医療構想の実現に向けて設定されている重点課題(急性期機能の集約化や病院の再編)をはじめ要請項目に係る課題への道の対応状況と進捗状況に着目しつつ、安心の医療体制の構築に向けた諸課題について照査・検討のうえ対応を継続したい。</p>	<p>【総合診療医の育成】</p> <p>○ 広域分散で医師が偏在する本道においては、適切な医療サービスを効率的に提供するため、幅広い診療に加え、複数の健康課題などへの包括的ケアに対応できる総合診療医が重要な役割を担うものと考えています。</p> <p>○ このため、道では、平成28年度から、総合診療医の育成に取り組む医療機関に対し、指導医の養成に係る経費などを支援してきたほか、ガイドブックの作成・配布や特設サイトの設置などを通じて、道内の専門研修プログラムを道内外へ周知するとともに、関係学会との連携による医学生や初期臨床研修医を対象にした研修会の実施、総合診療専門研修施設の見学に要する経費の支援など、総合診療を志望する学生や医師の確保に向けた取組を行ってきたところです。</p> <p>○ 道としては、引き続き、これらの取組を進めるとともに、地域住民を対象に総合診療に関する普及啓発を行う医療機関に支援するなどし</p>

	<p><訪問看護師の育成・確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、訪問看護に携わる看護師等に対し、看取りや関係機関との連携も含めた療養支援に関する研修等を行うなど、在宅医療を担う人材を育成しています。 ○ また、訪問看護ステーション出向支援事業を実施し、病院看護職員による退院支援の取組の強化や、訪問看護ステーションの人材確保にも取り組んでいるところです。 ○ 更に、新卒看護師の訪問看護への就業を促進するための事業を関係団体と連携して実施するなど、引き続き、地域包括ケアシステムの実現に向け、在宅での療養生活を支える上で中心的な役割を担う訪問看護師の確保や育成を図ってまいります。 <p style="text-align: center;">【保健福祉部地域医療課・医務薬務課】</p>		<p>て、総合診療医の育成に努めてまいります。</p> <p>【医師確保対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、地域における医師不足が極めて深刻な状況にあることから、これまで、自治医科大学卒業医師の配置をはじめ、都市部の医療機関から医師確保の難しい地域の医療機関へ医師を派遣する取組とともに、ドクターバンク事業への支援や東京事務所に配置する専任の職員を通じた道外からの医師の招へいのほか、地域の医療機関で一定期間勤務を義務付ける地域枠制度の運営などに取り組んできたところです。 ○ 道としては、令和2年3月に策定した医師確保計画に基づき、医育大学に設置する地域医療支援センターからの医師派遣枠の拡充などに取り組んできたところであり、引き続き、医育大学、医師会、市町村などと連携を図りながら、実効性の高い医師確保対策を進めるとともに、北海道医療勤務環境改善支援センターによる総合的、専門的支援を通じて、医療機関における勤務環境の改善に取り組んでまいります。 <p>【訪問看護師の育成・確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、訪問看護に携わる看護師等に対し、看取りや関係機関との連携も含めた療養支援に関する研修等を行うなど、在宅医療を担う人材を育成しています。 ○ また、訪問看護ステーション出向支援事業を実施し、病院看護職員による退院支援の取組の強化や、訪問看護ステーションの人材確保にも取り組んでいるところです。 ○ 加えて、昨年度から、新卒看護師の訪問看護への就業を促進するための事業を関係団体と連携して実施するなど、引き続き、地域包括ケアシステムの実現に向け、在宅での療養生活を支える上で中心的な役割を担う訪問看護師の確保や育成を図ってまいります。 <p style="text-align: center;">【保健福祉部地域医療課・医務薬務課】</p>
<p>② また、医療従事者の育成・確保の前提となる医療従事者の働き方改革を進めるため、増員と多職種連携（タスクシフト）が重要となることから、医師をはじめ看護師やリハビリ職員などの医療従事者の確保・育成を強化する。</p>	<p><医師確保対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、地域における医師不足が極めて深刻な状況にあることから、これまで、自治医科大学卒業医師の配置をはじめ、都市部の医療機関から医師確保の難しい地域の医療機関へ医師を派遣する取組とともに、ドクターバンク事業への支援や東京事務所に専任の職員を配置し、道外からの医師の招へい活動などを行ってきたほか、地域の医療機関で一定期間勤務を義務付ける地域枠制度（修学資金制度）の運営などに取り組んできたところであり、令和4年度は全道で85名が地域勤務に従事しているところです。 ○ 道としては、令和2年3月に策定した医師確保計画に基 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療従事者の働き方改革の課題に対しては、道としての対策の現状と成果について回答で示されている。 ■ 限りある医療資源を有効に活用し、道民に対し適切な医療を提供していくことが重要であることは言うまでもなく、そのためにも医療従事者の働き方改革の促進に向けた道としての役割発揮を求めるとともに、感染症等の対応に係る「医療体制の確保」に際しては、医療逼迫の回避、病床使用率のみではなくそこに働く医療従事者の疲弊も考慮した要員確保やタスクシ 	<p>※上記①にて回答</p>

	<p>づき、医育大学に設置する地域医療支援センターからの医師派遣枠の拡充などに取り組んできたところであり、引き続き、医育大学、医師会、市町村などと連携を図りながら、効果的かつ実効性のある施策の推進に努めるほか、北海道医療勤務環境改善支援センターによる専門的かつ、きめ細かな支援を通じて、医療機関における勤務環境の改善と医師の働き方改革の円滑な推進に取り組んでまいります。</p> <p><看護師対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、修学資金の貸付け、民間の看護師等養成所の整備・運営に対する支援、新人看護職員をはじめとした看護職員に対する研修への支援、院内保育施設への運営費補助のほか、離職した看護職員の届出制度を有効活用した再就業支援や地域応援ナースの派遣など、ナースセンター事業の充実にも取り組んできたところです。 ○ 道としては、引き続き、関係機関とも連携を図りながら、医療計画に基づく、「養成確保」、「就業定着」、「再就業促進」、「人材育成」等の対策を一層推進し、地域における看護職員の育成・確保に努めてまいります。 <p><リハビリ職員などの確保対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、地域において必要な理学療法士をはじめとするリハビリテーション専門職が確保できるよう、指導調査等の機会を通じて、養成施設の運営に対する助言などを行っております。 <p style="text-align: right;">【保健福祉部地域医療課・医務薬務課】</p>	<p>フト等の医療体制が構築されるよう道としての対応を求めたい。</p>	
<p>【重点項目】</p> <p>③ 地域医療構想の実現にむけて、公的病院などの連携を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症が地域医療に与える影響を考慮し、感染症対策等の非常時の対応課題となっている医療機関間の役割分担・連携体制の構築も含め、あるべき地域医療体制についての協議を早急に開始する。</p> <p>また、非常時対応等の体制構築の前提として、その中心的役割を担う公立・公的医療機関の安易な統廃合は行わない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来にわたって地域に必要な医療を確保するためには、人口構造や医療ニーズの変化を見据え、急性期から回復期、慢性期、在宅医療に至るまで、バランスの取れた医療を効率的に提供する体制を構築することが重要であり、道では、地域の医師会等の関係団体や市町村、自治体病院などの皆様で構成する地域医療構想調整会議において、医療機能の分化・連携や再編などの「重点課題」を設定し、議論を進めてきたところです。 ○ また、公立・公的医療機関は、地域に欠くことのできない救急、小児、周産期などの政策医療を担ってきたことに加え、今般の感染症への対応においては、各圏域の中核病院として重要な役割を果たしているところです。 ○ 道としては、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた国の議論も注視しつつ、今後とも、圏域ごとの調整会議の場を通じ、地域の関係者の皆様方から、丁寧にご意見を伺いながら、それぞれの地域の将来を見据え、公立・公的医療機関も含めた医療機能の分化・連携について、一層議論を深め、地域医療の確保に取り組んでまいります。 <p style="text-align: right;">【保健福祉部地域医療課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前年回答において道側の課題認識として示された感染症対応における医療機関の役割分担・連携体制の構築については、今後の医療提供体制における喫緊の課題であり、道としての速やかな対応を求める必要がある。 ■ コロナ禍により地域医療の重要性が明らかとなった今、非常時対応の中心的役割を担う公立・公的医療機関の重要性もより高まっている。「地域医療構想」の進展に際しては、こうした観点からも安易な統廃合や病床削減につながらないように注視するとともに、今後も想定される感染症の爆発的な流行（パンデミック）や常態化する大規模自然災害に対応出来る医療体制の構築に向けた平時からの備えと更なる体制の強化について、道に対する要請を継続する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来にわたって地域に必要な医療を確保するためには、人口構造や医療ニーズの変化を見据え、急性期から回復期、慢性期、在宅医療に至るまで、バランスの取れた医療を効率的に提供する体制を構築することが重要であり、道では、地域の医師会等の関係団体や市町村、自治体病院などの皆様で構成する地域医療構想調整会議において、医療機能の分化・連携や再編などの「重点課題」を設定し、議論を進めてきたところです。 ○ 道としては、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた国の議論を注視しつつ、道内での感染症の拡大局面におけるこれまでの対応を踏まえ、引き続き、各圏域の調整会議において議論を深めるなどして、圏域全体に必要な医療を確保するという考えのもとで地域の実情に即した医療提供体制の構築が図られるよう取り組んでまいります。 <p style="text-align: right;">【保健福祉部地域医療課】</p>
<p>④ 医療機関や介護・福祉施設でのクラスター防止のため、医療・介護・福祉施設で働くすべて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、国の基本的対処方針の下、高齢者など、重症化リスクの高い方々が入所されている高齢者施設や医療 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 回答内容からは、この間の状況を踏まえ高齢者施設や医療機関等における従事者を対象とし 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を適確に進めるためには、効果的

<p>の従事者を対象に、新型コロナウイルス PCR 検査等を定期的に公費負担で実施する。</p>	<p>機関等における感染者の早期探知による集団感染防止対策の一環として、施設等の従事者を対象とした頻回検査の実施に取り組んでいるところです。 今後とも、こうした頻回検査をはじめとする、集団感染防止に資する各般の取組を重層的に展開し、感染症への地域の対応力向上に努めてまいります。 【保健福祉部感染症対策課】</p>	<p>た頻回検査の実施などクラスター防止に必要な対策が強化されているものと判断する。</p>	<p>かつ効率的な検査の実施が重要と考えており、これまで、医療機関や福祉施設などで感染者が確認された場合には、濃厚接触者に限らず、幅広く行政検査を実施するとともに、地域の感染状況などに応じて感染者が発生していない福祉施設等の従事者に対する集中的な検査を実施してきたところであり、今後とも、こうした取組を積極的に進めながら、感染が疑われる方や濃厚接触者など、検査が必要な方々が、より迅速で円滑に検査を受けられますよう、検査体制の充実・強化を進めてまいります。 【保健福祉部感染症対策課】</p>
<p>⑤ 新型コロナウイルス感染症対応の要となる保健行政を強化するため、保健師等の増員など保健所の体制・機能を強化し、地域保健衛生施策の拡充をはかる。</p>	<p>○ 道では、感染症や疫学に関する専門的な知識を有し、保健所における感染症対策の最前線で保健活動を行う保健師の確保が必要との考えの下、令和4年度組織機構改正においては、保健所の保健師を19名増員するなど、保健所体制の強化を図ったところです。 ○ 道としては、今後とも保健所が地域における健康危機管理の拠点として、その役割や機能を十分に発揮できるよう、保健師等専門職の確保や育成、機動的な業務執行体制の整備など、必要な検討を不断に進めてまいります。 【保健福祉部健康安全局地域保健課(感染症対策局感染症対策課)】</p>	<p>■ 保健所の体制・機能の強化は、感染拡大の防止や医療提供体制の確保など重なる感染拡大に対応するため、更に最前線で活動する保健師等への過度の負担を回避するためにも喫緊の課題であり、引き続き、道としての機動的な対応が実施されているか注目する必要がある。 また、これまでのコロナ禍への対応の教訓として、平時から保健所の体制・機能を維持・強化することが必要とされることは明白であり、緊急時対応はもとより、中長期的スパンでの保健所機能を維持・充実させるために必要とされる対策の検討と早期の実施を求めたい。</p>	<p>○ 道では、感染症や疫学に関する専門的な知識を有し、保健所における感染症対策の中心的な役割を担い、患者対応の最前線で保健活動を行う保健師の確保が必要との考えの下、令和3年度組織機構改正において、保健所の保健師を、管内人口や感染者数などを勘案して、14名増配置するとともに、保健所機能を補完する本庁機能の強化として、対策本部指揮室に5名の保健師を配置しながら、保健所機能の強化に取り組んできたところです。 ○ こうした中、現在、国では、新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化など、多方面にわたる影響を踏まえ、地域保健法に基づく基本的な指針の見直しを進めるなどして、保健所機能の強化や人材育成の充実等について、その方向性を示すこととされていることから、道としては、こうした国の動向を注視しながら、今後とも、保健所が地域の感染症危機管理拠点として、その役割や機能を十分発揮できるよう、必要な検討を不断に進めてまいります 【保健福祉部健康安全局地域保健課(感染症対策局感染症対策課)】</p>
<p>⑥ 新型コロナワクチン接種に関して、副反応など市民の不安に対する適切な情報提供を行うとともに、接種を希望しない人に対する差別等が起きないような配慮を行う。</p>	<p>○ 道では、これまで、北海道新型コロナワクチン接種相談センターを設置し、新型コロナワクチン接種後の副反応等に関するきめ細く丁寧な相談対応を行うとともに、正しい知識や情報に加え、未接種者への差別防止等についても、様々な機会や多様な広報媒体を活用し、広く周知してきたところである、今後とも、普及・啓発に努めてまいります。 【保健福祉部感染症対策(ワクチン班)】</p>	<p>■ 道民が SNS 等のフェイク情報に先導され誤った判断をすることが無いよう、より積極的な普及・啓発が求められている。道に対しては適切な情報提供と配慮の継続を求めたい。</p>	<p>○ 道では、これまで、新型コロナワクチン接種後の副反応等に関するきめ細やかで丁寧な相談対応を行うとともに、正しい知識や情報に加え、未接種者への差別防止等についても、多様な広報ツールや機会を活用し、広く周知してきたところあり、今後とも、積極的な普及・啓発に努めてまいります。 ○ 【保健福祉部感染症対策課】</p>
<p>【介護分野】 ① 地域支援事業(総合事業)では、利用者・地域住民がサービスを受ける権利が保障され、総合事業の事業費上限を緩和し、自治体独自の財源補填を可能とするなど適正な事業単価を設定し継続性のある事業を実施する。</p>	<p>○ 総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業におけるサービス価格については、令和2年10月の介護保険法施行規則の一部改正により、国が定める額を勘案し、市町村において単価設定ができるよう見直しが行われ、令和</p>	<p>■ 前年と同一の回答である。 2021年4月1日の介護保険法施行規則の改正施行に伴い一部サービス事業の上限費用が弾力化されたが、その他費用にも波及させるよう国に対する要望の継続と地域住民の視点に立</p>	<p>○ 総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業におけるサービス価格については、令和2年10月の介護保険法施行規則の一部改正により、国が定める額を勘案し、市町村において単価設定ができるよう見直しが行われ、令和</p>

	<p>れ、令和3年4月1日から施行されたところです。</p> <p>○道としては、今後ともサービス利用者と提供者、双方の視点に立って、総合事業が適切に運営されるよう市町村を支援するとともに、国に対し必要な予算を十分に確保するよう要望してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課】</p>	<p>った地域支援事業（総合事業）の運営に係る市町村支援の継続を求めたい。</p>	<p>3年4月1日から施行されたところです。</p> <p>○道としては、今後ともサービス利用者と提供者、双方の視点に立って、総合事業が適切に運営されるよう市町村を支援するとともに、国に対し必要な予算を十分に確保するよう要望してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課】</p>
<p>【重点項目】</p> <p>② 「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になるよう、全ての介護従事者の処遇改善策を継続実施するよう道として国に強く求める。</p>	<p>○介護従事者の給与増に向けた処遇改善の取組は平成21年の交付金に始まり、平成24年に介護報酬に組み込まれて以降も数度の見直しが行われ、令和元年からは特定処遇改善加算の制度が創設されました。さらに本年度は給与の3%程度のベースアップを目指す新たな交付金制度が導入され、10月から介護報酬に組み込まれたところです。</p> <p>なお、特定処遇改善加算と本年度のベースアップ加算は介護職以外への配分も事業所の判断で認められており、制度の趣旨について集団指導等の場を通じた事業所周知に努めていきます。</p> <p>また、本年度実施しているベースアップの取組については介護保険が適用にならない老人施設で働く介護従事者についても同様の効果が得られるよう、軽費老人ホームについては道が実施している運営費補助において措置を講じたところであり、養護老人ホームについては所管する市町村に対処を促す文書を通じたところです。</p> <p>○道としては介護従事者の確保に向け、全ての介護従事者等に対する処遇改善加算の充実や、職場定着・離職防止のための更なる処遇の改善について引き続き国に要望してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【保健福祉部高齢者保健福祉課】</p>	<p>■介護従事者の処遇改善については、道としてもその必要性を認識したうえで国に対する継続的財政措置を求める旨の回答が示されている。</p> <p>■2022年2月から介護保険が適用される事業所を対象に介護職員等の賃金引き上げ(月額3%程度：約9,000円)が実施されているが、介護の現場は、コロナ禍の影響もあり人材不足が深刻な状況となっている。</p> <p>道も課題認識する介護従事者の確保や職場定着・離職防止に向けた更なる処遇の改善が求められるが、処遇改善の財源は公費や介護保険料が中心となることから、道に対しては、更なる処遇改善に向けた国に対する財政措置要請の継続を求めたい。</p> <p>■また、介護保険ではなく市町村の財源で運営される養護老人ホームやケアハウス等事業所の職員に対する必要な処遇改善についても、道としての対応措置が取られているが、引き続き、国の指針に基づく各自治体の対応状況を確認し、適宜指導と支援が実施されるよう求めたい。</p>	<p>○平成24年度以来、介護従事者の人材確保・処遇改善などを目的として、処遇改善加算の創設・見直しが進められてきたところであり、令和元年10月からは、勤続年数10年以上の介護福祉士等の経験・技能のある介護職員に対して、月額平均8万円相当のさらなる処遇改善が実施され、介護職員以外の職種についても処遇改善を行うことが可能となったところです。</p> <p>また、令和3年度には、介護職員等特定処遇改善加算について、介護職員のさらなる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、介護職員間における平均賃上げ額の配分ルールの柔軟化など、小規模事業所を含め事業者がより活用しやすい仕組みとするなどの見直しが行われたところです。</p> <p>○道としては、全ての介護従事者に対する処遇改善加算の適用を確実かつ継続的なものとするよう国の責任において必要な財政措置を講じることを、引き続き要望してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【保健福祉部高齢者保健福祉課】</p>
<p>③ 地域において、認知症の方の見守り活動に取り組むNPOや市民団体等に対する支援を継続し拡大する。また、「SOSネットワーク」など徘徊認知症高齢者の早期発見・保護を目的とする取組みの更なる普及に努める。</p>	<p>○道では、地域で認知症の人と家族を支援し、見守り体制を構築するため、認知症サポーターを養成するとともに、その活動を促進しているところです。</p> <p>○また、認知症の人を支援する関係者の連携を図るため、市町村が配置している「認知症地域支援推進員」に対する研修を実施し、その活動の充実に努めているほか、ボランティア等による見守りのための訪問などを行う市町村の「認知症高齢者見守り事業」に対する助成を実施しています。</p> <p>○認知症により行方不明となった方への対応については、住民の協力を得ることで早期発見・保護を図る仕組みである「SOSネットワーク」を道内各地で運用し、140のネットワークが全市町村をカバーしている状況であり、引き続き、構成機関の拡充を図るなど、見守り機能の強化について働きかけを行ってきたところです。</p> <p>○これらの取組を通じて、今後とも、本人や家族への包括的・継続的支援を実施する体制の充実に努めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【保健福祉部高齢者保健福祉課】</p>	<p>■前年と同一回答である。</p> <p>地域における認知症の方の見守り活動の支援対策として、「認知症サポーター」の養成や市町村に配置の「認知症地域支援推進員」への研修実施、「認知症高齢者見守り事業」への助成実施が継続されており、また、徘徊認知症高齢者の早期発見・保護を目的とする「SOSネットワーク」を道内各地で運用し全市町村をカバーする状況にあるなどの道の取り組みは評価できるものと判断する。</p>	<p>○道では、地域で認知症の人と家族を支援し、見守り体制を構築するため、認知症サポーターを養成するとともに、その活動を促進しているところです。</p> <p>○また、認知症の人を支援する関係者の連携を図るため、市町村が配置している「認知症地域支援推進員」に対する研修を実施し、その活動の充実に努めているほか、ボランティア等による見守りのための訪問などを行う市町村の「認知症高齢者見守り事業」に対する助成を実施しています。</p> <p>○認知症により行方不明となった方への対応については、住民の協力を得ることで早期発見・保護を図る仕組みである「SOSネットワーク」を道内各地で運用し、140のネットワークが全市町村をカバーしている状況であり、引き続き、構成機関の拡充を図るなど、見守り機能の強化について働きかけを行ってきたところです。</p> <p>○これらの取組を通じて、今後とも、本人や家族</p>

<p>④ 成年後見人制度及び市民後見人制度について、道が実施してきた市民後見人養成の活動を継続するなど、後見人の確保・育成、制度利用の周知のための支援を行う。また、後見実施機関の設立・運営、権利擁護人材の育成に係る市町村の取り組みを支援する。</p>	<p>○ 道では、認知症高齢者等の権利を擁護するため、「第8期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」において、市民後見人を令和5年度までに4,400人養成することを目標に、市町村の住民を対象とした市民後見人養成研修や市民後見人の活動を支援するためのフォローアップ研修等に対する助成を実施しております。令和3年度には498人が市民後見人養成研修を修了し、累計で4,141人が養成されたところです。</p> <p>○ また、市町村と連携して制度の意義を幅広く周知するとともに、後見実施機関の設立や運営に係る助成や助言、権利擁護人材の資質向上に係る市町村向けの研修会を開催するなど、市町村の取組を支援するとともに、担い手を確保・育成するための方針を策定していきます。</p> <p>【保健福祉部障がい者保健福祉課・高齢者保健福祉課】</p>	<p>■ 前年とほぼ同一回答である。</p> <p>■ 前年とほぼ同一回答である。道における市民後見人養成への具体的対応については、第7期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の目標を達成（2020年度までに3,500人を養成する目標に対し累計で3,643人を養成）し、第8期計画の目標達成も視野に入るなど、道における活動の実践状況を高く評価したい。</p> <p>■ 引き続き、第8期計画を踏まえた後見人の確保・育成、制度利用の周知に向けた取組みの継続に期待したい。</p>	<p>への包括的・継続的支援を実施する体制の充実に努めてまいります。</p> <p>【保健福祉部高齢者保健福祉課】</p> <p>○ 道では、認知症高齢者等の権利を擁護するため、「第8期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」において、市民後見人を令和5年度までに4,400人養成することを目標に、市町村の住民を対象とした市民後見人養成研修や市民後見人の活動を支援するためのフォローアップ研修等に対する助成を実施しております。</p> <p>令和2年度には328人が市民後見人養成研修を修了し、累計で3,643人が養成されたところです。</p> <p>○ また、市町村と連携して制度の意義を幅広く周知するとともに、後見実施機関の設立や運営に係る助成や助言、権利擁護人材の資質向上に係る市町村向けの研修会を開催するなど、市町村の取組を支援しております。</p> <p>【保健福祉部障がい者保健福祉課・高齢者保健福祉課】</p>
<p>【重点項目】</p> <p>⑤ 市町村において介護者（ケアラー）が孤立しないよう、経済的な問題や身体的・精神的負担、就労など困り事に寄り添う相談体制の整備と相談員の確保・育成を行うための支援を強化する。</p> <p>また、ヤングケアラーの支援に向けて、4月に施行された「北海道ケアラー支援条例」の趣旨に基づき、ケアラーの早期発見、相談の場の増設や制度の拡充、それらの周知に向けた啓発活動など関係団体とも連携し対策を強化する。</p>	<p>○ 道が実施した実態調査の結果では、ケアラー自身が健康面に不安を抱え、頼りにできる相談相手や窓口を必要とし、周囲の理解や精神的な支えを求めているとの回答が多数認められたところです。</p> <p>○ 道では、令和4年に制定した北海道ケアラー支援条例のもと、全てのケアラーとご家族等が孤立することなく安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、相談しやすい環境づくりや相談窓口の明確化、関係機関の適切な連携を図るとともに、ケアラー支援を担う市町村職員等への研修を実施するなど、相談支援体制の充実強化に努めてまいります。</p> <p>【保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課】</p> <p>○ ヤングケアラーについては、本人に自覚がなく、相談する経験や機会がない場合が多いことから、周囲の気づきによる早期発見や身近な場所での相談対応などが大切であると認識しており、この度制定した条例では、普及啓発の促進、早期発見や相談の場の確保、住民が一体となり支援する地域づくりを基本的な施策として掲げているところです。</p> <p>○ 現在、道としては、本条例の趣旨を踏まえ、道教委を含めた庁内関係部局との連携のもと、ポスター、リーフレット等の啓発資材の配布や、専門相談窓口の設置、学校と市町村等との調整役となるコーディネーターの配置のほか、道教委においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣拡充、連絡協議会の設置など各般の施策に取り組んでいるところです。</p> <p>今後は、これらの取組のほか、本条例の趣旨を踏まえ、</p>	<p>■ 大人の代わりに家族やきょうだいの世話を担う18歳未満の「ヤングケアラー」の実態が、各種調査で明らかとなっており、学業や進路選択、健康への影響が懸念されている。無自覚者や平静を装っている子どもなど潜在的ケアラーの存在や、相談窓口や周りの理解と支援を求めるケアラーの実態も判明しており早急の対応が必要とされている。</p> <p>■ 道においては支援条例の制定やケアラーを支える人材の育成等の体制整備に向けた支援推進計画案の策定等、先進的な対応も行われているが、実効性のある支援策や啓発活動が早期に実施されるよう、回答で示されている具体的施策の今後の動向に注視しつつ必要な要請を継続したい。</p>	<p>○ 道が実施した実態調査の結果、ケアラー自身に自覚がないことや、相談できる人や場所を求めていること、周囲の人の理解や精神的な支えを求めていることなどが判明したところです。</p> <p>○ 道としては、今回の調査結果や明らかとなった課題について、学識経験者や支援団体等で構成する有識者会議において議論を深めるとともに、ケアラーとしての自覚がないため相談に至らないなど孤立しやすいケアラーへの効果的な啓発方法や、ケアラーを早期に発見し支援に繋ぐための関係機関の情報の共有、様々なケアラーの悩みや困りごとに応じることができる人材の育成など、実効性ある支援策について検討してまいります。</p> <p>【保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課】</p>

	<p>市町村に対し相談窓口をはじめとした地域における支援体制の構築を促していくとともに、市町村が実施する施策に対し、必要な助言や支援を行うこととしており、全てのヤングケアラーとその家族が孤立することなく希望を持って生活を送ることができるよう取り組んでまいります。</p> <p align="center">【保健福祉部子ども子育て支援課】</p>		
<p>⑥ 地域包括支援センターの機能を強化し、実施体制を整備するため、市町村ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進する。また、地域包括支援センターの安定運営に向けて、市町村による財政措置、人材確保や教育研修などの施策を強化する。</p>	<p>○ 高齢化の進展による一人暮らし高齢者や夫婦のみ高齢世帯の増加などの課題に対応するため、地域包括ケアシステムの構築に中心的役割を果たす地域包括支援センターには、安定的な運営はもとより、一層の機能強化が求められています。</p> <p>○ 道では、地域包括支援センター職員の資質向上を目的として、職員に対する研修やセンター間の連携を図るための意見交換会等を実施しており、今後とも、センターの機能充実に向けた取組を継続して実施するほか、地域包括ケアの着実な推進のため、国に対し、センターの業務量に見合った人員配置等を行うための必要な予算を十分に確保するよう、引き続き要望してまいります。</p> <p align="center">【保健福祉部高齢者保健福祉課】</p>	<p>■ 前年とほぼ同一回答であり、道として地域包括支援センターの機能強化を図る各種対策の実践や財政措置の確保に向けた国への要望等の継続を求めたい。</p>	<p>○ 高齢化の一層の進行による、一人暮らし高齢者や夫婦のみの高齢世帯の増加などの課題に対応するため、市町村における地域包括ケアシステムの中心的役割を果たすことが求められている地域包括支援センターの安定的な運営や、機能の強化が重要となっております。</p> <p>○ 道では、地域包括支援センター職員の資質向上を目的として、職員に対する研修の実施や、センター間の連携を図るための意見交換会の実施等を行っており、今後ともセンターの機能充実に向けた取組を継続して実施するとともに、地域包括ケアの着実な推進のため、国に対し、センターの業務量に見合った人員配置等を行うための必要な予算を十分に確保するよう、引き続き要望してまいります。</p> <p align="center">【保健福祉部高齢者保健福祉課】</p>
<p>7. 暮らしの安全・安心の確保</p>			
<p>(1) LPガスの問題</p> <p>総務省北海道管区行政評価局では、北海道内の LP ガス販売事業者における関係法令等の遵守状況、行政機関等における取引状況等について調査し、その結果に基づき北海道経済産業局に対して必要な改善措置を講ずるよう改善通知が出されているが、依然として、料金の開示状況、販売契約時の説明状況等、消費者が望むレベルでの LP ガス販売取引の透明化が進んでいない実態にあることから、道に対して次の点を要望する。</p> <p>① 液化石法令の遵守状況、取引適正化ガイドラインの遵守状況、LP ガスの取引に係る慣行等における改善状況等検査結果の評価を随時公表し、現状は正に向けた対策を講ずるとともに、是正されない事業者への指導を強化すること。</p> <p>【重点項目】</p> <p>② 関係機関と連携し、無償配管・無償貸与トラブルでの裁判判例を事業者に周知・啓発すること。</p> <p>【重点項目】</p> <p>③ 2021 年 6 月 1 日に経済産業省エネ庁と国交省より LP ガス業界関連団体不動産関連団体に対して「賃貸住宅における LP ガス料金情報提供のお願い」が発出されている。道としても</p>	<p>○ 道では、液化石油ガス販売事業者に対し、液石法令及び取引適正化ガイドラインの遵守について、「液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく立入検査を実施しており、違反等があった事業者には指導等を行い、速やかに是正対策を講じています。</p> <p>また、立入検査の結果については、振興局を通じ、立入検査や事業者が出席する保安講習会等の場で、同様の違反が繰り返されないよう、周知を図るとともに 法令遵守を指導しています。</p> <p>○ 無償配管・無償貸与トラブルについても、事業者団体と連携し事業者に対する周知・啓発を行います。</p> <p align="center">①②関連【経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課】</p> <p>○ 北海道では、道が毎月発行しているメールマガジン「消費者ほっとメール」で、賃貸集合住宅への入居を検討している方々に対して、間取りや築年数などとともに、LP ガス料金も調べるよう啓発を行っています。</p> <p>○ 北海道といたしましては、引き続き、関係機関との連携を図るとともに、様々なメディアを活用し、本件に係る消費者への啓発に努めてまいります。</p> <p>※ ③関連 当部関係箇所（下線部）についての回答</p> <p align="center">【環境生活部消費者安全課】</p>	<p>■ 項番①については前年とほぼ同一回答である。LP ガス販売取引の透明化が依然として消費者が望むレベルに進んでいない実態にあるなかで、道が実施する立入検査の結果や取引慣行等の改善状況の評価を公表のうえ、是正されない事業者への指導強化を求めた要請に対して具体的な回答が示されなかったことは残念であり、引き続き、要請元団体とも協議し販売取引の実態に基づく要請を継続したい。</p> <p>■ 賃貸集合住宅の入居を検討している消費者に対する LP ガス料金事前確認の啓発については一定対策されているものと思料するが、引き続き、消費者への啓発に向けて関係機関との連携を図るとする一方で、不動産仲介業者の対応に関する実態調査についての具体的な言及はなかった。消費者保護の観点からは、不動産仲介業者を通じた消費者への情報提供が肝要であり、道に対しては消費者行政の一環としての実態調査等、必要とされる対策の実施を求めたい。</p>	<p>○ 道では、液化石油ガス販売事業者に対し、液石法令及び取引適正化ガイドラインの遵守について、「液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく立入検査を実施しており、違反等があった事業者には指導等を行い、速やかに是正対策を講じています。</p> <p>また、立入検査の結果については、振興局を通じ、立入検査や事業者が出席する保安講習会等の場で、同様の違反が繰り返されないよう、周知を図るとともに 法令遵守を指導しています。</p> <p>○ 道としては、事業者に対するこのような指導等が法令遵守を図る上で効果的と考えており、引き続き、しっかりと立入検査等に取り組むとともに、地方 LP ガス懇談会で業界団体、消費者団体と意見交換を行います。</p> <p>なお、いただいたご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。</p> <p align="center">【経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課】</p> <p>○ 今年 6 月に、経済産業省と国土交通省が、関係業界に対し、賃貸集合住宅の入居を検討している消費者に、不動産仲介業者から LP ガス料金を入居前に提示するよう協力依頼を発出し</p>

<p>賃貸集合住宅等の不動産物件を探している消費者に対し、事前の入居条件におけるLPガス料金表及び設備料金等を確認するよう啓発するとともに、関係機関と連携し不動産仲介業者における物件紹介時の料金表の提示に係る対応に関し、実態を調査すること。</p>			<p>ました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○北海道では、道が毎月発行しているメールマガジン「消費者ほっとメール」で、賃貸集合住宅への入居を検討している方々に対して、間取りや築年数などとともに、LPガス料金も調べるよう啓発を行ったところ。 ○北海道といたしましては、引き続き、関係機関との連携を図るとともに、様々なメディアを活用し、本件に係る消費者への啓発に努めてまいります。【環境生活部消費者安全課】 <p>※下線部分回答調整中⇒2月7日付で以下回答あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該要請項目については、直接所管する課がないため、回答することが難しい状況です。【経済部労働政策局雇用労政課】
<p>【重点項目】 (2)SS過疎地問題 「SS過疎地」問題は、人口の過疎化と高齢化が進む道内の市町村にとってはきわめて深刻な問題であり、とりわけ冬期間における暖房燃料や公共交通機関の乏しい地域での移動手段として欠くことのできない車の燃料等、石油商品の安定供給は、当該地域住民が安心して暮らすためには絶対不可欠といえる。 道内において、居住地から最寄りSSまでの道路距離が15km以上のエリアが所在している市町村は75市町村確認されており、内SS過疎地が65市町村を占めている実態(SS過疎地ハンドブックより)は深刻な問題であり、道として振興局単位で調査を分析し、事業者も交え当該市町村と連携し対処していかなければならない課題である。 「SS過疎地協議会(事務局:資源エネルギー庁)」との連携をはじめとする国への働きかけは勿論のこと、建設的な方途をみだすための道としての主体的な取り組みを要請したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○道としては、国に対し、特に災害時や冬期間のガソリン・灯油の供給は地域住民の生命に関わる問題であることから、地域のサービスステーションの減少に歯止めをかけ、持続的な石油製品の安定供給を確保するための支援を一層拡充するよう要望してきており、引き続き国に対して求めてまいります。 ○また、道として、北海道石油業協同組合連合会と締結した「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」の実効性を確保するとともに、SS事業者が地域で安定的に石油製品を供給できるよう、庁内各部局の調達担当者に対し防災協定締結先の中小企業者の受注機会の確保を呼びかけたほか、国に対しても、SS事業者の受注機会の確保について要望しています。【経済部環境・エネルギー局 環境・エネルギー課】 	<ul style="list-style-type: none"> ■前年の回答趣旨と同様、道としての課題認識は示されているが、石油製品の安定供給確保に向けた国への要望継続、災害時供給に係るSS事業者受注機会確保の対応等、回答からは道としての「SS過疎地」問題解決に向けた積極的姿勢は窺われない。 ■「SS過疎地」問題は、人口減少と高齢化が進む厳寒地北海道において極めて深刻な問題である。一方で、道のゼロカーボン推進政策における電気自動車普及促進との関連性も今後の課題と思料する。引き続き、将来を展望しつつ問題の根本解決に向けた建設的な方途を見出すための道としての主体的・積極的な役割発揮を求める要請の継続が必要と判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○道としては、国に対し、特に災害時や冬期間のガソリン・灯油の供給は地域住民の生命に関わる問題であることから、地域のサービスステーションの減少に歯止めをかけ、持続的な石油製品の安定供給を確保するための支援を一層拡充するよう要望してきており、引き続き国に対して求めてまいります。 ○また、国では、SS過疎地対策として、SSの環境・安全対策等を支援しているほか、SSの先進的事業モデルの構築や、事業承継等に向けた取組などへの支援を検討しているところであり、道としても、国の施策の方向性を踏まえながら、地域の方々将来にわたって安心して暮らしていけるよう市町村が主体的に行う取組を支援してまいります。【経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課】
<p>(3)「福祉灯油制度」の拡充 当協議会が2016年1月29日付で北海道知事へ提出した「福祉灯油制度の充実にかかわる提言」の趣旨を踏まえ、経済的困窮をともなう高齢世帯、住民税非課税世帯、一人親世帯、障がい者のいる世帯等の昨今の燃料費高騰に伴う生活環境への影響を鑑み「福祉灯油制度」の拡充をはかる。 ①市町村が積極的に「福祉灯油制度」などの助成増額や対象拡大など特段の支援を行えるよう「地域づくり総合交付金」等による予算措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○道では、冬期の暖房燃料費は、特に所得の低い高齢者世帯などの家計への負担が大きいものと考えており、今般の灯油価格高騰を踏まえて、市町村が行う、いわゆる「福祉灯油事業」へ助成する「地域づくり総合交付金」の基準額を令和3年度に引き続き、令和4年度も特例措置として1.5倍に引き上げることとしたところであり、より多くの市町村において、福祉灯油事業が実施されるよう、改めて制度の周知について徹底するなど、働きかけを行い、生活に困窮する方々の支援の充実に取り組んで 	<ul style="list-style-type: none"> ■「福祉灯油制度」の拡充については、今般の灯油価格高騰を踏まえた助成の引き上げや制度未実施自治体に対する働きかけ等、経済的困窮者支援に向けた道の対策が強化されているものと判断する。 ■引き続き、道に対しては、「福祉灯油制度」実施自治体の制度拡充(格差是正)につながる財政支援や国に対する恒常的財政措置の要望継続、制度未実施の市町村に対する制度化促進の指導・支援の実施を求めるとともに、他の困窮 	<ul style="list-style-type: none"> ○道では、低所得の高齢者世帯などを対象に、灯油を含む燃料費など、冬期間に必要な経費への支援を行う市町村に対し、「地域づくり総合交付金」を活用した助成を行うとともに、道内市町村の実施状況を取りまとめ、福祉灯油事業が、より多くの市町村で実施されるよう働きかけをしてきたところ。 ○道としては、これまでも灯油価格の動向などを踏まえた支援を国に要望してきたところであり、灯油価格が高騰した状態が続いている

<p>を図るとともに、国に対しても財政措置の要請を強く行う。</p> <p>②「福祉灯油」又はこれに類する支援制度の未実施の市町村に対し、制度化の促進に向けた指導を強化する。</p>	<p>まいります。</p> <p>○また、道としては、灯油価格が高騰した状態が続いていることから、低所得の高齢者世帯等への経済的な負担軽減が図られるよう、灯油購入費等に対する助成について恒常的な財源措置を講じるよう、これまでも東北7県とともに要望してきたところであり、今後も機会をとらえて引き続き、国に対して要望してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【保健福祉部地域福祉課】</p>	<p>世帯支援策とも組み合わせた福祉制度としての制度設計の検討を要望したい。</p>	<p>ことから、低所得の高齢者世帯等への経済的な負担軽減が図られるよう、灯油購入費等に対する支援措置について、要望したところであり、今後、国から生活者を支援するための原油価格高騰対策などの「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が示されたことを踏まえ、今後、より多くの市町村で福祉灯油事業が実施されるよう周知徹底を図るなど、対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【保健福祉部地域福祉課】</p>
<p>【重点項目】</p> <p>(4) 公営住宅高層階への灯油配達支援</p> <p>公営住宅高層階への灯油の配達「階上げ」の問題に対し、道が実態把握に向けた事業者と市町村を対象とした調査を実施のうえ、その調査結果や、問題解決に向け参考となる取組事例について、市町村のほか、消費者団体や石油関連団体、石油元売各社とも情報共有を行ったこととは評価したい。</p> <p>ただし、灯油が高騰するなかで、さらに階上手数料の負担ものしかかる、エレベーターが無く、オイルサーバーも無い公営住宅の高層階住民の灯油配達に係る問題は継続しており、引き続き、この問題に対する道の見解を求めるとともに、軽減措置などの施策（高齢者やハンデのある方への低層階優先措置等）の実施を要請したい。</p>	<p>○道では、階上給油に係る実態を把握するため、事業者と市町村を対象とした調査を実施し、昨年度、その調査結果や、問題解決に向け参考となる取組事例について、市町村のほか、消費者団体や石油関連団体、石油元売各社とも情報共有を行ったところ。今後も「北海道地域灯油意見交換会」における意見交換などを通じて、集合住宅に暮らす高齢者の方々などへの安定的な灯油の供給につなげてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【経済部環境・エネルギー局 環境・エネルギー課】</p> <p>○住宅課からは、道営住宅での取組について回答いたします。</p> <p>○道営住宅では、現在、道営住宅の整備にあたりましては、オイルサーバーの設置を標準とし、エレベーターが設置されていない3階建てから5階建ての既存の住棟で長期間維持していくものについては、他の改善工事に合わせて、順次、オイルサーバーの設置に取り組んでいるところです。</p> <p>○階段の昇降が困難な高齢者の方などに対しては、指定管理者と連携し、自治会と調整をはかったうえで、入居者のご意向もお伺いしながら、一階への住み替えなども行っているところです。</p> <p>○今後ともこうした取組を着実に実施し、入居される方が安全で安心して暮らせる住まいづくりに取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">【建設部住宅局住宅課】</p>	<p>■階上給油の問題については、当協議会からの継続要請に対し、道による実態把握に向けた事業者と市町村を対象とした調査が実施され、その調査結果や、問題解決に向け参考となる取組事例についても市町村のほか、消費者団体や石油関連団体、石油元売各社との情報共有が図られている。</p> <p>■また、今次要請に対する回答では、既存道営住宅におけるオイルサーバー設置の促進や階段の昇降が困難な高齢者などに対する低層階住み替えへの対応等が実践されている旨、示されている。一連の道の対応を評価するとともに、継続した取組を要望したい。</p>	<p>○道では、現在、中小企業の人手不足に対応するため、その魅力を伝える説明会や職場体験会を実施しており、石油販売事業者の方々も参加されています。今後、こうした人手不足に対応した道の取組や、就業環境の改善に向けた専門家の助言制度を事業者の方々に紹介することにより、人手不足の解消を支援してまいります。</p> <p>○また、階上給油に係る実態を把握するため、事業者と市町村を対象とした調査を実施しており、その調査結果や、問題解決に向け参考となる取組事例について、市町村のほか、消費者団体や石油関連団体、石油元売各社とも情報共有を行ったところ。今後も「北海道地域灯油意見交換会」における意見交換などを通じて、集合住宅に暮らす高齢者の方々などへの安定的な灯油の供給につなげてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課】</p> <p>【3月2日付で以下内容（概略）について照会】</p> <p>調査結果の内容や支援策の検討状況について追加の回答を求めたい。</p> <p>※3月9日付で以下回答、及び資料提供あり</p> <p>○階上給油に係る調査結果及び参考事例については、別紙の資料により市町村、消費者団体や石油関連団体、石油元売各社と情報共有を行っています。</p> <p style="text-align: right;">【経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課】</p>
<p>8. その他</p> <p>【重点項目】</p> <p>(1) 「北海道労働資料センター」の運営体制強化</p> <p>北海道労働資料センターは、平成5年9月10日に開設され来年で満30年を迎えるが、①道内の労働運動や労働行政の歴史をしるす貴重な図書や資料の散逸を防ぐとともに、最新の労働情報の提供を行う、②これらの労働関係の図書・資料から多くのことを知りかつ学び（温故知新）、「近代的な労使関係の構築」</p>	<p>○労働情報の収集、提供及び利用者に対するレファレンスにつきましては、利用者の希望に応じて、労働資料の検索やレファレンスサービスを提供するとともに、コロナ禍に応じた貸出期間の延長など、利用者に対し丁寧な対応を行っております。</p> <p>○管理運営につきましては、貴重な資料の保存はもとより、散逸や亡失を防ぐため、北海道経済連合会、北海道労働者福祉協議会、北海道労働文化協会及び道で構成す</p>	<p>■「北海道労働資料センター」管理運営体制の充実・強化についての具体的回答は示されなかった。</p> <p>道・道経連・道労協・道労文協の4者で構成される「運営協議会」における協議の促進等も含め関係団体とも連携した対応を検討し、要請を継続したい。</p>	<p>○労働情報の収集、提供及び利用者に対するレファレンスにつきましては、労働資料センター利用者の希望に応じて、労働資料の検索サービス、レファレンスの提供を行っており、新規利用者への案内サービス、コロナ禍に応じた貸し出し期間の長期化など、利用者に向けて丁寧な対応を行っております。</p> <p>○令和元年度以降は、労働資料センター特別企</p>

<p>や「勤労者の生活・文化・福祉向上」に利活用する、との設置(開設)目的について改めて認識し、北海道の貴重な財産として未来につなげていく必要がある。</p> <p>依って、今日までの議論経緯をベースに、①労働資料の収集、保存、補修及び閲覧者に対する検索サービス (2)労働情報の収集、提供及び利用者に対するレファレンスサービス等の提供に係る継続的かつ安定的な管理運営(常駐)体制の確立に必要な経費の予算化を切に要望する。</p>	<p>る「北海道労働資料センター運営協議会」において、資料のあり方等について検討してまいります。</p> <p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p>		<p>画展に関する活動や、企画展来場者がセンターを利用するなどの効果もあり、労働資料センターの利用件数等の状況が増加に転じてきているところ。</p> <p>○道としては、本道における労働運動の歴史を道民に知っていただくとともに、北海道経済連合会、北海道労働者福祉協議会及び北海道労働文化協会とも連携を図りながら、北海道労働資料センターの持続的な管理・運営を行ってまいります。</p> <p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p>
---	---	--	--

以 上